

堀尾氏発給文書及び系譜集

——慶長五年以前——



堀尾吉晴木像(春光院蔵)

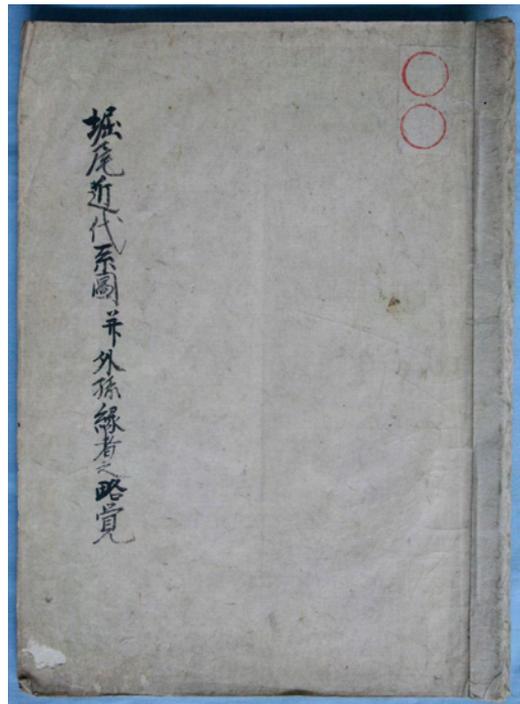
2 天正十年十一月十二日 堀尾吉定(吉晴) 田地寄進状

丹波國氷上郡 柘原別荘
八幡宮寄進田之事
合意候者在_{在(實)柘原字下}
右付田地之_{在(實)柘原字下} 治方當知所
奉寄進 八幡宮別荘也
然在於 神代武運長久
御祈念_{在(實)柘原字下} 仍永代
奉寄進_{在(實)柘原字下}
天正拾年二月三日 堀尾吉定
八幡宮 西后

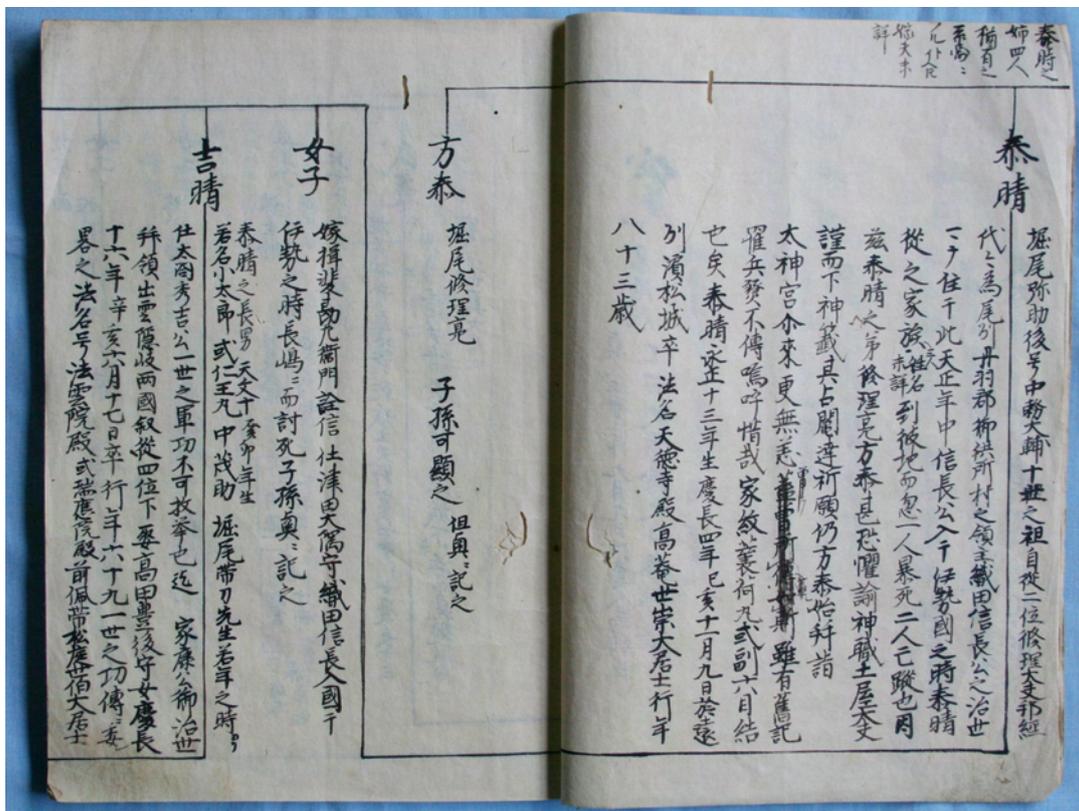
3 天正十年十一月吉日 堀尾吉定(吉晴) 田地寄進状

丹波國氷上郡 柘原別荘
八幡宮寄進田之事
合意候者在_{在(實)柘原字下}
右付田地之_{在(實)柘原字下} 治方當知所
奉寄進 八幡宮別荘也
然在於 神代武運長久
御祈念_{在(實)柘原字下} 仍永代
奉寄進_{在(實)柘原字下}
天正拾年二月三日 堀尾吉定
八幡宮 西后

「堀尾近代系圖並外孫縁者之略覽」表紙



「堀尾近代系圖並外孫縁者之略覽」堀尾泰晴条



堀尾氏発給文書及び系譜集

——慶長五年以前——

はじめに

堀尾吉晴公共同研究会は、堀尾吉晴の誕生の地である愛知県大口町と、終焉の地である島根県安来市・松江市が、吉晴の人物像をより明らかにし、共通の歴史認識を持つために、平成二十八年に共同で設置した研究会です。

堀尾吉晴は、豊臣秀吉の家臣として、極めて早い段階から行動を共にし、秀吉の栄進とともに活躍の場を広げた戦国武将です。しかし、これまで知られていた史料や伝承は限定的であるとともに、戦国動乱の中で吉晴の活動拠点がめまぐるしく変わったこともあり、吉晴と堀尾氏に関する情報は三市町でもあまり共有されていませんでした。そこで、共同研究会では、博物館や文化財行政に携わる職員らが集い、議論を重ね、最終的に城郭、石造物、文献の調査研究を通して、堀尾吉晴とその一族についての共通理解を深めることとなりました。

さて、本能寺の変後の堀尾吉晴は、丹波国黒井、若狭国高浜と佐垣、近江国佐和山、遠江国浜松、そして出雲国・隠岐国と栄進して近世大名となります。それぞれの場所で領国の統治のため、吉晴自身または家臣団が文書を発給しています。本報告書では、それら発給文書の内、出雲国に入国する慶長五年（一六〇〇）以前のものを網羅的に情報収集し、掲載しました。

堀尾家は吉晴の孫である忠晴の代に断絶し、まとまった史料が現存していません。本報告書を契機として、戦国武将堀尾吉晴の研究がさらに発展し、吉晴の前半生や人間性など様々な成果が出てくることを期待するものです。

令和三年三月

堀尾吉晴公共同研究会 文献チーム

編集方針

本書は、後に松江藩主となる堀尾家に関する史料のうち、

① 中世史料

② 堀尾吉晴及び堀尾家臣が発給した史料を採録した。

収載した史料の年代は、堀尾氏が出雲国へ入国する慶長五年（一六〇〇）以前を収めた。

また、今後の参考に付するため、堀尾氏の名のある棟札についても収載した。

次いで、近世成立の系譜

③ 『譜牒余録』収載堀尾系譜および「堀尾近代系図並外孫縁者之略覚」

の二点を翻刻した。

分担は、西島 太郎（松江歴史館学芸員）が「I 史料 1. 中世の堀尾氏」を、その他全てを新庄 正典（松江歴史館学芸員）が執筆した。なお、「I 史料 2. 堀尾吉晴及び家臣発給文書——慶長五年以前——」は、福井 将介（元松江市歴史まちづくり部史料編纂課専門調査員）作成の史料一覧に基づき作成した。

凡例

一、史料の配列は、編年順とした。年代の特定できない史料については、内容から適当な場所に仮に収めた。

二、史料一点ごとに、史料番号、史料名、所蔵者名、出典先を付した。

なお、史料番号は「1. 中世の堀尾氏」と「2. 堀尾吉晴及び家臣発給文書——慶長五年以前——」それぞれ別に付与し、「1. 中世の堀尾氏」では漢数字、「2. 堀尾吉晴及び家臣発給文書——慶長五年以前——」では洋数字にした。また、棟札は別に史料番号を付与し、番号の上部に「棟」と表記した。活字化された刊本に依拠した史料の史料名は、明らかな誤りを除き、できるかぎり刊本に従って表記した。また、依拠した刊本の注釈の上部には「○出典」と表記した。

三、史料の翻刻にあたっては、以下のような標記を用いた。

(一) 史料には、適宜読点（、）や並列点（・）を加えた。

(二) 漢字の字体は、原則として常用漢字・人名用漢字の新字体を使用した。表外漢字字体表にある文字については、簡易慣用字体か印刷標準字体を採用した。常用漢字表・人名漢字表・表外漢字字体表にない文字の異体字・略字については、原則として正字に改めた。

(三) 変体仮名や慣用的合字などのうち、「ㇿ」(より)、「メ」(して)、「江」(え)、「而」(て)、「与」(と)、「者」(は)、「茂」(も)、「而」(已)「(のみ)」、「メ」(しめ) はそのまま用いた。

(四) 誤字・脱字等については原文通り記載し、疑問の残るものは(〇〇カ)、脱字の場合は(〇〇脱)、文字に疑義のあるものは(マ)と注記した。

口 絵	i
はじめに	3
編集方針	4
凡 例	5
目 次	7
I 史料	
1. 中世の堀尾氏	13
中世の堀尾氏	15
1 尾張国堀尾庄と長岡庄の堺相論文書	15
2 鎌倉幕府の御家人堀尾氏	15
3 堀尾の名字と堀尾吉晴	16
4 小括	17
史料編	18
細目次	18
史料翻刻	18
2. 堀尾吉晴及び家臣発給文書——慶長五年以前	27
史料編	29

(五) 史料中の抹消部分については、その左側に「ミ」(見セ消チ)を付し、右側に訂正部分を小活字で記した。抹消もしくは削除された文字が判読困難な場合は、■で示した。

(六) 虫損等により判読難の文字は、□□、「」などでその状態を記した。なお、用字が推定可能な場合は、右側に小活字で「○○カ」などと注記した。

(七) 異筆の部分は「」をもって括り、(端裏書)、(異筆)、(ウワ書)、(朱筆)などと注記した。

(八) 花押は(花押)、印章は(印)と記した。

四、収録史料の一部には、中・近世社会において差別された人々に関わる記述などが含まれている。事実在即した歴史認識を通して差別の克服をはかるという立場から、そのまま掲載した。その旨を了解し、適切に活用していただきたい。

目次

細目次	29
史料翻刻	31
堀尾吉晴略年表	95

II 系譜

1. 『譜牒余録』 収載堀尾系譜	101
解説	103
史料翻刻	105
2. 「堀尾近代系図並外孫縁者之略覚」	106
解説	125
史料翻刻	127
史料翻刻	128
3. 松江藩主堀尾一族について	169
松江藩主堀尾一族について	171
はじめに	171
1 松江開府の祖 堀尾吉晴	171
2 初代松江藩主 堀尾忠氏	173
3 二代松江藩主 堀尾忠晴	174
4 吉晴の叔父方泰の家系(堀尾但馬家)	174
5 吉晴の姉奈良の家系(堀尾民部家)	176
6 吉晴の長弟泰勝の家系(堀尾次郎助家)	177
7 吉晴の末弟宗光の家系(堀尾掃部家)	178
8 吉晴の長妹の家系(森勘兵衛家)	180

9 吉晴の次妹の家系(小嶋伊予家)	180
10 吉晴の末妹の家系(堀尾大隅家)	181
11 吉晴の長男 堀尾金助	182
12 吉晴の長女勝山の家系(堀尾河内家)	184
13 吉晴の娘の家系(堀尾因幡家)	186
14 吉晴の伯母の家系(前田丹波家)	187
おわりに	188

おわりに	191
------	-----

I
史
料

1. 中世の堀尾氏

中世の堀尾氏

1 尾張国堀尾庄と長岡庄の堺相論文書

宮内庁書陵部所蔵「参軍要略抄下」(一卷、南北朝期書写)の紙背文書として堀尾・長岡両庄境相論文書二十七通が残されている。本書では、そのうち堀尾氏が直接出てくる十七通を収載した。この史料は、一九七〇年に飯倉晴武氏により「尾張国堀尾・長岡両庄堺相論文書——書陵部所蔵「参軍要略抄下」紙背——」^①として紹介された。この史料から、尾張国堀尾・長岡両庄の堺相論を分析したのが、藤井崇「尾張国長岡荘と堀尾荘の堺相論」^②であり、近年では、『愛知県史』通史編2通史編1の「長岡荘と堀尾荘」「鎌倉時代の百姓の動き」^③が最もまとまった研究となっている。ここでは鎌倉時代の堀尾氏および堀尾吉晴との関係に絞って検討する。

2 鎌倉幕府の御家人堀尾氏

堀尾氏の初見史料は、嘉禎元年(一二三五)九月付近衛家実家政所下文案である(史二／愛二四五)^④。下文案には「堀尾庄地頭家綱」とあり、この「家綱」は、建長四年(一二五二)四月二十九日付関東御教書案にでる「堀尾小太郎家綱」である(史九／愛三三三)。堀尾庄と領家が同じで東方に隣接する長岡庄と、その堺をめぐる堀尾氏は争う。翌五年も「堀尾庄地頭家綱」とでるが、三年後の康元元年(一二五六)十二月五日付関東御教書および正嘉元年(一二五七)推定閏三月四日付六波羅探題北条時茂書状案には、「尾張国堀尾庄地頭行家・行綱等」とあり、家綱から代が変わっていることが分かる(史二一／愛三三九。史二二／愛三五八。史二三／愛三六一)。行家・行綱は兄弟と推定されるが、両者が幕府へ申状を提出していることから、堀尾庄地頭職は「行家・行綱等」へ分割して相続されたと考えられる。

弘安元年(一二七八)十二月十六日付関東御教書案には「堀尾又太郎行綱申、尾張国堀尾庄与長岡庄堺事」とあり、訴状の主体が行綱であることから、行綱が堀尾家当主となり、分割された行家分は惣領のもとへ戻ったものと推定される(史二五／愛四四五)。

その後、正和二年(一二三三)十月付尾張国堀尾庄地頭代光綱

申状案によれば、「右、当庄地頭職者、去建久三年後藤三行直、令拜領之以降、為重代相伝之所帯知行敢無相違」とあり、建久三年（二一九三）七月に征夷大將軍となった源頼朝から後藤三行直が堀尾庄地頭職を得て、以後、その一族が相伝したことが分かる（史一六／愛七二八）。後藤三行直は鎌倉幕府の御家人であり、堀尾庄の地頭職を源頼朝から補任された本補地頭だったのである。史一（愛二一七）の「堀尾庄地頭行直」は、年代的にも後藤三行直、その人であると考えられる。

嘉禎元年（一二三五）に「家綱」、建長四年（一二五二）には「堀尾小太郎家綱」とする堀尾家綱は、後藤三行直の子か孫であると推定されるが、家綱は後藤ではなく堀尾を名字としているため、堀尾庄に住み、名字の地としたものと考えられる。

家綱のあとを嫡子の泰行が継ぐが、行綱の後家で、泰行の養母だった尼正寿が堀尾庄の管轄を訴え、正寿没後、闕所となり齋藤重行に与えられるが、結局、泰行のものとなっている（史一六／愛七二八）。鎌倉最末期には「堀尾庄地頭弥太郎泰行并三郎太郎忠綱等」の代官が長岡庄との堺相論で登場する（同）。

しかし鎌倉時代を通じ堀尾庄地頭だった堀尾氏も、鎌倉最末期を最後に史料からみえなくなる。このことからすると、鎌倉幕府

た場所にある。堀尾泰晴・吉晴の時代にはすでに、堀尾庄の地名も無く、鎌倉時代の御家人堀尾氏にあやかる理由もない。そのため、先祖から代々、堀尾の名字を名乗っていた可能性が高い。

また、江戸幕府が諸家の家譜を集成した『譜牒余録』の作成時、堀尾家から幕府へ提出された系図の原本もしくは控で、寛永九年から元禄元年まで（一六三二～八八）に作成した系図に、春光院所蔵「堀尾家譜系」がある。この系図に拠れば、忠泰―泰邦―忠邦―泰吉（小太郎）―泰政―泰晴―可晴（吉晴、小太郎）―忠氏と続けており、堀尾氏は「泰」字を通字としている。また祖父泰吉および吉晴は「小太郎」を通称にしている。この二点は、鎌倉時代の堀尾弥太郎泰行の「泰」字、堀尾小太郎家綱の通称「小太郎」を彷彿させ、代々の通字・仮名が共通するという点は指摘できる。

4 小括

以上、鎌倉幕府の御家人で、尾張国中島郡堀尾庄の地頭だった堀尾氏と、戦国時代に岩倉織田氏に仕えた堀尾泰晴、その子吉晴との関係を見てきた。両氏を繋ぐ一次史料はない。また堀尾吉晴も堀尾庄や鎌倉幕府御家人堀尾氏との繋がりを主張することもなく、堀尾氏の事績もせいぜい父泰晴の代までである。しかし既に

が滅亡し、南北朝の内乱のなか堀尾氏は没落することとなったと推察される。

3 堀尾の名字と堀尾吉晴

それでは、鎌倉時代の尾張国中島郡堀尾庄地頭の堀尾氏は、堀尾吉晴を輩出する戦国時代以降の堀尾氏の祖先といえるであろうか。直接にそれを裏付ける史料はない。

堀尾庄は現在の岐阜県海津市平田町附近である。⁵⁾ 建武三年（一三三六）十一月二十八日付光厳上皇院宣并足利尊氏書状案（愛一〇三八）を最後に史料上みえなくなる。

堀尾吉晴が同時代史料で確認できるのは、天正八年（一五八〇）の羽柴秀吉書状が初見である（安積文書）。これ以前の事績は、吉晴の家臣である小瀬甫庵がのちに執筆した『太閤記』に拠らざるを得ない。『太閤記』には「先生吉晴は尾州上郡御所人也、父は堀尾中務少輔吉久とて、国人三十六人の内にして、尾州上四郡のさたを知侍りぬ」とあり、吉晴の父泰晴の頃には、堀尾氏は尾張国の国人の一つとして数えられていたとする。⁶⁾

吉晴やその父泰晴が居住した尾張国丹羽郡御供所（愛知県丹羽郡大口町）は、同国中島郡堀尾庄の東に約二七キロメートル離れ

消失していた堀尾の地名を名字とし、「泰」の通字や小太郎の通称など、鎌倉御家人の堀尾氏との共通点を持っていた。全く何も無いところから堀尾の名字を名乗ることはないとするならば、室町時代初頭に没落した鎌倉幕府御家人の堀尾一族の子孫の一人が、紆余曲折を経て、堀尾庄故地から東へ約二七キロメートル離れた丹羽郡御供所の地に拠点を定めたとの想定も、可能性の一つとして残しておきたい。

注

- (1) 『古文書研究』三。
- (2) 『悪党と内乱』悪党研究会編、岩田書院刊、二〇〇五年。
- (3) 愛知県、二〇一八年。
- (4) 『史料編』二二号。併せて『愛知県史』資料編8中世1の史料番号も付し、以下、「史〇〇〇／愛〇〇〇」と略記し、翻刻は同書に拠る。
- (5) 『愛知県史』通史編2通史編1「長岡荘と堀尾荘」。
- (6) 島田成矩氏は、吉晴の父泰晴が、岩倉織田氏に仕えていたが、織田信長により主家が滅ぼされると、父子共に牢人となったとする(①『武功夜話』に見る堀尾吉晴と山中鹿介)『国学院雑誌』八九―一一、一九八八年。②「堀尾吉晴の初陣論」『松江工業高等専門学校研究紀要 人文・社会編』二六、一九九一年。③「織田信長の稲葉山城攻めと堀尾茂助」『同』二七、一九九二年。しかし偽書とされる『武功夜話』を全面的に利用した見解であるため、『武功夜話』を使わないで、検討していく必要がある。
- (7) 『松江市歴史叢書』一、二〇〇七年所収。

【史料編】

(細目次)

- 一 建永元年七月四日 將軍源実朝家下知状案
- 二 嘉禎元年九月 近藤家実家政所下文案
- 三 (嘉禎元年) 九月二十五日 近衛家実御教書案
- 四 (嘉禎元年) 九月二十八日 六波羅御教書案
- 五 嘉禎元年十一月十七日 関東御教書案
- 六 嘉禎二年三月六日 六波羅施行状案
- 七 建長三年十月 近衛兼経家政所下文案
- 八 (建長三年) 十二月十八日 六波羅探題北条長時書状案
- 九 建長四年四月二十九日 関東御教書案
- 十 建長四年十月十一日 関東御教書案
- 十一 建長五年二月十一日 六波羅探題北条長時書状案
- 十二 康元々々年十二月五日 関東御教書案
- 十三 (正嘉元年) 後三月四日 六波羅探題北条時茂書状案
- 十四 (正嘉元年カ) 六月二十日 堀川基貞御教書案
- 十五 弘安元年十二月十六日 関東御教書案
- 十六 正和二年十月 尾張国堀尾庄地頭代光綱申状案
- 十七 元亨二年六月 尾張国堀尾庄雜掌良有重申状案

一 將軍源実朝家下知状案
(宋合忠) (中船部) (後徳)
 堀尾庄地頭行直訴申、俄為長岡庄官越往古四至堺、欲押領
 田地由事

右云堀尾庄云長岡庄、共以雖為 殿下御領、庄号各別、其地
 不混合、本自堺四至打勝示、年来更不相論境之処、今以新儀
 為長岡庄官越四至、欲割取堀尾庄々領云々、事实者甚濫吹也、
 早停止其妨(如左)旧可糺定之状、依 鎌倉殿仰、下知如件、
 建永元年七月四日 惟宗(孝実) 在判
 民部丞中原(師俊) 在判
 散位藤原朝臣(行光) 在判
 書博士中原朝臣 在判
 散位大江朝臣 在判

二 近衛家実家政所下文案
(宋合忠) (近衛家実)
 前太政大臣家政所下 尾張国堀尾庄官等
(中船部)
 可早長岡庄与堀尾庄堺相論未断間、任建永政所下文旨、就
 旧作堀尾庄致沙汰事
 右、長岡庄与堀尾庄堺相論事、就寛治本券・永長政所下文

去四月雖被裁断、如堀尾庄申者、田地大略被打取畢云々、彼
 是共御領也、長岡庄縱被定其堺、堀尾庄可減失者、可謂不便
 歟、此条雖被貽御疑、所詮兩庄共、可被決御計事也、仍雖不
 及對問、堺論未断之間、任建永政所下文旨、就旧作可進退之
 由、所被仰合堀尾庄地頭家綱也、云長岡庄、云堀尾庄、共可
 存此旨之状、所仰如件、兩庄官等宜承知、不可違失、故下、
 嘉禎元年九月 日 案主中原

大從右衛門少志惟宗 在判
 別当右大弁藤原朝臣(光俊) 在判 少從彈正少志惟宗 在判
 右少弁藤原朝臣(経光) 在判
 前下野守藤原朝臣(業俊) 在判

三 近衛家実御教書案
(宋合忠) (中船部)
 尾張国長岡庄与堀尾庄堺相論事、就寛治本券・永長政所御下
 文、去四月雖被裁断、如堀尾庄申者、当庄田地大略被打取了
 云々、彼是共御領也、長岡庄縱被定是堺、堀尾庄可減失者、
 可謂不便歟、此条雖被貽御疑、所詮兩庄共可被決御計事也、
 仍雖不及對問、堺論未断之間、任建永政所御下文旨、就旧作

堀尾庄可進退之由、所被仰合地頭家綱也、可令存旨給者、仰
 旨如此、仍執達如件、
 嘉禎元 九月廿五日 判奉
(北条重時) (藤原頼實)

逐申、政所御下文、即給家綱候了、可有御存知候、此由
 且可被申関東候、

四 六波羅御教書案
(宋合忠) (中船部)
 尾張国長岡庄与堀尾庄相論堺事、以被仰下候之旨、令言上近
 衛殿御方候之処、勘解由中納言(藤原頼實) 家 御奉書 副政所、
 如此候、謹
 以進上候、可有御披露候歟、恐惶謹言、
 嘉禎元 九月廿八日 掃部助時成 在判
(北条) (盛)
 駿川守重時(西) 在判
(北条)

進上 齋藤兵衛入道殿
(長定)

五 関東御教書案
 関東御下知案
 堀尾庄与長岡庄堺事、任旧跡可為堀尾内之由、近衛(家表)前殿下政

所下文案披露了、守此旨、可令致沙汰之状、依仰執達如件、

嘉禎元年十一月十七日

武藏守 在判

相模守 在判

堀尾小太郎殿

六 六波羅施行状案

六波羅殿御施行案

尾張国堀尾庄与長岡庄堺事、任去年十一月十七日関東御

教書之状、可被沙汰之状如件、

嘉禎二年三月六日

掃部助 在判

駿川守 在判

堀尾小太郎殿

七 近衛兼経家政所下文案

摂政前太政大臣家政所下 尾張国長岡庄官等

可早任代々政所下文已下証文、停止堀尾庄押領、当庄西堺

事

副下文曆政所下文案

右彼雜掌解状云、件堺事去嘉保元年之比、為国衙相論出来之

時、当国在庁官人図師等臨于彼地、且任公驗之道理、且依当

時之地形、令実檢言上之間、被成下内親王家庁御下文并関白

内大臣家政所御下文、任旧当御庄西堺自為社令南行、至于乞

凶塚被定畢、而去承元年中之比、為堀尾庄恣被押領之間、去

文曆之比、依令訴申堀尾地頭家綱就掠申今案、不被決理非、

被付堀尾庄畢、彼御下文云、堀尾庄可減失者、可謂不便、未

断之間、暫可進退云々、以此子細、堀尾庄無道之条、可足御

賢察乎、堀尾庄者本自依為狭少之地、所請申之御年貢絹卅疋、

糸四十兩坎、而依令押領傍庄之堺、被経御沙汰、任旧被裁断

之日、堀尾庄可減失之旨、令掠申之条、太不足言之次第也、

争可及御信用哉、所詮、寛治八年長岡庄本四至云、

社 北限大和 云々、然者、任本券并代々政所御下文、停止堀尾庄

押領、任旧可長岡庄領之由、欲被成下重政所御下文者、可

早任代々政所御下文已下証文、停止堀尾庄押領、任旧為長岡

庄領之状、所仰如件、庄官等宜承知、不可違失、故下、

建長三年十月 日 案主中原

大從彈正少忠惟宗 在判

別当造東大寺長官右大弁藤原朝臣 判

大外記兼安房守中原朝臣 判

修理東大寺大仏長官左大史小槻宿祢 判

掃部頭兼大外記中原朝臣 判

防鴨河使左衛門権佐藤原朝臣 判

兵部権大輔平朝臣 判

左兵衛佐藤原朝臣 判

八 六波羅探題北条長時書状案

尾張国長岡庄雜掌与堀尾庄地頭家綱相論堺事、可參決之由、

相触家綱候処、不可遂其節候旨、令申候上者、可随政所御下

知之由、直加下知候、以此趣、可有御披露候、長時恐惶謹言、

十二月十八日

左近将監平長時 裏判

進上 兵部権大輔殿

九 関東御教書案

関東御教書案

堀尾小太郎家綱申、為尾張国長岡庄雜掌久資法師并地頭。宮

太郎左衛門尉盛氏等、以新儀令押領堀尾庄四分三、剩乱入家

内、与恥辱猶妻子、被致種々狼藉由事、訴状 副具 遣之、早

可令尋成敗、若又有殊子細者、可令注申給之状、依仰執達如

件、

建長四年四月廿九日

相模守 御判

陸奥守 御判

陸奥左近大夫将監殿

十 関東御教書案

尾張国堀尾庄地頭家綱与長岡庄雜掌久資法師・地頭盛氏相論

堺事、家綱訴状副具書如此、兩庄共為 近衛殿御領之間、可

有御成敗之由、先度被申御返事畢、而如家綱所進御教書者、

先々有関東御口入旨所見也、所詮、任道理、可有御裁許之由、

可被申入本所之状、依仰執達如件、

建長四年十月十一日

相模守 在判

陸奥守 在判

陸奥左近大夫将監殿

陸奥左近大夫将監殿

十一 六波羅探題北条長時書状案

自六波羅伝被進

尾張国堀尾庄地頭家綱(中嶋部)与長岡庄雜掌久資法師・地頭盛氏相

論堺事、就去年十月十一日御教書、令申入大殿御所候之処、

御返事并訴陳状具書等、相副目錄、謹以進上候、子細載状候

坎、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建長五年二月十一日 左近将監長時 裏判(北条)

進上 清左衛門尉殿(清原満定)

康元々年十二月五日

武蔵守 判(北条長時)
陸奥守 判(北条政村)

陸奥弥四郎殿(北条時茂)

十三 六波羅探題北条時茂書状案

自六波羅殿被進本所御文案

尾張国堀尾庄地頭行家・行綱等申、為長岡庄被押領堀尾庄内

由事、就雜掌陳状、重訴状副具書 謹進上候、所詮、任関東御

教書、可被遂実檢之由申之候、以此旨可有御披露候之、恐惶

謹言、

後三月四日 左近将監平時茂 裏判(北条)

進上 兵部郷殿(近衛実徳)

十二 関東御教書案

関東御教書案

尾張国堀尾庄地頭行家・行綱等申、為長岡庄雜掌久資法師并

地頭盛氏等、被押領堀尾庄内由事、訴状副先度訴陳具書 遣之、所

詮、兩庄共以本所一所之御領也、又地頭等之訴訟非可黙止、

但先々帶御教書之由。雖申之、云彼云是、付一方申状被成下

坎之間、互貽鬱訴坎、於今度者、早申入子細於本所、差遣使

者、召決兩方、実檢論所、尋究淵底、可令注進申詞・絵図之

状、依仰執達如件、

十四 堀川基貞御教書案

長岡御庄与堀尾御庄堺相論事、武家状副具書 遣之、忿企參洛、

可被遂対決之由、堀川中納言殿所被仰下也、仍執達如件、

六月廿日 前対馬守 判(正嘉元年九)

堀尾御庄地頭殿

十五 関東御教書案

関東御教書案

堀尾又太郎行綱申、尾張国堀尾庄与長岡庄堺事、訴状如

此、早触申本所可被注進之状、依仰執達如件、

弘安元年十二月十六日 相模守 在判(北条時宗)

陸奥守殿(北条時村)

越後新左近大夫将監殿(北条時國)

十六 尾張国堀尾庄地頭代光綱申状案

尾張国堀尾庄地頭弥太郎泰行并三郎太郎忠綱等代光綱謹言

上

欲早被進御文於近衛殿政所、任代々御下知旨、可停止雜掌

新儀押領由、蒙御成敗、当国長岡庄領家参川馬助立新儀堺、

令押領堀尾庄内四分三田島荒野等、無謂子細事

副進

一通 関東御下文案 応長元年十月廿三日 泰行 選補由事

一通 関東御下知案 建永元年七月日 可停止長岡庄妨由事

一通 本所御下知案 建永二年三月日 任旧作堀尾庄可進退由事

- 一通 本所御下知案 九月廿五日 子細 同前
- 一通 六波羅殿御教書 九月廿八日 政所御下文被進関東由事
- 一通 関東御下知案 嘉禎元年十一月十七日 任近衛前殿下政所下文可致沙汰事
- 一通 六波羅殿施行案 同二年三月六日
- 一通 関東御教書案 建長四年四月廿九日
- 一通 同御教書案 弘安元年十月十六日

右、当庄地頭職者、去建久三年後藤三行直令押領之以降、為重代相伝之所帶知行敢無相違、爰長岡庄雜掌背代々御下知旨、致非文押領之間、自弘安年中就亡父行綱訴、為津戸出羽入道尊円奉行被経御沙汰、擬領御下知之刻、同十一年行綱令他界乎、仍泰行為嫡子、讓得彼跡之処、後家尼正寿泰行養母令管領当庄訴申之間、正安年中、為三宮孫四郎国明奉行、被経御沙汰之処、正寿又他界之刻、被召置泰行分於關所、斎藤十郎左衛門尉重行雖令押領、依申披事由、去応長元年十月廿三日如元可安堵之旨、泰行預関東御下文畢、須停止長岡庄妨、任旧跡可為堀尾庄之由、所進御下知状等分明也、案文謹備于右、凡云長岡庄云堀尾庄、共以本所雖為一所御領、堀尾者、令備進有限御年貢、於下地者地頭一円管領之地也、長岡庄者雖

為地頭各別之地、於所務者為本所御進止之地間、雜掌等動背御下知之旨、任雅意立新儀堺、押領堀尾庄内四分三、抑留得分物之条奸謀也（之）次第也、所詮、停止長岡庄之妨、可為堀尾庄之旨、云本所云。武家、代々御下知分明之上者、早被打渡下地、且被糺返得分物後、於雜掌者、欲被召行其咎矣、仍粗言上如件、

正和二年十月 日

十七 尾張国堀尾庄雜掌良有重申状案

〔金書〕
堀尾一兩状案

近衛北政所御領尾張国堀尾庄雜掌良有重言上（中堀尾）

欲早被停止同国長岡庄雜掌宗兼謀陳、且依代々本所御下文、

且任關東御下知御教書等、蒙御成敗、將又相貽御不審者、

任康元々年十二月五日關東御教書明文被召置兩方繪図、被

入実檢使、被究兩方真偽淵底、堀尾庄与長岡庄堺事

副進

一卷 本所代々御下文并關東御下知御教書案 先進

一通 關東御教書案 康元々年十二月五日重備之

六通 繪旨案 當進

一通 繪図

右、堀尾庄・長岡庄共以為近衛殿御領、而動自長岡庄方打越往古之堺、已令押領堀尾方四分三之時、堀尾庄地頭行直・家綱等、或時者於本所蒙御裁許、或時者於武家預御下知御教書畢、其支証□□備右畢、然而堀尾庄者近衛北政所御相伝之間、且庄堺者專為本所御鬱訴之間、雜掌良有捧訴状之処、長岡庄雜掌宗兼偽陳云、当庄堺事、去建長年中重々被経御沙汰、被付長岡庄畢、云本所御下文、云六波羅御下知、炳焉也云々、此条如彼御下知案文者、兩庄共以御進止之時、任雜掌一方申請掠給之状也、一切不可立今証拠者也、隨而其後去康元々年十二月五日關東御教書者、尾張国堀尾庄地頭行家・行綱等申、為長岡庄雜掌久資法師并地頭盛氏等、被押領堀尾庄内由事訴状 副先度訴
陳具書 遣之、所詮、兩庄共以本所一所之御領也、又地頭等訴訟非可默止、但先々帶御教書由各雖申之、云彼云是付一方申状被成下坎之間、互貽鬱資訴坎、於今度者、早申入子細於本所、差遣使者、召決兩方、実檢論所、尋究淵底、可令注進申詞繪図之状、依仰執達如件云々、此上者何掠自自悠給

状、尤不足証拠者也、若又就彼建長三年御下文可被経御沙汰者、召給被載同状嘉保元年内親王家庁御下文・關白内大臣家政所御下文并寛治八年長岡庄本券四至状、可申所存者也、次六波羅御下知由事、如案文者、全不被裁許堺理非上、如先段言、被棄捐康元々年關東御教書者也、次堀尾庄地頭等就訴申、為飯尾兵衛大夫為定奉行、依被経御沙汰、堀尾庄方訴非越訴者、無左右入理非、難及御沙汰之次第、雜掌就支申、地頭等失術計之刻、堀尾庄雜掌得地頭之語、於 公家申子細之条奸謀也、於武家其沙汰之上者、被棄捐雜掌良有非分奸訴、可被行一事兩様罪科云々、此条存外申状、併招其科者也、西国堺事自元、可為 聖斷之旨定法也、不得地頭之語者、雜掌不可申子細坎、就中、寄事於建長三年御下文、当庄已打越四分三之間、堀尾庄有名無実、仍乃貢追年減少之間、本所御損亡何事如之、將又一事兩様之子細何事乎、不足言申状。也凡往古堺者、限北東尾六江、限乾小路、限南西、美濃国也、其子細繪図所見也、就中長岡庄者往古十郷所也、而河東四郷者地頭各別也、將又河西六郷所仁打超往古堺江、何号堺方、始天付置異名、令押領他庄之条、争可通其科哉、隨而如所被付堀尾庄、

〔近衛家老〕
建曆三年八月十二日禪定殿下政所御下□□致堺相論之事、已四ヶ度也、而每度不定一所乍四ヶ度替所之条自由謀計也、早任先例并度々政所下文以下証文、可停止長岡庄官等濫妨堺之状、所仰如件云々、此上者後日長岡庄掠給御下知条分明也、争可無御炳誠乎、所詮且依本所代々御下文、且任關東度々御下知御教書、蒙御成敗、若又相貽御不審者、早被入檢使被処每度打超之科、至于年年御年貢者、遂結解為被糺返、恐々重言上如件、

元亨二年六月 日

2. 堀尾吉晴及びび家臣発給文書
——慶長五年以前——

【史料編】

(細目次)

棟1	天正八年八月吉日	大手八幡社棟札銘写
1	(天正十年) 三月十三日	堀尾吉定(吉晴)書状
2	天正十年十一月十二日	堀尾吉定(吉晴)田地寄進状
3	天正十年十一月吉日	堀尾吉定(吉晴)田地寄進状
4	天正十二年三月七日	堀尾茂助寺地寄進状
5	天正十五年正月二十六日	松田左近右衛門書状
6	天正十六年九月二十八日	落合孫左衛門等判物
7	天正十七年八月十九日	堀尾吉晴沙汰状
8	天正十八年閏五月二十三日	落合助右衛門・祐齋連署手形
9	天正十八年十一月二十九日	祐齋・落合助右衛門連署手形
10	天正十八年十二月五日	落合助右衛門・祐齋連署手形
11	天正十九年二月十日	堀尾次郎介塩浜年貢賦課書状
12	天正十九年二月二十四日	堀尾賀門証文写
13	(天正十九年) 四月十日	普伝齋寿鳳手形
14	(天正十九年) 四月十七日	堀尾泰勝書状
15	天正十九年五月十八日	落合助右衛門・祐齋連署手形
16	(天正十九年) 六月二十一日	堀尾泰勝書状
17	天正十九年七月一日	堀尾吉晴禁制
18	(天正十九年) 八月十一日	堀尾泰勝書状
19	(天正十九年) 九月六日	浅野長吉外三名連署書下
20	(天正十九年) 九月十日	堀尾泰勝書状
21	(天正十九年) 九月十一日	堀尾泰勝書状
22	(天正十九年) 九月十一日	堀尾泰勝書状
23	(天正十九年) 九月十六日	堀尾泰勝書状
24	(天正十九年) 九月二十日	堀尾泰勝書状
25	(天正十九年) 九月二十七日	堀尾泰勝書状
26	(天正十九年) 十月三日	堀尾泰勝書状
27	(天正十九年) 十月八日	堀尾泰勝書状
28	(天正十九年) 十月十五日	堀尾泰勝書状
29	(天正十九年) 十月二十一日	堀尾泰勝書状
30	天正十九年十二月二十日	年貢錢請取状
31	天正二十年正月十九日	堀尾宗光寺領寄進状写
32	天正二十年四月二十三日	荒地起返証文写
33	年未詳三月十八日	堀尾宗光書状
34	文祿元年十二月二十六日	年貢錢請取状
35	文祿二年四月二十日	堀尾吉晴制札
36	文祿二年六月十七日	浅井五郎右衛門手形
37	文祿二年九月十一日	堀尾泰勝社領寄進状
38	(文祿三年) 二月五日	姓未詳朝左衛門・少齋連署手形
39	(文祿四年) 十一月七日	山中之□川上村御檢地帳
40	(文祿四年) 十一月十日	うら川之内吉沢村御檢地帳

- 41 (文禄四年) 「」・かつさき村検地帳
- 42 (文禄四年) 嶋中村・早瀬村検地帳
- 43 (文禄四年) 中ノ村検地帳
- 44 (文禄四年) おだか村・地八村・わさま村検地帳
- 45 文禄五年五月十七日 吉右衛門公方役鍛冶炭手形写
- 棟2 文禄五年菊月中二日 平尾稻荷宮棟札銘
- 棟3 文禄五年(十一月) 熱田神社棟札銘
- 46 慶長元年十月日 名寄帳
- 棟4 慶長三年十一月吉日 八阪神社棟札銘
- 47 慶長三年十二月二十日 孫左衛門外夫役鍛冶炭手形写
- 棟5 (慶長三年) 月日未詳 渡戸権現棟札銘
- 48 慶長四年二月二日 荒島半物成納所方手形写
- 49 慶長四年八月吉日 下すがり村御縄打水帳
- 50 慶長四年九月二日 平木村・篠原村検地帳
- 51 慶長四年九月十一日 遠州豊田郡内御検地名寄之帳
- 52 慶長四年月日未詳 堀尾泰晴肖像画賛
- 53 慶長四年十一月二十四日 遠州御蔵入目録
- 54 慶長四年十一月二十二日 堀尾可晴判物
- 55 年月日未詳 小俣京丸村検地帳
- 56 (慶長五年) 三月十五日 堀尾一信安堵状
- 57 慶長五年四月十八日 吉川貞恒証状
- 58 慶長五年月日未詳 堀尾吉晴定書写
- 59 慶長五年四月吉日 堀尾可晴神領寄進状
- 60 慶長五年五月七日 豊臣氏奉行衆連署条書写

- 61 慶長五年五月十三日 堀尾一信判物
- 62 (慶長五年) 十月十一日 堀尾一信判物
- 63 (慶長五年) 十一月六日 堀尾一信証状
- 64 (慶長五年) 三月十七日 凶書外二名連署状
- 65 (慶長五年) 八月八日 堀尾吉晴書状写
- 66 (慶長五年) 八月二十六日 堀尾吉晴書状写
- 67 (慶長五年) 十月五日 堀尾吉晴制札
- 68 (慶長五年) 十月十五日 堀尾一信書状
- 69 (慶長五年) 十月十七日 稲垣七左衛門尉書状
- 70 (慶長五年) 十一月二十四日 吉川貞恒証状

棟1 大手八幡社棟札銘写 (愛知県春日井市大手八幡社)

(表)
 天正八年 大旦那堀尾助左衛門勝盛
 奉建立八幡宮 一社
 庚辰八月吉日 大工谷口治郎左衛門

(裏)
 新徳正雲叟書

○出典 『愛知県史』織豊一、一四〇五号

1 堀尾吉定(吉晴)書状

(坪内文書・東京大学史料編纂所影写本)

〔奥切封ウハ書〕 (切封墨引) 堀尾茂介

〔内カ〕 坪□喜太郎殿 吉定

人々御中

尚々、其元儀無御心元存候、猶具承度存計候、以上、
 今度高当落去之刻、御高名無比類由承候、無二之御働難紙面
 謝候、此方之儀も備前表へ出陣之催二候、先勢者来十五日、
 可被罷立分二相定候、猶、自是様子可申達候、恐々謹言、
 (天正十年) 三月十三日 吉定(花押)

坪内源太郎殿
 坪内喜太郎殿
 人々御中

○出典 『岐阜県史』史料編古代・中世四、坪内文書一、二二号。
 「コノ文書、イマ切紙ナルモ、モト折紙ナリシナラン」と注記あり。

2 堀尾吉定(吉晴)田地寄進状(柏原八幡宮所蔵)

丹波国氷上郡柏原別宮

八幡宮寄進田之事、

合参段者在坪 石原庄之内柏原 近所モスマナリ

右彼田地者雖為当知行奉寄進八幡宮処実也、然者於 神前武

運長久御祈念所所仰候、仍永代寄進状如件、

壬午 堀尾毛介

天正拾年十一月十二日 吉定(花押)

八幡山

西坊 参

○出典 原本より翻刻。松江歴史館特別展図録『本能寺の変―再考 何が明智光秀を決起させたか―』。柏原八幡宮は兵庫県丹波市に所在。

寄進状如件、

壬午 堀尾毛介

天正拾年十一月吉日 吉定(花押)

八幡山

西坊 参

○出典 原本より翻刻。松江歴史館特別展図録『本能寺の変―再考 何が明智光秀を決起させたか―』。柏原八幡宮は兵庫県丹波市に所在。

3 堀尾吉定(吉晴) 田地寄進状(柏原八幡宮所蔵)

丹波国氷上郡柏原別宮

八幡宮寄進田之事

合壹段者在坪 石負内柏原近所

右彼下地者、雖為当地行

奉寄進 八幡宮処実也

然者於 神前武運長久

御祈念所仰候、仍永代

4 堀尾茂助寺地寄進状(西恩寺所蔵)

其方屋敷事、北南十五間、東西十一間之通申付候条、家を茂

立きれハ尤候、向後相違有間敷候、恐々謹言、

天正十二 堀尾

三月七日 茂助(花押)

西堂場

几下

○出典 『本堂復興落慶法要記念誌』。西恩寺は福井県大飯郡

高浜町所在の真宗寺院。

5 松田左近右衛門書状(西上坂区所蔵)

御兩人夫諸役之儀申候へ共、上精御免除之通年分候間、向後

其通相違有間敷候、恐々謹言

天正十五 松田左近右衛門尉

正月廿六日 吉久(花押)

伊賀入道殿

信濃入道殿

御両所人々御中

○出典 「上坂文書」東京大学史料編纂所影写本

を限、南ハしやかゝたけ、経か坪中りやうせん、同てうし口ヲ限、西ハ腰かけ岩ヲ限者也、右之境目を越、猥ニ於相働者堅成敗可被申付候、仍為後日状如件、

天正拾六年 落合孫左衛門

九月廿八日 □□(花押)

今村市兵衛

長□(花押)

近藤左介

貞元(花押)

高間善兵衛

正秀(花押)

塩六三右衛門尉

和秀(花押)

生駒喜楽斎

清澄(花押)

6 落合孫左衛門等判物(上丹生神明神社文書)

以上

りやうせん山之儀ニ付て色々依理申、彼山江各罷登見申候て境目を相立候、然者東ハやふ谷ノ尾ヲ限、北ハあさみかたけ

坂田郡

百姓中

○出典 『米原町史』資料編中世六一号

7 堀尾吉晴沙汰状(清水文書)

以上

今度中野村与青名八日市井水之儀、右之三ヶ村相論之処、
中納言殿被仰出候者、(豊后秀次) 関白様小谷山江先年御登城之刻(秀吉)、中野村へ取付之由申上二付而、井水之儀者、中野村可進退旨、中納言殿御錠候、即五人之為奉行無異儀旨判形遣候、然者於井頭双方出合、井水令相論、互刀傷之事、太曲事之由被仰出、任喧嘩御停止之旨、右之三村方壹人宛三人、御成敗候、其村清介事、中野村惣代二及成敗儀、在所之興立、無比類存分令感、清介所望可叶由申出候処二、屋敷二ヶ所未代申請度由候條、彼者居住之屋敷台所西嶋壹所以上式ヶ所、令扶助候、於後々年縦雖及退転中野村惣地下人、此旨可申理、勿論彼跡職並娘之儀茂、惣村人心相副令養育疎略仕間敷候、就中為地下人清介跡目夫役之儀、可免遣旨尤候、此上若於如在者、可為沙汰之限之條、清介為身近者至佐和山可申越也、

天正拾七年 堀尾帶刀

八月十九日 吉(吉應)(花押)

中野村清介跡目

岩女かたへ

○出典 『東浅井郡誌』四、清水文書

8 落合助右衛門・祐齋連署手形(龍潭寺文書)

物成渡申分

合卅石八斗七升五合之内九石渡申候、

残

只今渡可申分、式拾壹石八斗七升五合八

天正十八年寅閏五月廿三日 祐齋(花押)

(落合助右衛門) 落助右 ○(黒印)

直親(花押)

龍潭寺

納所

参

○出典 『静岡県史料』五、引佐郡龍潭寺文書九号

9 祐齋・落合助右衛門連署手形(中村文書)

尚々大ふくのにな物之事ハ次第ふどう、

以上

新宿市日升取之事、其方壹人に遣候間、可有心得為其以書付申候、以上、

落合助右衛門(花押)

天正十八 祐齋□(花押)

十一月廿九日

中村与太夫殿へ

○出典 『静岡県史料』五、引佐郡中村文書六号。折紙

11 堀尾次郎介塩浜年貢賦課書状

(静岡県浜名郡雄踏町宇布見 中村正直氏所蔵)

尚々、下浜之事候間、右之通二候、以上

定置しほ浜之事 合五十文者 但是者本銭二相定也

右取立候新浜之事候間、此定のことく少も相違有間敷者也、

恐々謹言

天正十九

二月十日

宇部見

源太郎殿

(堀尾) 次郎介(花押)

10 落合助右衛門・祐齋連署手形(中村文書)

以上

気賀之内屋敷六百坪之年貢、兩人志て扶助仕候、弥々無油断奉公可申候、并二左近屋敷六百坪免許仕候、以上、

是者町家敷にて候

天正十八年寅 祐藏主(花押)

○出典 『静岡県史』近世二、一〇号

12 堀尾賀門証文写

御城へ大工役仕候間百姓なみ之諸役等有間敷候、其元村之名
主も御心得可有之候、仍如件、

天正十九年卯二月廿四日

大工新三郎殿

(堀尾) 堀尾賀門 (堀尾) 周智郡領家村、渡戸権現慶長三年の棟札に、
御地頭堀尾掃部殿とあり、名乗は氏光と云

○出典 『掛川誌稿』卷七、三三三頁

○出典 『静岡県史料』五、磐田郡成瀬文書六

14 堀尾泰勝書状 (土佐山内家宝物資料館所蔵)

(堀尾) 堀尾次郎介

(野中益継) 野久助様

御報

」

尚以、此写ハ御帳作らせられ可申二候、斗代之事ハ其国之
随□候哉、左候へハ当国之儀ハ家康方御渡し候本帳之
とく、上中下なしニ屋敷方候て三百歩壹反ニ石代たるへ
く候哉、其段能々御分別御作らせあるへく候、互ニ申談一
途ニ仕度候、市右より御言伝畏入御意得候て可然候、以上

御札畏存候、京都へ上候御帳之事、先日如申候、石方へも從
対州様被仰越候儀無御座候哉与御尋申入候間、如仰当国之御
(山内一豊)

事ハ申談一途ニ御座候様ニと帶刀進方申来候、并但馬国方上
(堀尾吉晴) 候御帳之作様写候て参候間、又写ニ仕候て進候、是ハ但馬国
之御事当国之儀ハ家康方御渡し候本帳之ことく、斗代上中下
三百歩一反ニ石代たるへく候哉□□□御吟味奉存候、□□ニ

13 普伝齋寿鳳手形 (成瀬文書)

以上

見付問屋之事、世上も不相定間之儀者、先々我等為心得兩人
ニ申付候、追而御理申上被仰付候時ハ、如前々役錢をも出し
可申者也、

普伝齋

(天正十九年九) 卯月十日

寿鳳 (花押)

閑阿弥入道

米屋弥二郎

仕立候ても悪候てハ無□事候条踉蹌于今不仕候、対州様へ能
御尋候て御作なさるへく候、市右□□由候、如何之御申候哉、
以御分別御作せ候と御知せ候て可下候、此事之儀も帶刀かた
へ申上せ候得共、またしかとしたる儀不申□候、参次第二可
申入候、横須賀之御帳之写之儀ハ不存候、右之写帳先度申入
候つる時分ニ京方下候間、為可有御覽写進候、其方へ慥成儀
御座候を御ミせなさるへく候、恐惶謹言

(天正十九年) 四月十七日 泰勝 (花押)

(野中益継) 野久助様

御報

○出典 『松江市史』史料編七近世Ⅲ、堀尾期史料六一号

16 堀尾泰勝書状 (土佐山内家宝物資料館所蔵)

以上

従家康清須へ参候御墨付壹ツ、并弾正殿御折紙式ツ、請取申
候、則吉田へ持せ遣候、恐惶謹言

15 落合助右衛門・祐齋連署手形 (中村文書)

以上

気賀村坪屋敷永荒之事

高

参反六拾坪但麦毛ハなく候

(天正十九年) 堀尾次郎介

(天正十九年) 寅六月廿一日 泰勝 (花押)

(野中益継) 野久介様

御報

○出典 『松江市史』史料編七近世Ⅲ、堀尾期史料六一号

17 堀尾吉晴禁制（方広寺所蔵）

〔封紙ワラ書〕
〔浜松城主〕

堀尾帯刀 同六左衛門 書状並書付等

落合□右衛門

奥山方広寺

一当寺輪番之事

一山林竹林盗伐採之事

一祠堂物之事

右條々前々如有来永不可有相違者也、但竹木等就用所二者自

是可申入候、依如件、

天正拾九卯 堀尾帯刀

七月朔日 吉晴（花押）

方広寺

納所

○出典 原本より翻刻。折紙

18 堀尾泰勝書状（土佐山内家宝物資料館所蔵）

已上

中納言様へ参御朱印之箱一、吉田（豊臣秀次）の参候間、即刻（持力）□せ遣之候、

被入念、先々へ可被遣候、恐々謹言、

戌刻 堀尾次郎介

八月十一日 泰勝（花押）

野久助様

まいる人々御中

○出典 相田二郎著『中世の関所』五四〇頁

19 浅野長吉外三名連署書下（盛岡市中央公民館所蔵）

当所百姓地下人等悉可令還住候、聊不可有非分之儀候条、早

可帰住者也、

九月六日

浅野弾正少弼（長吉）（花押）
堀尾帯刀亮（吉晴）（花押）

井伊兵部少輔（直政）（花押）

羽柴忠三郎（蒲生氏郷）（花押）

○出典 『青森県史』中世一、五三七号

20 堀尾泰勝書状（土佐山内家宝物資料館所蔵）

已上

中納言様并江戸大納言様へ之 御朱印箱壹ツ、封付吉田（豊臣秀次）方持

来候間、即刻参、先々被入御念、可被持遣候、恐々謹言、

午刻 堀尾次郎介

九月十日 泰勝（花押）

野久助様

人々御中

○出典 相田二郎著『中世の関所』五五三頁

21 堀尾泰勝書状（土佐山内家宝物資料館所蔵）

已上

従京都御陣へ御文箱壹ツ、うへわ封付并吉田久左衛門尉殿副

抑紙一、吉田より持来候間、即刻持せ令遣之候、先々へ被入

御念可被遣候、恐々謹言、

□刻 堀尾次郎介

九月十一日 泰勝（花押）

23 堀尾泰勝書状（土佐山内家宝物資料館所蔵）

已上

御朱印箱壹ツ、中納言様え参由候、うハむしろ二ツ、み、吉田より持来候、即刻参候、先々へ被入御念可被持遣候、恐々謹言、

子刻（天正十九年） 堀尾次郎介

九月十六日 泰勝（花押）

野久介様（野中益繼）

人々御中

○出典 相田二郎著『中世の関所』五四六頁

九月廿日 泰勝（花押）

野久助様（野中益繼）

人々御中

○出典 相田二郎著『中世の関所』五四三頁

25 堀尾泰勝書状（土佐山内家宝物資料館所蔵）

已上

御朱印并大政所様之御書之由候て、うわむしろ二ツ、みたる箱壹ツ、うへわあまかみつ、みの御文壹ツ、吉田方持来候間、即刻参候、先々へ被入御念可被遣候、恐々謹言、

辰刻（天正十九年） 堀尾次郎介

九月廿七日 泰勝（花押）

野久助様（野中益繼）

御宿所

○出典 相田二郎著『中世の関所』五五〇頁

24 堀尾泰勝書状（土佐山内家宝物資料館所蔵）

已上

御朱印壹ツ、中納言様え参由候て、封付吉田より十九日亥刻之時付折紙候て持来候間、参候、先々へ被入御念可被持遣候、恐々謹言、

卯上刻（天正十九年） 堀尾次郎介

26 堀尾泰勝書状（土佐山内家宝物資料館所蔵）

已上

御朱印箱壹、あまかみにつ、み、まきふう付候て、中納言様え参由て、吉田方持来候間、即刻参候、先々二被入御念可被持遣候、恐々謹言、

子刻（天正十九年） 堀尾次郎介

十月三日 泰勝（花押）

野久助様（野中益繼）

御宿所

○出典 相田二郎著『中世の関所』五四九頁

十月八日 泰勝（花押）

野久助様（野中益繼）

御宿所

○出典 相田二郎著『中世の関所』五四七頁

28 堀尾泰勝書状（土佐山内家宝物資料館所蔵）

已上

従京都 中納言様江参御書之由候て、御文箱壹ツあまかみつ、封付吉田方持来候間即刻参候、先々へ被入御念可被仰遣候、恐々謹言、

午刻（天正十九年） 堀尾次郎介

十月十五日 泰勝（花押）

野久助様（野中益繼）

人々御中

○出典 『松江市史』史料編七近世Ⅲ、堀尾期史料六三号

27 堀尾泰勝書状（土佐山内家宝物資料館所蔵）

尚以、不移時持せ遣候、已上、御朱印箱壹ツ、中納言様え参由候て、油紙につ、ミ、うへわ封付、吉田方持来候間、即刻参候、先々へ被入御念可被持遣候、恐々謹言、

未上刻（天正十九年） 堀尾次郎介

堀尾次郎介

29 堀尾泰勝書状（土佐山内家宝物資料館所蔵）

已上

御歸陣之 御朱印箱壹ツ、并吉田久左衛門尉殿、西尾与三右衛門殿御添状も参候封付、吉田右持来候間、即遣之候、先々へ被入御念可被持遣候、恐々謹言、

天正十九年
辰下刻 堀尾次郎介

十月廿一日 泰勝（花押）

野中益勝
野久助様

人々御中

○出典 相田二郎著『中世の関所』五五三頁

天正十九卯十二月廿日 山平右（花押）

○出典 『春野町史』資料編一、四六〇号

31 堀尾宗光寺領寄進状写（秋葉寺文書）

就当寺御再興、ひた拾五貫文之所、令寄附畢、全以寺務弥勤行以下、堅可被仰付儀肝要也、仍而状如件

天正廿一年 堀尾六左衛門尉

正月十九日

宗光（花押影）

秋葉寺

别当坊光達

○出典 『静岡県史』資料編九近世二、一四三号

30 年貢錢請取状（渡辺忠男家文書）

納 年貢錢之事

志のほら

但、ひたせん 万太郎 弁

合三貫文ハ

右納所、如件、

丹彦兵衛

32 荒地起返証文写（天竜区両島中村家文書）

古書物

阿多古中村之内瀬林藤左衛門分近年荒地之

趣 山河共二其方へ申付候 田島起間次第

如坪付御年貢進納可被仕候 当年者芝切之事候間 起間片作之有物之内を以 半分可致扶持二、従来年起間高二テ納所可仕候 但 水損 日損年者 立毛上二て見立二可付候 其上諸役之儀七ヶ年令免許并中村分之内荒地作人可被付候 如右御年貢納所可被致候 但 当年旨起候田島二ハ諸役之儀右同断二候 為後日証文仍如件

天正式拾年 牧十行坊

壬辰四月廿三日 寿 花押影

秋田小右衛門尉

土勝 花押影

和田十右衛門尉殿

○出典 浜松市博物館特別展図録『浜松城主 堀尾吉晴』六六頁

33 堀尾宗光書状（方広寺所蔵）

猶以拙者式似相之御用等候者、可被仰付候、疎意不可有御座候、以上、

今度貴寺炎上之儀付而、為御門流中可被成候、再興御内存之由尤可然候、各以御評定宜有御対談候、其内対御寺疎略之寺庵候者可被仰聞候、帶刀領内之儀二候てハ随分可申渡候、猶存意御使僧可有御演説候、恐惶謹言、

堀尾六左衛門尉

宗光（花押）

三月十八日

方広寺御納所

侍者御中

○出典 原本より翻刻

34 年貢錢請取状（渡辺忠男家文書）

納 年貢錢之事

高 合三貫文ハ 此内五百四十五文ハ、さしおき二引 志のわらノ 残而貳貫四百六十五文ハ、納分也

36 浅井五郎右衛門手形 (中村文書)

猶々、右両人之任墨付、如此出し候也、以上、
新宿市日升取諸事之儀、祐齋并助右如前々被仰付之由承候間、
拙者茂同前にて候者也、如件、

浅井五郎右衛門尉

文禄式癸巳六月十七日

久 (花押)

中村与太夫殿

○出典 『静岡県史料』五、引佐郡中村文書九号

万太郎分

丹彦兵衛 (花押)

右納所、如件、

(丹羽)

(花押)

(山口)

山半右衛門 (花押)

文禄元年辰十二月廿六日

○出典 『春野町史』資料編一、四六一号

35 堀尾吉晴制札 (普济寺文書)

ふさい寺并せいらいぬまハリはうじを相立候内、竹木きり
とる事一切令停止、自然此方用所の竹木於在之者、すみつき
を以寺へことハリを可申候

右のむねをそむきみたりにきりとするものは可加成敗候、

若見のかしき、かくし候におおてはそのもの、まへより過

銭五十疋可取者也

文禄式

卯月廿日

吉晴 (花押)

○出典 『静岡県史』近世一、一四四号。「木札」と注記あり。

37 堀尾泰勝社領寄進状 (稻荷神社文書)

遠州長かみの郡かま之内、上飯田村稻荷為御神領、上田老
反折進申候、為其如此候、以上

文禄式年九月十一日

堀尾次郎介 (印)

かんぬし

たまのき虎蔵

○出典 『静岡県史』近世一、一四五号

38 姓末詳朝左衛門・少齋運署手形 (岩品文書)

以上

其方居屋敷七畝、并外屋敷壹反三畝、被成御扶助候間、給人
相替候共、違乱有間敷者也、

文三午

二月五日

少齋 (花押)

朝左衛門 (花押)

高園

彦次郎

○出典 『静岡県史料』五、岩品文書二号

39 山中之□川上村御検地帳 (山田家文書)

(表紙)

文四(文様) 藤倉孫左衛門
 石田助左衛門
 山中之□川上村御検地帳
(外力) □山弥七(郎力)
 拾一月七日 森田次左衛門
(野忠力) □□(衛門力) □□

下畠ミチウヘ 壹反五畝 当おき 六百文 弥三
三部衛門分
 下畠 四畝拾五分(マ、以下同) 当おき 百八十文 太郎
新五郎分
 下畠 七畝廿分 当おき 三百六文 善四郎
三部衛門分
 下畠 壹畝拾分 当おき 五十三文 太郎
左衛門二郎
 下卷畠 壹畝拾五分 六拾文
兵三郎
 下畠 四畝 当おき 百六十文
三郎衛門
 下畠 三畝廿分 当おき 百四十六文
刑部三郎
 下畠 壹畝廿五分 当おき 七拾三文
左衛門二郎
 下畠 壹畝五分 当おき 四拾七文

下畠 貳畝 当おき 八十文 弥三
ミチノ下山地儀えん
 下畠 三畝 百廿文
三部衛門分
 下畠 貳畝 当おき 四十文 新五郎
同分
 下畠 三畝十分 当おき 六十七文
同分
 下畠 壹畝拾分 廿七文
善太郎
 下卷畠 拾五分 拾文
同分
 下畠 貳畝廿分 当おき 五十四文
新五郎分
 中草彥ん廿分 卅四文
左衛門三郎
 中草彥ん拾五分 廿五文
新五郎
 下畠 七畝拾分 当おき 百四拾七文
左衛門二郎
 下畠 貳畝廿分 当おき 五十四文
善四郎
 下畠 十分 当おき 七文
善太郎
 下畠 貳畝廿四分 当おき 五十六文
同入山
 下畠 壹畝 当おき 廿文
新五郎
 下内 廿四分 当おき 拾六文
善四郎
 下内 壹畝 当おき 廿文
左衛門三郎
 下卷 廿分 拾四文
新五郎

下畠 拾貳分 当おき 八文 善太郎
同所
 下卷 六分 四文 与七郎
同所
 下畠 拾八分 当おき 拾貳文 善四郎
同所
 下畠 拾五分 当おき 拾文 彦三郎
同所
 下畠 六歩 当おき 四文 左衛門二郎
同所
 下畠 六畝 当おき 貳拾文 兵衛三郎
同所
 下田 捌畝 參百廿文 三郎衛門
同所
 下田 貳畝廿分 八幡領 五十四文 与七郎
同所
 屋敷 壹畝 七拾文 五郎作
弥三分
 下畠 貳畝 八十文 同人
同所
 下畠 五畝廿分 百十四文 同人
同所
 屋敷 貳畝 百四拾文 与七郎
やしき通
 中畠 九畝 四百五拾文 同人
まゝ上
 下畠 六分 四文 助三
同所
 下畠 壹畝拾五分 三十文 五郎作
同所
 下畠 壹畝拾六分 卅一文 善四郎
新五郎
 下畠 四畝廿分 九拾四文 善徳
まゝ下
 下畠 壹畝拾八分 卅二文 左衛門三郎

下畠 壹畝 当おき 廿文 善太郎
まゝ下
 下畠 廿五分 当おき 拾七文 彦三郎
同所
 下畠 廿分 当おき 十四文 兵衛三郎
同所
 下畠 壹畝貳分 廿二文 善四郎
新五郎
 下畠 壹畝六分 廿四文 兵衛三郎
同所
 下畠 壹畝草彥ん 四拾文 善太郎
登ノラハ
 下畠 三畝 六拾文 新五郎
同所
 下畠 五畝 貳百文 善太郎
同所
 屋敷 壹畝 七拾文 善四郎
やしき通
 中畠 四畝 貳百文 同人
まゝ上
 下畠 四畝拾分 百六拾七文 三郎衛門
草彥ん
 下畠 廿分 廿六分 同人
やしき通
 中畠 貳畝九分 百十五文 同人
同所
 屋敷 壹畝 七拾文 兵衛三郎
同所
 屋敷 參畝 貳百拾文 三郎衛門
まゝ上
 下畠 壹畝 百文 同人
なかいし
 中畠 三畝 百五十文 弥三
同所
 下畠 壹畝 四拾文 左衛門三郎

中畠	同所	三畝	百文	新五郎	同所	中畠	同所	壹畝廿分	八拾四文	刑部三郎
中畠	同所	貳畝	百文	三郎衛門	同所	屋敷	同所	壹畝廿分	百拾八文	左衛門三郎
屋敷	同所	貳畝	百四拾文	左衛門二郎	同所	中畠	同所	五畝	貳百五十文	同所
中畠	同所	四畝	貳百文	同所	同所	下畠	同所	壹畝拾歩	五拾三文	彦三郎
屋敷	同所	壹畝	七拾文	左近五郎	同所	下畠	同所	廿四分	卅二文	善太郎
下畠	同所	四畝	百六拾文	同所	同所	下畠	同所	拾六分	拾一文	与七郎
下畠	同所	廿四分	卅二文	弥三	同所	下畠	同所	壹畝	四十文	助三
下畠	同所	壹畝拾八分	陸拾四文	与七郎	同所	下畠	同所	壹畝拾分	五拾三文	五郎作
上	同所	貳畝拾分	四拾七文	弥三	同所	下卷畠	同所	壹畝拾分	五拾三文	善徳
屋敷	同所	貳畝	百四拾文	同所	同所	下畠	同所	壹畝	廿七文	五郎作
中畠	同所	六畝	三百文	同所	同所	下畠	同所	壹畝廿分	卅四文	三郎衛門
中畠	同所	八畝	四百文	左近五郎	同所	下畠	同所	三畝廿分	七拾四文	左近五郎
中畠	同所	三畝拾分	百陸拾七文	与七郎	同所	下畠	同所	壹畝	廿文	三郎衛門
中畠	同所	三畝	百五拾文	三郎衛門	同所	下畠	同所	壹畝拾分	廿文	善太郎
下畠	同所	壹畝廿分	陸拾六文	善徳	同所	下畠	同所	壹畝拾分	四拾文	五郎作
下畠	同所	貳畝拾五分	百文	五郎作	同所	下畠	同所	壹畝	四十七文	兵衛三郎
下畠	同所	壹畝廿陸歩	七拾四文	刑部三郎	同所	下畠	同所	貳畝拾分	四十七文	三郎衛門
中畠	同所	三畝	百五拾文	左衛門二郎	同所	屋敷	同所	貳畝	百四十文	善太郎

下畠	同所	四畝拾五分	九拾文	刑部三郎	同所	下畠	同所	壹畝	百四十文	善太郎
下畠	同所	壹畝六分	廿四文	左衛門二郎	同所	中畠	同所	五畝	貳百五拾文	同所
下畠	同所	五畝廿分	貳百廿六文	三郎衛門	同所	屋敷	同所	七畝	七拾文	新五郎
下畠	同所	壹畝廿分	卅四文	彦三郎	同所	中畠	同所	壹畝	七拾文	同所
下畠	同所	貳畝	四拾文	新五郎	同所	屋敷	同所	壹畝	七拾文	彦三郎
下畠	同所	九分	拾文	与七郎	同所	下畠	同所	壹畝拾分	五拾三文	同所
下畠	同所	壹畝	廿文	助三	同所	下畠	同所	拾六分	廿一文	同所
下卷	同所	拾分	七文	彦三郎	同所	下畠	同所	壹畝拾分	廿七文	刑部三郎
下畠	同所	貳畝廿分	卅四文	左衛門三郎	同所	下畠	同所	壹畝	八十文	善太郎
下畠	同所	三畝拾五分	七拾文	善太郎	同所	下畠	同所	貳畝拾五分	五十文	新五郎
下畠	同所	壹畝六分	四拾八文	弥三	同所	下畠	同所	廿四分	十六文	刑部三郎
下卷畠	同所	拾五分	拾文	新五郎	同所	下畠	同所	廿四分	十六文	善太郎
下畠	同所	壹畝拾分	廿七文	左衛門三郎	同所	下畠	同所	貳畝拾分	四十文	左衛門三郎
中畠	同所	七畝拾分	三百六十七文	左衛門二郎	同所	下卷畠	同所	拾五分	拾文	善太郎
下畠	同所	貳畝貳拾五分	百拾七文	与七郎	同所	下畠	同所	廿四分	卅貳文	左衛門三郎
下畠	同所	廿壹分	廿八文	善太郎	同所	下畠	同所	三畝廿分	七拾四文	弥三
下畠	同所	壹畝廿五分	七拾三文	与七郎	同所	下畠	同所	廿七分	拾八文	与七郎
下畠	同所	三畝	百廿文	彦三郎	同所	下畠	同所	廿分	十四文	弥三

堂前地ノ本	下畠	貳畝五分	当をき	四拾三文	左近五郎
同所	下田	九分		六文	新五郎
同所	下畠	貳七廿分		五拾四文	善太郎
同所	下畠	貳畝廿五分	当をき	五拾七文	善四郎
同所	下畠	廿五分	当をき	十七文	左近五郎
同所	川上				
同所	下卷畠	貳畝		四十文	左近五郎
同所	下畠	壹畝	当をき	廿文	三郎太郎
同所	下畠	貳畝	当をき	四十文	善四郎
同所	下畠	五畝	当をき	貳百文	助三
同所	下畠	壹畝	当をき	廿文	善助
同所	下卷畠	壹畝廿分		卅四文	三郎衛門
同所	屋敷	貳畝		百四拾文	永源寺
同所	下畠	陸畝		貳百四拾文	同人
同所	下畠	壹反		四百文	同人
同所	下畠	五畝廿分		貳百廿六文	同人
同所	屋敷	壹畝拾五分		百五十文	九三郎

さし出さスル之内

瀬戸ノ村

同所	下畠	八畝	当をき	百六十文	弥三
同所	屋敷	壹畝		七拾文	五郎左衛門
同所	下畠	三畝廿分		七拾四文	同人

○出典 『佐久間町史』史料編三下、山田家文書七一号

同所	下畠	七畝		貳百八拾文	同人
同所	中畠	九畝	当をき	四百五拾文	同人
同所	下畠	三畝		百廿文	同人
同所	屋敷	貳畝		百四拾文	弥三小作
同所	中畠	貳畝		百文	弥三作
同所	下卷畠	貳畝		四十文	同人
同所	中畠	陸畝	当をき	参百文	同人
同所	下卷畠	貳反壹畝		八百四十文	同人
同所	下卷畠	六畝拾分		貳百五十三文	同人
同所	川上之内市場				
同所	はし上廿壹貫文之所				
同所	屋敷	壹畝		七拾文	兵衛九郎
同所	下畠	壹反		四百文	同人
同所	下畠	七畝	当をき	貳百八十文	新五郎
同所	下畠	五畝		百文	同人
同所	下卷畠	壹反		貳百文	主なし
同所	下卷畠	八畝		三百廿文	新五郎

40 うら川之内吉沢村御検地帳 (山田家文書)

(表紙)

文	墨付廿壹まい上かミ共ニ
うら川之内	落孫左衛門
吉沢村御検地帳	石田助左衛門
十一月十日	外山孫七郎
	森田次左衛門
	大野忠右衛門

同所	下畠	五せ十歩		貳百十三文	三郎太郎
同所	中畠	九せ十歩		四百六十七文	与三郎
同所	下々畠	貳せ十歩		四十七文	同人
同所	下畠	壹せ		四十文	三郎太郎
同所	下畠	三せ六歩		百廿八文	同人
同所	下畠	廿四歩		卅二文	作四郎
同所	屋敷	二せ		百四十文	三郎太郎
同所	下畠	壹せ廿歩		六十六文	太三郎

屋敷	壹せ十歩	九十三文	同人	同所	下々畠	五せ	当をき	百文	彦三郎
下々畠	四せ拾八歩	百文	三郎太郎	かつさか	下々畠	壹せ六歩	当をき	廿四文	衛門二郎
中畠	三せ	百五十文	左衛門七	同所	下畠	壹せ十歩	当をき	五十三文	三郎太郎
中畠	拾歩	拾七文	三郎太郎	同所	下畠	壹せ十五歩	当をき	六十文	太郎五郎
下々畠	三せ廿一步	七十四文	太郎左衛門	森かいと	下畠	六せ廿歩	当をき	八十文	作衛門
下々卷	壹せ廿四歩	卅六文	同人	同所	下々畠	三せ十歩	当をき	六十七文	同人
下畠	壹反貳せ	四百八十文	同人	同所	下畠	壹せ	当をき	四十文	衛門二郎
中畠	四せ拾歩	貳百十七文	けい正寺	同所	下畠	壹せ	当をき	八十文	太郎五郎
下々畠	貳せ拾二歩	四十八文	同人	森かいと	下畠	廿歩	当をき	卅三文	作衛門
下畠	六せ貳	貳百四十文	三郎太郎	なかかいと	下畠	六せ	当をき	貳百四十文	新五郎
下々畠	三せ拾歩	六十七文	同人	かつさか	下卷	壹せ	当をき	廿文	太郎左衛門
下々畠	壹せ十五歩	卅文	太郎五郎	同所	屋敷	貳せ	当をき	百四十文	新五郎
下々畠	拾五歩	拾文	同人	やしき通	下畠	貳せ	当をき	百四十文	同人
下々畠	四せ廿四歩	百文	太郎左衛門	同所	下畠	貳せ廿四歩	当をき	百十二文	同人
下畠	壹せ拾八歩	六十四文	与三郎	屋敷	下畠	貳せ	当をき	百四十文	太郎左衛門
下畠	拾歩	拾三文	太郎五郎	やしき通	中畠	四せ六分	当をき	貳百十文	同人
下々畠	四せ廿四歩	百文	与三郎	やしきまへ	下畠	三せ	当をき	百廿文	同人
下畠	貳せ	八十文	与三郎	同所	下々畠	貳せ廿歩	当をき	五十四文	同人

寺のうら	下々畠	三せ三歩	六十二文	けい正寺	寺のうら	下畠	貳せ十五歩	百文	七郎五郎
寺のうら	下畠	廿四歩	卅二文	けい正寺	同所	下畠	貳せ	八十文	左衛門二郎
同所	下々畠	七せ廿四歩	百五十六文	衛門二郎	同所	下畠	貳せ拾八歩	百四文	作九郎
同所	下々卷	壹せ十八歩	卅二文	太郎左衛門	同所	下畠	壹せ十歩	五十三文	彦四郎
同所	下々卷	壹せ十歩	廿七文	衛門二郎	同所	下々畠	壹せ六歩	廿四文	同人
同所	下畠	八せ	三百廿文	左衛門二郎	同所	屋敷	貳せ	百四十文	祢き
同所	下卷	四せ廿歩	九十四文	新五郎	山きし	下々畠	四せ八歩	八十六文	同人
同所	下畠	六せ廿歩	貳百六十六文	同人	にうや	下々畠	六せ廿歩	百卅四文	ひこ三郎
同所	下々畠	三せ六歩	六十四文	同人	同所	下畠	壹せ十歩	五十三文	同人
同所	下畠	貳せ拾五歩	百文	七郎五郎	同所	屋敷	壹せ	七十文	作四郎
同所	下々卷	壹せ十歩	廿七文	主なし	やしき通	下畠	三せ廿歩	百四十六文	同人
同所	下々畠	三せ	六十文	七郎五郎	屋敷	壹せ	当をき	七十文	太郎五郎
同所	下畠	貳せ	八十文	衛門二郎	やしき通	中畠	貳せ六歩	百十文	同人
同所	下々畠	壹せ	七十文	同人	をやしな	中畠	壹せ六歩	六十文	衛門二郎
同所	下々畠	貳せ	四十文	同人	同所	下々畠	壹せ拾八歩	卅二文	助二郎
同所	下畠	廿七歩	卅六文	同人	同所	下々卷	壹せ廿歩	卅四文	同人
同所	下畠	五せ	貳百文	同人	同所	下畠	七せ十五歩	三百文	七郎五郎
同所	下畠	貳せ廿四歩	百十二文	同人	同所	屋敷	貳せ十二歩	百六十八文	助二郎

下々島	壹せ	廿文	同人	同所	下々島	三せ十歩	六十七文	ほうせん庵
屋敷	貳せ	百四十文	作九郎	同所	下々島	七せ	百四十文	同人
下々島	四せ	百六十文	同人	同所	下々島	壹せ	四十文	同人
屋敷	壹せ	七十文	左衛門二郎	同所	下々島	貳せ十八歩	五十二文	同人
下々島	八せ十歩	三百卅三文	同人	同所	下々島	壹せ六歩	廿四文	同人
東かいと	下々島	五せ十八歩	当をき	同所	下々島	五せ十八歩	百十二文	ひこ三郎
同所	下々島	拾五歩	同人	同所	下々島	三せ十五歩	七十文	ほうせん庵
せとの	下々島	貳せ十歩	衛門二郎	森わき	下々島	貳せ	八十文	七郎五郎
同所	下々島	四せ十二歩	作九郎	同所	下々島	貳せ	八十文	同人
同所	下々島	四せ十歩	助二郎	同所	下々島	廿歩	廿七文	作九郎
せとの	下々島	貳せ廿四歩	衞門二郎	同所	下々島	壹せ十二歩	廿八文	新五郎
同所	下々島	貳せ	作四郎	同所	下々島	三せ廿一步	七十四文	助二郎
同所	下々島	三せ	作九郎	同所	下卷	壹せ	廿文	作九郎
同所	下々島	貳せ	助二郎	同所	下々島	壹せ	四十文	同人
同所	下々島	八せ十二歩	同人	同所	下々島	貳せ	四十文	助二郎
せとの	下卷	七せ	ひこ三郎	同所	下々島	三せ十二歩	六十四文	助二郎
同所	下卷	四せ	作四郎	同所	下々島	三せ十二歩	六十四文	助二郎
同所	下卷	壹せ	同人	下地	下々島	貳せ廿歩	五十四文	作九郎

いままじゅう	下々田卷	壹反四せ	貳百八十文	主なし	下々島	九歩	拾二文	同人	
同所	下々田卷	四せ	八十文	同	下々島	九せ十歩	百八十七文	主なし	
同所	中島	廿歩	卅三文	九郎衛門	下々島	貳せ	四十文	助七	
前合		九貫八百卅五文			下々島	四せ六歩	百六十四文	衛門太郎	
当合		壹貫八百四十五文			東かいと	下々島	貳せ	四十文	助七
れん合		八百廿八文			下々島	貳せ六歩	四十四文	同人	
	吉沢之内合川				屋敷	壹せ	七十文	衛門太郎	
屋敷	壹せ	七十文	孫作	下々島	廿七歩	拾四文	拾四文	同人	
下々島	貳せ廿歩	卅三文	同人	吉沢之内新蔵					
中島	四せ	貳百文	同人	下々島	八せ	三百廿文	三百廿文	左衛門二郎	
下々島	七せ拾五分	三百文	同人	下々島	六せ拾二歩	百廿八文	百廿八文	同人	
屋敷	壹せ	七十文	二郎四郎	下々島	貳せ	四十文	四十文	同人	
中島	三せ	百五十文	同人	下々島	壹せ	四十文	四十文	同人	
下々島	廿四歩	卅二文	同人	屋敷	貳せ	百四十文	百四十文	左衛門二郎	
下々島	四せ廿歩	九十四文	同人	下々島	四せ廿歩	百八十七文	百八十七文	同人	
下々島	貳せ	四十文	同人	下々島	五せ十八歩	貳百廿四文	貳百廿四文	同人	
下々卷	壹せ廿歩	卅四文	同人	下々島	八せ十五歩	三百四十文	三百四十文	太郎二郎	
下々島	四せ廿歩	九十四文	左衛門太郎	下々島	貳せ	四十文	四十文	同人	

屋敷	壹せ十歩	九十三文	同人	前合	三貫六百四十八文
下々島	壹せ十八歩	卅二文	同人	当をき分	百拾八文
下島	三せ廿七歩	百五十六文	同人	れん合	百廿四文
下島	八せ	三百廿文	同人	吉沢之内山戸金	
下島	三せ十歩	百卅三文	同人	下島	七せ
下島	八せ	三百廿文	太郎二郎	下島	壹反六歩
下々島	壹せ	廿文	同人	下々島	三せ九歩
下島	五せ廿歩	貳百廿七文	左衛門二郎	下々島	壹せ廿四歩
下島	三せ六歩	百廿八文	同人	下島	七せ六歩
下島	壹反	四百文	同人	下々島	壹反八せ廿歩
下々島	四せ	八十文	同人	屋敷	三せ
下島	三せ十二歩	百卅六文	太郎二郎	下島	三せ廿歩
下々島	廿八歩	拾八文	同人	下々巻島	六せ廿歩
屋敷	壹せ	七十文	同人	下々島	壹せ
下島	三せ十八歩	百四文	同人	屋敷	三せ
下々巻	壹せ	廿文	太郎二郎	下島	壹反貳せ廿歩
下々島	三せ廿歩	七十四文	同人	中島	三せ十二歩
下々巻	三せ	六十文	左衛門二郎	下島	壹せ十八歩

下々島	七せ廿歩	百五十五文	新三郎	前惣	合拾九貫七百六拾五文
下々巻	三せ	六十文	同人	惣当をき合	貳貫三百六拾四文
前合	貳貫八百文			れん惣合	壹貫三百七拾四文
当をき合	廿文				
れん合	百九十三文				

吉沢内あさひおりて

○出典 『佐久間町史』史料編三下、山田家文書七二号

屋敷	貳せ	百四十文	四郎衛門
下島	壹反四せ	五百六十文	同人
下島	五せ	貳百文	同人
中島	壹反壹せ	五百五十文	同人
下島	八せ	三百廿文	四郎衛門
下島	壹せ	四十文	同人
下々島	貳せ	四十文	同人
下々島	壹反	貳百文	同人
中島	五せ廿四歩	貳百九十文	同人
前合	貳貫百拾貳文		
当をき合	貳百四十文		
五口			

41 「 」・かつさき検地帳 (山田家文書)

42 嶋中村・早瀬村検地帳 (山田家文書)

43 中ノ村検地帳 (山田家文書)

44 おだか村・地八村・わさま村検地帳 (山田家文書)

○41～44出典 佐藤孝之『近世前期の幕領支配と村落』
一二七頁に検地帳名のみ記載。未調査。

45 吉右衛門公方役鍛冶炭手形写

(静岡県浜北市堀谷 堀谷区所蔵)

其村田島毛付之公方やく、(寛巻) 壺ヶ月にかちすミ壺だん壺表
半近藤へ相渡可申候、此外公方之御やくあるましく候也、
六左衛門殿へ百姓罷出相定候間、如此候者也
(堀尾宗光)

文禄五年五月十七日

吉右印

堀谷村

百姓中

○出典 『静岡県史』近世二、一一号

棟2 平尾稻荷宮棟札銘 (堀之内熱田神社所蔵)

(表)

地頭堀尾六左衛門殿時之代官衆 丹羽彦兵衛 大工藤原新
大日本国東海道遠江州周智郡犬居郷堀之内奉再興稻荷宮者也
山口半右衛門 并鍛冶木下藤右衛門

村松源右衛門願主三郎右衛門于時文禄五柔兆年菊月中二日敬白

○出典 『春野町史』資料編一、四六三号。裏面「札の中程
に墨野線一本あり。左下に「平尾組」(異筆)と見える」と
記載。

棟3 熱田神社棟札銘 (堀之内熱田神社所蔵)
(表)

地頭堀尾六左衛門殿 時之代官衆 丹羽彦兵衛 大工
大日本国東海道遠江州周知郡犬居郷堀之内山口半右衛門 鍛冶木下藤右衛門
奉再興 当宮一字 入太夫

満殿馬丞馬(五郎)満(太郎)左近(五郎)六郎右衛門

村松源右衛門 願主源馬

犬居(衛門)右衛門 四郎右(衛門)于時文禄丙申年(霜月中)

(裏)

※銘なし

○出典 『春野町史』資料編一、四六三号

46 名寄帳 (山田家文書)
(表紙)

慶長二元申ノ十月日
名寄帳

中茶 壺畝歩 弥三郎

下々 三七廿二歩 同人

中 三七三歩 同人

かす 三東 同人

上 四七廿七歩 同人

かす 壺東 同人

桑 壺東 同人

上 廿歩 弥三郎

下 四七廿歩 同人

下 三七廿二歩 同人

下々 壺七五歩 同人

下 十二歩 与七郎

中	下茶	くわ	かす	上	かす	中	かす	下	かす	中	くわ	かす	中	くわ	かす	中	かす	下	かす	中	くわ	かす
壹七三歩	七歩	壹束	六束	六七十六歩	一束	壹七拾歩	五わ	九七廿五歩	五束	五七廿八歩	壹束	壹束	壹反六七八歩	壹束	壹束	壹束	壹束	九七廿五歩	五束	五七廿八歩	壹束	壹束
同人	同人	同人	同人	七郎二郎	同人	同人	同人	作ノ七郎	同人	右近四郎	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

格	中	下々	中	下茶	下々	下	かす	中	かす	上々	下	中	かす	中	かす	中	かす	中	かす	中	かす	中	かす
六把	五七七歩	壹七十四歩	二七歩	拾歩	壹七廿四歩	廿歩	壹束	五七廿七歩	壹束	三七十三歩	十五歩	壹七五歩	貳束	廿六歩	壹七一步	壹七五歩	壹束						
同人	同人	同人	同人	同人	市右衛門	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

くわ	かす	上々	うるし	かす	上	くわ	かす	上々	下	中	下茶	下	上	うるし	かす	中	かす
三把	壹束	六歩	壹束	三束	壹七十六歩	貳把	四束	貳七七歩	貳七十歩	壹七五歩	十二歩	拾五歩	貳七廿四歩	壹束	三束	九七歩	五わ
同人	同人	同人	同人	同人	平十郎	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

上	かす	上	かす	下々	貳束	下	中	壹束	上	壹束	上	下	貳束	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
四七十三歩	六束	九七八歩	貳束	貳七五歩	かす	壹反六七四歩	貳十四歩	かす	三七十五歩	くわ	三七十三歩	壹七廿五歩	うるし	かす	貳七歩	廿五歩	廿四歩	廿六歩	廿七歩	廿八歩	廿九歩	三十歩	三十一歩
同人	同人	同人	同人	彦兵へ	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

かす	上	かす	上	かす	上	中	下々	下々	上	中	かす	上々	かす	上	くわ	かす
五束	拾一歩	壹束五把	五七十六歩	一束	拾六歩	四束	四七十五歩	八歩	壹七五歩	三七十歩	五わ	廿六歩	三束	壹七廿五歩	二束	三束
同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	二郎右衛門	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

かす	上	かす	上	くわ	かす	中	中	かす	上々	下々	中茶	かす	上	三束	上々	かす	中
壹束	壹七五歩	一束	壹七廿一歩	一束	八束	六七十五歩	式七廿四歩	一束	式七十六歩	壹七歩	十六歩	壹束	壹七廿五歩	かす	壹七廿六歩	壹束	三七十歩
同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	彦左衛門	同人	平四郎	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

うるし	上	かす	中	くわ	かす	上々	かす	上	かす	下	中	かす	中	かす	中	上
五把	廿八歩	五わ	式拾式歩	一束	一束	六七式歩	壹束三把	壹七四歩	三わ	式七四歩	四七拾一歩	壹束	式十五歩	壹束	四七拾一歩	壹七五歩
同人	同人	同人	次郎右衛門	同人	同人	二郎右衛門	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

上	かす	中	かす	下	下	かす	中	中	うるし	下	うるし	かす	中	かす	くわ	上	くわ
式七廿三歩	五束	式七十七歩	式わ	壹七廿五歩	式七廿四歩	壹束	式十二歩	うるし五把	拾歩	うるし一束	一束	壹七廿五歩	二束	二束	五わ	十六歩	五わ
同人	同人	同人	同人	与左衛門	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

上	中	中	中	中	中	中	中	中	下	下	下	上	漆	中	中	上	上	上	上
拾貳歩	壹七五歩	五わ																	
同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

上	中	中	中	中	中	中	中	中	下	下	下	上	上	上	上	上	上	上	上
拾貳歩	拾七歩	二把	六七廿八歩	拾六歩	四七六歩	五七十歩	八歩	三七六歩	三東	うるし一束	上々 壹畝廿一歩	かす 壹束	下 貳十四歩	下 貳十六歩	うるし三把	上 壹七廿九歩	かす 一束	かす 一束	かす 一束
同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	助右衛門	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

上	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
四七歩	三東	貳束	貳束	拾八歩	拾一歩														
同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
壹七十四歩	拾貳歩	貳束	貳束	三七拾五歩	三七五歩	貳束	貳束	三七五歩											
同人	彦太夫	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

かす 貳束 同人
 中 四七廿五歩 同人
 かす 一束 同人
 くわ 一束 同人
 中 七七廿三歩 同人
 かす 貳束 同人
 下 五七拾貳歩 同人
 中 貳七十歩 同人
 かす 壹そく
 くわ 壹束
 中 九七廿七歩 新十郎
 かす 五束 同人
 中 壹七貳歩 同人
 中 壹七七歩 同人
 下畠 壹反七畝十四歩 甚四郎
 かす 四束 同人

慶長元年申

○出典 『佐久間町史』史料編三下、山田家文書一号

棟4 八阪神社棟札銘（八阪神社所蔵）

（表）

本旦那久衛門并郷中若老衆等子孫栄盛之処
 柰宜左衛大夫

奉再建八王子堂宇本末究竟符 大工大石彦一郎

鍛冶衛門太郎参百文勸化

于時慶長三年戊戌霜月吉日 願主左衛門（丹羽）二 敬白

（裏）

時地頭信州守并代官長谷河半左衛門尉
（堀尾忠氏）

○出典 『森町史』資料編二古代・中世、三三〇号

47 孫左衛門外夫役鍛冶炭手形写

（浜北市堀谷 堀谷区所蔵）

（異筆「堀尾信守様御代」）
 当村為夫役、此中古右衛門殿如書付、壹ヶ月二鍛冶炭五俵

半俵宛玉木方へ可相渡、此外諸役不可有之候者也

慶長参戌

極月廿日

（丹羽）
 彦兵衛 印

加齊 印

孫左衛門 印

堀谷

百姓中

○出典 『静岡県史』近世二、一二号

棟5 渡戸権現棟札銘（『掛川誌稿』静岡県立図書館所蔵）

奉再興三之宮地之宮一宇、周智郡大居之郷泉沢村、本願主泉

沢清三郎、御地頭堀尾掃部殿（宗光）、御代官丹羽吉兵衛殿

○出典 『掛川誌稿』卷九、三八九頁

三倉

百姓中

川根

○出典 『森町史』資料編二古代・中世、三三三号

48 荒島半物成納所方手形写（三倉久美子氏所蔵文書）

三倉・川根檢地帳面之荒島百貫文分、当秋方半物成二永代納
 所可仕、縦雖不開作半成之義者堅可申付、就其者約錢令扶助

49 下すがり村御繩打水帳 (小木家文書)

(表紙)

(印) 慶長四年^{己亥}八月吉日 下すがり村
御繩打水帳
田島

(印)

寺之前^(畝以下同) 上 式七拾歩 百拾七文 良泉庵分
 上 式七十式歩 式百廿文 源五郎
 屋敷^{まんてうかいと} 式七歩 百廿文 同人
 上 壹七九歩 六十五文 同人
 中^{上ノ山} 六七拾六歩 式百五拾九文 同人
 下^同 壹七 二十文当不 同人
 寺之前 下 壹七十式歩 廿八文当不 源五郎
 上^{まんてうかいと} 三畝十八歩 百八十文 三郎兵衛
 上^{はんぼ} 壹反壹七 五百五十文 同人
 屋敷^{はんぼ} 五畝歩 三百文 同人
 上^{はんぼ} 壹反壹畝拾四歩 五百七十三文 同人

屋敷三七七歩 式百文 同人
 中^同 八七廿歩 三百四十六文
 此之内六七セ当ふ

合^{上ノかいと} 壹^同 六百八十文
 中 廿八歩 卅四文 孫助
 中^同 壹七六歩 四十六文 同人
 屋敷^同 三七六歩 百九十式文 孫助
 中^同 壹七拾四歩 百卅七文 同人
 中^同 壹畝式歩 四十式文 同人
 合百五十一文
 屋敷^同 式七四歩 百廿八文 六郎右衛門
 中^同 五七拾八歩 式百廿一文 同人
 中^同 七七拾式歩 式百九十七文 同人
 下^{藤の平} 六七廿四歩 百式拾文 六郎右衛門
 下^同 四七 八十文 同人

合八百四十六文
 中^{地蔵道} 五七拾八歩 式百廿一文 常昌
 中 三七歩 百廿文 同人

上^同 六畝式歩 三百三十文 同人

合^{西ノかいと} 壹^同 九百六文
 中 壹反拾九歩 四百廿式文 道三
 屋敷^同 式畝拾式歩 百四十式文 同人
 中^同 壹七十式歩 五十五文 同人
 合六百式拾壹文
 中 五畝拾八歩 式百廿一文 古賀
 中^{おき船} 式七三歩 八十三文 彦二郎
 屋敷^{おきのしま} 式七歩 百廿文 同人
 中 四七歩 百六十文 彦二郎
 中^同 六七廿八歩 式百七十四文 同人
 下^同 壹反壹畝廿式歩 三百五十式文 同人
 合九百八十九文
 道しき 下 五七十歩 百六十文 源二郎
 下^{なかのしま} 式七歩 六十文 同人
 下^同 九七十八歩 式百八十式文 同人
 下^{まんてうかいと} 八七廿四歩 式百六十四文 源二郎
 中^同 九七式歩 三百六十式文 同人

中^同 三七歩 百廿文 同人
 屋敷^同 式七十式歩 百四十五文
 合四百八十四文

中^{中村} 廿歩 廿六文 喜右衛門
 下^{中村} 八七歩 式百四十文 喜右衛門
 屋敷^同 式七歩 百廿文 同人
 上^同 七七拾歩 三百六十七文 同人
 中^同 五七式歩 式百式文 同人
 合九百五十五文
 下^同 壹七四歩 三十五文 六郎太夫
 中 三七歩 百廿文 同人
 屋敷^同 式七歩 六十文 同人
 中^同 三七廿四歩 百五十文 同人
 合三百六十五文
 下^{大はたけ} 六七歩 百廿文 孫右衛門
 下^同 四七廿歩 九十四文 同人
 下^同 式七歩 四十文 同人
 屋敷^同 式七歩 五十文 同人

中	壹反式七廿六歩	三百廿六文	同人
合	六百卅文		
下	五七拾八歩	百十三文当不	伝二
下	六七式歩	百二十一文	同人
下	八七廿歩	百七十式文	同人
下	六七歩	百廿文	伝二
下	廿四歩	拾七文	同人
下	六七歩	百廿文	同人
合	六百六十五文		
下	寺の前河端 壹七十歩	廿七文当不	三郎兵衛
下	すがり大畠共		
上	畠四反七拾五歩		
中	畠壹町八七廿歩		
下	畠壹町六七廿歩以上合式町八反九七拾七歩		
屋敷	式反六畝拾四歩		
畠	合拾六百七十文		
田方			
中	壹七十四歩	四十四文	彦二郎

○出典 『天童市史』史料編二、小木家文書一号
丹羽彦兵衛(印)

中	廿四歩	廿四文	源五郎
中	壹反四七廿八歩	四百八十文	三郎兵へ
中	式七廿歩	八十文	同人
中	壹七廿式歩	五十二文	同人
下	壹七廿歩	三十四文	彦次郎
下	式七十式歩	四十八文	三郎兵へ
中	壹七拾九歩	四十九文	同人
中	式七	八十文	源五郎
上	式七十五歩	九十八文	同人
上	廿六歩	三十二文	源二郎
上	壹七式歩	四十式文	孫助
下	三七六歩	六十四文	六郎右門
下	三七六歩	六十四文	源二郎
下	壹七歩	廿文	孫九郎
上	田四七十三歩		
中	田二反三七七歩	田合四反七七歩	
下	田九七十八歩	田錢合壹六式百六十式文	
かみ	かす八まい		

50 平木村・篠原村検地帳(春野町役場所蔵)
(表紙)
慶長四年己亥九月二日
平木村
遠江国周智郡
篠原村
田畑御検地之帳

中	かみちち木(畝以下田) 壹七廿式歩	七十文	作丞
中	壹七五歩	四十六文	四郎太郎
中	壹七五歩	四十六文	同人
中	壹七五歩	四十六文	助一郎
上	三七	百五十文	四郎太郎
中	上平木 壹七	四十文	四郎太郎
上	壹七廿五歩	九十式文	作丞
上	壹七三歩	五十五文	四郎太郎
上	壹七九歩	六十五文	助一郎

下 壹七	三十五文	助六郎	下 廿歩	廿八文	三郎四郎
下 壹七	三十五文	助一郎	上 七十七六歩	四百五十文	同人
下 貳七廿歩	九十四文	四郎太郎	屋敷貳七	百四十文	かち
下 壹七	三十五文	同人	中 貳七廿歩	百三十四文	同人
下 壹七七八歩	五十五文	助一郎	屋敷貳七	百四十文	三郎四郎
下 三三七	百五文	四郎太郎	中 四七八歩	貳百十三文	同人
下 壹七	三十五文	三郎二郎	中 三七拾五歩	百七十五文	同人
下 貳七拾歩	八十文	同人	屋敷壹七	七十文	衛門五郎
下 四七	百四十文	同人	中 四七	貳百文	衛門五郎
屋敷貳七	百卅文	助一郎	中 壹七廿六歩	九十四文	河内給
			屋敷壹七	七十文	河内給
			下 廿歩	貳十八文	助六郎
			下 五七拾歩	貳百十四文	河内給
下 壹七	四十文	新福寺	下 五七拾歩	貳百十四文	河内給
下 三七拾歩	百三十四文	同人	屋敷貳七	百四十文	衛門七郎
上 三七	百廿文	さんし	中 四七拾歩	貳百十七文	同人
屋敷貳七	百四十文	河内給	中 壹七十八歩	八十文	同人
上 壹七十歩	八十文	同人	中 貳七廿四歩	百四十文	同人
下 廿歩	廿八文	河内給	下 壹反貳七	四百八十文	同人

下 五七	貳百文	河内給	下 壹反壹七	引わけ	三百八十五文	同人
下 拾六歩	貳十文	同人	下 三七	引わけ	百五文	四郎太郎
下 壹七廿歩	六十八文	衛門七郎	下 三七	引わけ	百五文	四郎太郎
下 壹七廿歩	六十八文	河内給	下 貳七		七十文	同人
下 壹七廿歩	六十八文	河内給	下 壹七六歩		四十文	三郎四郎
下 壹七拾歩	五十六文	同人給	下 拾八歩		貳十文	四郎太郎
中 三七	九十文	同人	下 壹七	当不	三十五文	同人
屋敷貳七十歩	百五十文	作丞	下 壹七	当不	三十五文	衛門七郎
上 六七	三百三十文	同人	屋敷三七		百九十五文	四郎太郎
下 三七八歩	百貳十五文	同人	中 四七		百八十文	同人
下 廿歩	廿四文	同人	上 壹	壹反六七廿六歩	上 壹	壹反二
下 拾三歩	拾四文	作丞	中 壹	三反三七廿七歩	中 壹	壹反二
下 三七拾歩	百十七文	助一郎	下 壹	九反六七四歩	下 壹	壹反二
下 三七	百五文	同人	屋敷	壹反七拾歩	下 壹	壹反二
中 貳七廿歩	百廿文	作丞	島合	壹町六反四七七歩	島合	壹町六反四七七歩
下 貳七廿四歩	九十八文	四郎太郎	島錢合	七貫三百七十四文	島錢合	七貫三百七十四文
下 貳七廿歩	九十四文	助一郎	田島合	四町九七拾七歩	田島合	四町九七拾七歩
下 三七拾歩	百十七文	同人	田島錢合	拾八貫五百八拾五文	田島錢合	拾八貫五百八拾五文
下 五七	百七十五文	三郎二郎	志の	八村分 島方		

51 遠州豊田郡内御検地名寄之帳

(天竜市相津 鈴木恒次氏所蔵)

(表紙)

(印) (印) (印)
 慶長四年己亥
 御検地名寄之帳
僧都村
 □山村
 遠州豊田郡内
 九月十一日

そうつ分

屋敷貳畝 百四拾文 作四郎
 上 壹反貳畝 七百貳十文 同人○
 下 拾五歩 貳十文 同人○
 上 大下 六畝 三百六十文 同人
 下 同 五畝 貳百文 同人
 下 地蔵堂 三畝 九拾文 同人○
 合壹貫五百三十文
 屋敷壹畝拾八歩 百拾文 小七郎

上 同 四畝 貳百四十文 同人○
 中 同 四畝 貳百文 同人○
 下 上平 拾歩 十文 同人
 上 大下 拾貳歩 廿四文 同人
 下 下 下 廿歩 廿八文 同人
 上 同 壹反 六拾文 同人○
 屋敷貳畝 百四拾文 作大郎
 合五百六拾文
 中 向 壹畝拾歩 六拾七文 甚一郎○
 下 向 壹畝拾歩 五十四文 甚一郎○
 下 上平 廿六歩 廿六文 同人○
 合百四拾七文
 中 向 七畝 三百五十文 万大郎○
 小松さき 屋敷壹畝拾歩 八拾文 同人
 同 下 四畝 百廿文 同人
 小松崎 下 貳畝 六拾文 万大郎
 同 下 拾四歩 拾四文 同人

合六百貳十四文

下 向 拾歩 十四文 作二郎
 上 たいもん 貳畝拾歩 百四十文 同人○
 中 をはね 四畝 貳百文 同人
 小松崎 屋敷壹畝廿歩 百文 作二郎
 下 同 五畝拾歩 百六十文 同人○
 下 同 拾二歩 当不 拾二文 同人
 合六百廿六文

上 同 貳畝 百貳十文 同人○
 上 おうしも 五畝拾歩 三百廿文 同人
 合五百八文
 中 向 四畝 貳百文 三郎右衛門○
 中 向 貳畝 百文 三郎右衛門○
 下 道下 貳畝拾八歩 百三文 同人○
 さわのほた 屋敷壹畝 七拾文 同人
 同 中 八畝 四百文 同人
 同 屋敷三畝 貳百拾文 同人
 上 同 壹反壹畝廿歩 七百文 同人
 大下 下 貳畝拾歩 九十四文 三郎右衛門○
 同 中 五畝廿歩 貳百八十四文 同人
 同 下 四畝拾歩 百三十文 同人○
 同 下 三畝十歩 百文 同人○
 同 下 壹畝廿歩 当不 五十文 同人○
 同 下 四畝 百廿文 同人○

下 向 拾五歩 貳十文 助七郎
 上 同 貳畝拾歩 百四拾文 同人○
 中 向 貳畝四歩 百七文 助七郎○
 小松崎 屋敷壹畝 六拾文 同人
 同 下 三畝 九拾文 同人○
 同 下 壹畝廿九歩 五十九文 同人○
 同 下 拾五歩 十五文 同人
 合四百九拾壹文

下 向 拾五歩 廿文 助三郎○
 屋敷貳拾歩 四十八文 同人
 同 下 拾五歩 十五文 同人
 同 下 壹畝廿九歩 五十九文 同人○
 同 下 拾五歩 十五文 同人
 合四百九拾壹文

下 向 拾五歩 廿文 助三郎○
 屋敷貳拾歩 四十八文 同人

下 小松崎 四畝拾歩 百三十文 同人
 上平 下 拾歩 当不 拾文 三郎右衛門○
 同 下 四畝 百廿文 同人○

下 ^{河内} 拾五歩 当不 拾五文 同人	下 ^{河内} 五畝 当不 百五十文 同人	上 ^向 四畝貳拾歩 貳百八十文 左衛門三郎○	上 ^上 六畝 三百六十文 左衛門三郎○	下 ^同 三畝拾歩 百三拾四文 同人○	中 ^同 三畝 百五十文 同人○	屋敷 ^{橋本} 貳畝 百四十文 同人	上 ^同 壹反 六百文 同人○	下 ^{うへのたん} 廿五歩 当不 廿五文 同人	下 ^{地藏堂} 三畝 九拾文 左衛門三郎	下 ^{上たん} 八畝拾歩 貳百五十文 同人	下 ^同 壹畝廿歩 当不 五十文 同人	合貳貫七拾九文	屋敷 ^{大しも} 壹畝拾歩 九拾四文 衛門大郎	上 ^同 四畝 貳百四十文 同人○	上 ^{大下} 貳畝廿歩 百六十文 衛門大郎○	合四百九十四文
下 ^{大下} 六畝 当不 貳百四十文 彦二郎	中 ^同 貳畝廿歩 百三十四文 与三郎	上 ^同 貳畝拾歩 百四十文 同人○	下 ^{地藏堂} 拾五歩 十五文 同人	中 ^{大下} 壹畝廿六歩 九拾四文 助二郎○	上 ^{ざれ} 三畝六歩 百九十二文 同人○	屋敷 ^同 壹畝五歩 百拾文 同人	中 ^同 廿壹歩 三十五文 同人	合四百壹文	中 ^{ざれ} 壹畝廿六歩 九拾四文 衛門五郎○	屋敷 ^同 貳畝 百四十文 同人	上 ^{同大もん} 四畝十八歩 貳百七拾六文 同人○	上 ^同 貳畝 百廿文 同人○	中 ^同 三畝十五歩 百七十五文 同人	下 ^同 壹畝拾歩 五十四文 同人○	上 ^同 六畝 三百六十文 同人	合貳貫四十四文

屋敷 ^{西かいと} 三畝 貳百十文 孫九郎	上 ^同 九畝貳拾歩 五百八十文 同人	上 ^同 九畝 五百四十文 同人	下 ^{うへの平} 壹畝廿五歩 五十五文 同人	下 ^同 壹畝廿歩 五十文 同人	下 ^{うへの平} 六歩 六文 孫九郎	下 ^{小松崎} 貳畝四歩 六十四文 同人	下 ^同 壹畝六歩 三十六文 同人	下 ^同 拾貳歩 拾貳文 同人	下 ^{河内} 壹畝拾五歩 当不 四十五文 同人	合壹貫五百九十八文	屋敷 ^{小松崎} 壹畝拾歩 八拾文 金右衛門	下 ^同 三畝拾歩 百文 同人	下 ^同 三畝廿歩 百拾文 同人	下 ^同 廿五歩 廿五文 同人	合三百拾五文	上 ^同 三畝 百五十文 好常庵
中 ^同 七畝 貳百八十文 好常庵	合四百三十文	下 ^じ 壹畝 三十文 左衛門七郎	上 ^{六百文} 壹反 上畠町貳反三畝六歩 小松崎	中 ^{五百文} 壹反 中畠五反八畝廿貳歩 うへの平	上 ^{五百文} 壹反 上畠町貳反三畝六歩 小松崎	下 ^{四百文} 壹反 下畠町壹畝廿七歩 中老反 四百文	下 ^同 壹反 三百文 下老反 三百文	屋敷 ^{七百文} 壹反屋敷貳反五畝三歩 屋しき壹反 六百文	合三町八畝廿八歩 畠合三町八畝廿八歩	錢合拾五貫貳百三十九文	山口半右衛門 ^(花押)	紙數拾貳枚有	○出典 『静岡県史』近世三二二号			

52 堀尾泰晴肖像画賛（春光院所蔵）

天徳寺殿高菴世崇大居士遺像
 德侔天地威掬雪霜居士者 業平公の孫汲遠
 江流長保萬堯年億舜日令子者 豊臣氏近侍
 巨漢家風不屑十劉季百子房遊戯場中碁盤戰
 鴉鷺錦神筵上被底栖鴛鴦溺水三萬里蓬萊山
 旧跡月白春秋八十三閨浮界扇子風涼任雅号
 於高菴最尊最上葬色身於靈地令聞令望遼天
 俊鶴平生属指呼則劍翎鈎爪乱世英雄尋常爭
 智勇則鉄肝石腸腰間三尺鏝鄒有殺有活乎中
 五色摩尼無教無量 別々 兎孫可長億千歳
 冬日桃花発徳香
 慶長龍集四己亥仲冬九鳥
 前住妙心春龍竺衲叟書焉

○原本より翻刻

53 遠州御蔵入目録

（一般財団法人石川武美記念図書館所蔵、堀尾文書）
 遠州御蔵入目録
 高合老万九千五拾五石四斗三升
 内 四千六拾六石五斗九升
 式千八百四拾壹石壹斗九升
 九千參百八拾五石壹升
 五千五百七拾六石參斗六升
 物成四千百八拾六石貳斗八升
 内 貳千八百參拾石六斗七升
 六百參拾七石貳斗八升
 七百拾八石參斗三升
 此外拾六石五斗
 山札米
 大豆
 麦
 米
 免
 荒川成
 うんか入
 永荒
 文五石慶式迄

以上

慶長四年

霜月廿四日 堀尾帯刀（花押）
 徳善院

長東大蔵大輔殿

増田右衛門尉殿 参

○出典 『松江市歴史叢書』一、福井将介「堀尾吉晴・忠氏
 父子に関する基礎的考察」七五頁

54 堀尾可晴判物（三田村家文書）

已上

奉書紙之事、如前々申付候、自然当領内似セ紙売買之者於有
 之者可告知、遂糺明可申付者也、

慶長四 堀尾帯刀

十一月廿二日 可晴（花押）

大滝

掃部

○出典 『今立町誌』一、三田村家文書二二号。「折紙」と
 注記あり。

55 小俣京丸村検地帳（春野町役場所蔵）

上	八七	四百四十文	太郎三郎
下	貳七当不	七十文	同人
上	八七廿歩	四百七十六文	同人
下	壹七当不	三十五文	同人
屋敷	貳七	百卅文	太郎二郎
上	壹七	五十五文	太郎三郎
下	廿四歩	四十三文	同人
中	六七廿歩	三百文	同人
下	七七	貳百四十文	後家
下	四七	百四十文	同人
下	八七	貳百八十文	後家
屋敷	貳七	百三十文	馬太郎
中	壹七十歩	六十文	同人
下	四七	百四十文	兵へ三郎
上	壹反	五百五十文	万太郎
中	七七	三百拾五文	万太郎
中	三七拾歩	百五十文	同人

下 六七当不	二百十文	同人	下 四七	百四十文	兵へ三郎
下 六七廿歩	二百卅四文	同人	下 三七	百五文	同人
下 壹七	三十五文	衛門作	上 三七七八歩	百九十七文	馬三郎
下 六七	二百十文	衛門九郎	屋敷式七	百三十文	兵へ三郎
下 壹七拾歩	四十七文	二郎太夫	上 五七廿歩	三百拾壹文	同人
屋敷壹七拾歩	八十七文	衛門九郎	屋敷式七	百三十文	馬三郎
中 八七	三百六十文	同人	上 四七	二百廿文	同人
下 壹七	三十五文	平五郎	下 拾五歩	十七文	同人
中 四七	百八十文	彦二郎	山の上	下 拾五歩	同人
屋敷壹七	六十五文	同人	中 九七	三百十五文	馬太郎
上 壹七	五十五文	同人	屋敷壹七	六十五文	又衛門
中 三七十歩	百五十文	又衛門	中 七七	三百十五文	又衛門
下 拾五歩	拾七文	兵衛太郎	中 五七廿六歩	二百六十四文	三郎太郎
上 壹反	五百五十文	同人	下 廿四歩	式十六文	兵へ三郎
中 壹反壹七	四百九十五文	同人	道下	下 七歩	同人
屋敷式七廿歩	百七十四文	同人	下 廿歩	式十四文	三郎太郎
上 六七	三百三十文	兵衛三郎	下 壹七廿歩	五十九文	又衛門
			中 壹七十歩	六十文	右衛門二郎
			上 廿歩	三十六文	二郎太郎

上 三七	百六十五文	同人	上 式七	百十文	祢キ
下 壹七	三十五文	二郎太郎	屋敷式七	百三十文	同人
中 壹反	四百五十文	二郎太郎	上 六七	三百卅文	同人
屋敷式七廿歩	百七十四文	同人	下 十五歩	拾七文	衛門七郎
下 六七	式百十文	右衛門二郎	八まん額	五十九文	祢キ
下 壹七	三十五文	同人	下 壹七廿歩	式百三十四文	同人
下 式七	七十文	二郎太郎	祢キ地	三百三十四文	同人
下 式七	七十文	右衛門二郎	下 九七	三百拾五文	衛門七郎
上 五七	式百七十五文	同人	下 式七	七十文	衛門九郎
下 廿七歩	三十壹文	同人	屋敷式七	百三拾文	衛門七郎
上 四七八歩	式百三十四文	二郎太夫	中 拾八歩	廿七文	衛門七郎
上 式七四歩	百十七文	同人	下 三七拾歩	百十七文	同人
上 壹七七八歩	八十七文	二郎太夫	下 壹七十歩	四十七文	二郎太夫
中 式七	九十文	同人	下 四七	百四拾文	祢キ
上 壹七六歩	六十六文	同人	上 式七廿歩	百四拾六文	衛門七郎
屋敷式七	百三十文	同人	下 四七	百五十式文	衛門七郎
上 五七十歩	式百九十三文	同人	河はた	下 三七	同人
上 拾六歩	廿九文	二郎太夫	下 壹七	百五文	同人
			下 壹七	三十五文	衛門太郎
			下 拾六歩	拾八文	馬三郎

中 壹七	四十五文	同人	上 壹七廿歩	九十壹文	同人
下 三七	百五文	馬三郎	上 廿歩	三十六文	同人
上 六七	三百三十文	平三郎	上 五七廿六歩	三百廿二文	作二郎
下 三七	百五文	作太郎	屋敷 貳七	百三十文	三郎太郎
中 三七	百三十五文	三郎太郎	上 壹七八歩	六十九文	同人
中 壹七	四十五文	作太郎	上 五七	貳百七十五文	作太郎
下 貳七	七十文	作太郎	下 壹七	三十五文	三郎太郎
上 壹七廿歩	九十壹文	三郎太郎	中 七七	三百十五文	作太郎
上 壹七六歩	六十六文	同人	中 貳七十歩	百五文	兵へ三郎
下 拾六歩	拾八文	同人	屋敷 貳七	百三十文	作太郎
下 壹七廿歩	五十九文	作二郎	中 五七十歩	貳百四十文	衛門太郎
中 三七	百卅五文	作太郎	下 貳七	七十文	同人
下 三七	百五文	作二郎	上 廿四歩	四十三文	兵へ三郎
下 拾六歩	拾八歩	作太郎	上 六歩	拾壹文	兵へ三郎
下 壹七	三十五文	同人	下 壹七十歩	四十七文	作太郎
下 貳七	七十文	作二郎	下 拾六歩	拾四文	衛門太郎
中 壹七十歩	六十文	馬三郎	下 壹七	三十五文	馬三郎
上 壹反貳七	六百六十文	三郎太郎	屋敷 廿四歩	五十貳文	衛門太郎

下 貳七拾歩	八十貳文	衛門太郎	下 九七	三百十五文	同人
下 七七	貳百四十五文	三郎衛門	屋敷 貳七	百三十文	東泉庵
下 九七	三百十五文	同人	中 壹反四七	六百卅文	東泉庵
屋敷 貳七	百卅文	三郎二郎	中 八七	三百六十文	三郎衛門
下 五七	百七十五文	同人	下 五七	百七十五文	同人
下 壹反八七	六百三十文	三郎衛門	中 貳七廿歩	百貳十文	同人
中 貳七	九十文	同人	上 四七	貳百廿文	同人
下 六七 当不	貳百十文	同人	中 九七	四百五文	三郎衛門
屋敷 壹畝	六十五文	同人	下 貳七	七十文	同人
上 三畝	百六十五文	同人	屋敷 壹七拾歩	八十七文	馬七郎
上 貳七	百十文	三郎衛門	屋敷 貳七	百三十文	三郎太郎
上 三七	百六十五文	同人	中 壹反四七	六百三十文	同人
屋敷 壹七	六十五文	同人	下 貳七	七十文	三郎太郎
上 七七廿歩	四百廿壹文	同人	下 壹七	三十五文	五郎さへもん
屋敷 貳七	百三十文	同人	下 六七 当不	貳百拾文	三郎太郎
中 貳七	九十文	三郎衛門分	中 三七六歩	百四十四文	兵へ太郎
下 壹七拾歩	四十七文	三郎衛門	上 六七廿歩	三百六十六文	三郎衛門
中 三七	百卅五文	三郎二郎	下 壹七拾歩	四十七文	三郎衛門

下 六七 当不 貳百拾文 同人
 下 貳七廿歩 九十四文 同人
 上 貳七四歩 百十七文 同人
 下 壹七廿歩 五十七文 同人
 下 壹七十五歩しほ山 五十二文 五郎左衛門
 中 七七よて 三百拾五文 衛門三郎
 中 貳七拾歩 百五文 同人
 屋敷 壹七廿歩 百九文 同人
 中 壹七同 四十五文 三郎衛門
 上 壹五反七廿八歩上二反二五五五文
 中 壹丁六反三七廿歩中壹反二四四五五文
 下 貳丁三反三七廿八歩下二反二三四五五文
 屋敷 四反十四歩壹反二六五五文
 畠合 五町九反六七
 錢合 貳拾六貫八百七文
 合 三貫九百文 小俣村分
 合 貳貫五百八十文 京丸村分

山口半右衛門(黒印)
(花押)

上紙共二廿枚有
○出典 『春野町史』資料編二、二号。「縦帳、表紙記載なし」と注記あり。

56 堀尾一信安堵状(成願寺文書)
(包紙)堀尾宮内丞殿御書付
 堀尾宮内八府中城主堀尾帶刀殿之弟歟
 岩本成願寺屋敷并竹木以下、如前々不可有相違候、罷下候者、重而墨付取可進候、已上、
(慶長五年)子 堀尾宮内丞
 三月十五日 一信(花押)
 成願寺 寺庵中

○出典 『今立町誌』資料編二、成願寺文書二号。「折紙」と注記あり。

57 吉川貞恒証状(三田村家文書)

已上

黄紙之事、忠氏公為思安出来旨、大滝村掃部二分知中末代仰被付候、於脇々此紙仕候儀、堅令停止者也、執如件、

慶長五

吉河新兵衛尉

四月十八日

貞恒(花押)

大滝

掃部殿

○出典 『今立町誌』資料編二、三田村家文書三三三号。「折紙」と注記あり。

右条々、於違背族者、可為曲事者也、

堀尾帶刀

慶長五卯月日

吉晴

○出典 『福井県史』資料編五、二三、上坂一夫家文書三三三号

59 堀尾可晴神領寄進状(佐治覚右衛門家文書)

以上

平吹権現為祭領、以其郷中平吹之内高拾石令寄附訖、全可被社納之状如件、

慶長五年

堀尾帶刀

卯月吉日

可晴(花押)

中平吹

神主

58 堀尾吉晴定書写(上坂一夫家文書)

織田庄

定

神社

- 一、於神社中、不可殺生之事、
- 一、猥不可伐採竹木之事、
- 一、神社屋敷諸役御免除之事、

○出典 『福井県史』資料編六、二二、佐治覚右衛門家文書一三三三号。「折紙」と注記あり。

60 豊臣氏奉行衆連署条書写

〔古今消息集〕国立公文書館所蔵

一 迎も秀頼様、御取立之儀ニ御座候間、上方ニ御座候而、天
下静謐ニ被仰付、遠国ニ出入候ハ、各被差遣、被仰付候
やうに存候事、

一 各愚意之段、憚り多候へとも、自然申事候刻は、如何やう
にも罷出、可成程は肝煎候やうにと、被仰出ニ付如此候、
今度直江所行不相居儀、御腹立、御尤存候、乍去、惣別
今迄、何之仕合も不仕、誠ニ田舎人ニテ御座候、不調 法
故如此ニ御座候、当年中被加御遠慮其中ニ不成候ハ、
至來春御出馬、尤ニ存候事、

一 太閤様御不慮以後、如何程も下々出入御座候へとも、何れ
も以御分別、被加御遠慮目出度相濟申慮ニ、此度被成御下
向候へハ、縦令早速被仰付候とも、日本ニ疵付申やうに、
下々 可存事、

一 第一、秀頼様御若年ニ御座候、然れとも是に御座候てこそ、
諸人重々敷奉存候ニ、唯今被成御下向候は、秀頼様を被
成御見放候やうに、下々可存候、是非当年之儀ハ、被成御

遠慮候やうに、達而申上度存候事、

一 先々御兵糧、山道ハ、従前々至亥年、不作仕、殊更一兩年
飢饉仕由ニ候、野兵糧之事、如何御座候はんや、又雪前御
働も、詰り可申哉、勞來春被成御出馬候やうに奉存候事、

長東大蔵大輔
増田右衛門尉
中村式部大輔
生駒雅楽頭
堀尾帶刀

○出典 『日本戦史 関ヶ原文書』

61 堀尾一信判物（誠照寺文書）

以上

当寺并諸末寺、如前々諸役等令免許候、帶刀被罷下候者、重
而墨付を相調可進之候、不可有相違状如件、

慶長五 堀宮内 一信（花押）
五月十三日

鯖江村

誠照寺

御同宿中

○出典 『福井県史』資料編五、八、誠照寺文書一四号。「折紙」
と注記あり。

63 堀尾一信証状（大滝神社文書）

以上

如有來夫役紙・同蠟燭上申付、三把木之事無之由、如前々相
違有間敷者也、

慶五 大滝 堀宮内
十一月六日 宮内（花押）

62 堀尾一信判物（木村孫右衛門家文書）

已上

急度申遣候、山林竹木一切きるへからず候、御城御用ニ付て
ハ手判を可遣候、若於無沙汰者、可為曲事候、此以前之代官
衆自然きりをかれ候共、少も心すへからず候也、

十月十一日 宮内（花押）
大井村「孫右衛門」

○出典 『福井県史』資料編六、一五、木村孫右衛門家文書
七号

64 函書外二名連署状（中村文書）

大窪揚地改之奉行として、長弥左、稻見八介兩人被越候間、
其方罷出見及田畠をも見留候て置可申候、幸彼地田地をも被
相拘之由候間、可為案内者候間、かたく被罷越きもヲいり
可申候、以上、

三月十七日 加兵衛（黒印）

彦兵衛（黒印）

人々御中

○出典 『松江市史』史料編七近世Ⅲ、堀尾期史料四号

「
」
圖書（花押）

うぶみ

源太郎

66 堀尾吉晴書状写

○出典 『静岡県史料』五、浜名郡中村文書一七号

猶々廿三日之御状參着拜見忝候、次貴殿存分之徹奥向申分候、扱毛忝候、何やうにも信濃事ハ御異見頼存候、以上、

態以使札申入候、仍岐阜之儀御手柄故早速相済珍重存候、殊

更治部岐阜為助勢罷向候所、藤佐州黒甲州など被追崩六遍

被追詰候由、扱々思忝成仕合我等式箇様之程にて取分無念存

事候、此上御しふり候而犬山大柿御請取尤候、其間に上方内

輪われ申候事も可有之候、又内府様茂漸二可為御出馬候間、

御別專一候、恐惶謹言、

八月廿六日

堀帯刀 印判

山対州様

人々御中

○出典 『山内家史料 一豊公紀』

田民部様

吉晴（印判写）

65 堀尾吉晴書状写（田中家文書）

尚々、今度岡崎尔ての御懇共、別而難忘存候

御上候付而、御使者畏存候節、可懸御目と存、以使者申入候

所ほんさかへ御通候由、御紛多存事、疵之事不苦間可御心安

候、於岡崎宮川佐州をはじめ御馳走之段、中々書中不及候、

連々御養父御懇候間、何も無御如在御馳走ふり、殊兵糧已下

御念入申入候、忝次第不浅候、恐惶謹言

八月八日

堀帯刀

田民部様

吉晴（印判写）

67 堀尾吉晴制札（普濟寺文書）

ふさい寺山近辺にて、此方よりたしかなる奉行もこれなきに、

すこしの竹木たりというともきりとするにおゐては見あひにせ

いはい可申者也

十月五日

帯刀（花押）

○出典 『静岡県史』近世一、一四六号。「木札」と注記あり。

御中

○出典 原本より翻刻

69 稲垣七左衛門尉書状（大滝神社文書）

尚々紙之儀、他所へうり申候ハ同じ、かたく可被仰付候

間、可被成其心得候也、

急度申遣候、仍從帯刀様何も紙之儀共他所へ売申候事、曲事

と被仰出候間、則掃部かたへ堅被仰付候、無由断すき掃部か

たへ可相渡候、為其如此候、恐々謹言、

稲垣

拾月十七日

七左衛門尉（花押）

岩本村

不老村

新在家村

貞友村

まいる

○出典 『福井県史』資料編六、六 大滝神社文書二四号。

68 堀尾一信書状（個人所蔵）

尚々貴所手柄かくれなく候、満足不過之候、以上、

濃州表にて御手からのやうす申てもく無比類事候、はやく

きず平諭申候哉、無御心元存候、手前取紛候故切二以書状御

見廻不申所存也、外二此方にて満足不過候、此方御用の事

御意可仰給候、上かた静成よし申し候、九州迄と申候へとも、

少退申候由、大慶存候、恐々謹言、

十月十五日

一信（花押）

「
」
切封墨引

塩口忠介殿

宮内

「折紙」と注記あり。

70 吉川貞恒証状（三田村家文書）

大滝村月成之事、為夫役御理申上付而、名^{（主力）}脇百姓、月成分
追々彼紙置上可申者也、執如件、

吉川新兵衛尉

^{（慶長五年カ）}
霜月廿四日

貞恒（花押）

掃部殿

○出典 『今立町誌』資料二、三田村家文書二四号。「折紙」
と注記あり。

3. 堀尾吉晴略年表

和暦	西暦	吉晴年齢	出来事
天文十二	一五四三	一歳	堀尾吉晴、生まれる
永禄二	一五五九	十七歳	岩倉城の戦いで初陣を飾る
永禄三	一五六〇	十八歳	岩倉城開城。堀尾泰晴・吉晴父子は牢人となる
永禄七	一五六四	二十二歳	木下藤吉郎（豊臣秀吉）と稲葉山で会い、家臣となる
元亀一	一五七〇	二十八歳	姉川の戦いに参加する
天正一	一五七三	三十一歳	近江長浜で一五〇石を領する
天正三	一五七五	三十三歳	堀尾金助、生まれる
天正四	一五七六	三十四歳	長篠の戦に参加し、武者の首を取る
天正五	一五七七	三十五歳	大坂の石山本願寺攻めに参加する
天正六	一五七八	三十六歳	秋、大坂の貝殻塚で一向宗徒と戦う 冬、但馬国攻めに参加し、尾白山で毛利勢と戦い傷を受ける 播磨国上月城で山中鹿之助とともに宇喜多勢と戦う 明智光秀への援軍として丹波国攻めに参加する。山家での戦いで大いに活躍し、秀吉から「鬼毛介」と呼ばれる 一五〇〇石を領する 堀尾忠氏、生まれる
天正七	一五七九	三十七歳	撰津国有馬城（有馬氏）攻めに参加する
天正十	一五八二	四十歳	撰津国三木城（別所氏）攻めに参加する 九月、別所氏との戦功により、秀吉から法馬（分銅）紋の旗を賜る 三月、織田家家臣の坪内氏に備前国に出陣することを告げる（史料1） 備中国高松城（毛利氏）攻めに参加し、城主清水宗治の検使となる 本能寺の変 六月、山崎の戦いで天王山を占拠し、明智光秀を敗走させる 冬、丹波国水上郡六二八四石を領する 十一月、丹波国柏原八幡宮に田地を寄進する（史料2・3） 春、伊勢国の滝川一益を攻める 賤ヶ岳の戦いに参加し、岐阜の氏家行家を調略する 冬、若狭国高浜で一七〇〇石を領し、城持ちとなる
天正十一	一五八三	四十一歳	三月、高浜の西恩寺に寺地を寄進する（史料4） 小牧・長久手の戦いに参加し、蟹江城や竹鼻城を攻める
天正十二	一五八四	四十二歳	
天正十三	一五八五	四十三歳	若狭国佐垣で二万石を領する 秀吉、関白となる 近江国佐和山で四万石を領する 豊臣秀吉の養子秀次の宿老となる
天正十五	一五八七	四十五歳	一月、家臣の松田左近が上坂氏の諸役免除を保証する（史料5） 九州攻めに参加する 従五位下に叙され、帯刀に任ず 秀吉から豊臣姓を賜う
天正十六	一五八八	四十六歳	九月、家臣団が坂田郡の山境界を調停する（史料6）
天正十七	一五八九	四十七歳	八月、吉晴が中野村等の井水利用について調停する（史料7） 閏五月、家臣団が浜松の龍潭寺の物成を請ける（史料8） 吉晴・金助、相模国小田原攻めに参加し、山中城を攻略する 六月、金助が小田原で死去する（十八歳） 遠江国浜松一二万石を領す
天正十八	一五九〇	四十八歳	十一月、家臣団が遠江国の駿東郡の町人に特権や屋敷の免許を与える（史料9・10）
天正十九	一五九一	四十九歳	二月、弟の泰勝が塩浜に税を賦課する（史料11） 二月、弟の宗光が職人へ城の大工役を命じる（史料12） 四月、家臣の揖斐普伝が見付問屋に税を賦課する（史料13） 四月から十月、泰勝が東海道筋の書状の送達に関与する（史料14他） 五月、家臣団が引佐郡の屋敷に税を賦課する（史料15） 七月、吉晴が奥山方広寺に禁制を出す（史料17） 陸奥国九戸城攻めに参加する
文禄二	一五九三	五十一歳	九月、吉晴・蒲生氏郷・井伊直政・浅野長吉が逃散した陸奥国の百姓らに帰るよう命じる（史料19） 十二月、家臣団が周智郡の年貢を請ける（史料30） 十二月、豊臣秀次が関白となる
天正二十	一五九二	五十歳	一月、宗光が秋葉寺へ寺領を寄進する（史料31） 四月、家臣団が豊田郡の荒地に税を賦課する（史料32） 十二月、家臣団が周智郡の年貢を請ける（史料33）
天正二十	一五九二	五十歳	四月、吉晴が普濟寺と西来院に禁制を出す（史料35） 六月、家臣の浅井五郎右衛門が駿東郡の町人の特権を保証する（史料36） 九月、泰勝が稲荷神社の社領を寄進する（史料37）

和暦	西暦	吉晴年齢	出来事
天正十二	一五八四	四十二歳	
天正十一	一五八三	四十一歳	
天正十	一五八二	四十歳	
天正七	一五七九	三十七歳	
天正六	一五七八	三十六歳	
天正五	一五七七	三十五歳	
天正四	一五七六	三十四歳	
天正三	一五七五	三十三歳	
天正一	一五七三	三十一歳	
永禄七	一五六四	二十二歳	
元亀一	一五七〇	二十八歳	
天正一	一五七三	三十一歳	
天正三	一五七五	三十三歳	
天正四	一五七六	三十四歳	
天正五	一五七七	三十五歳	
天正六	一五七八	三十六歳	
天正七	一五七九	三十七歳	
天正十	一五八二	四十歳	
天正十一	一五八三	四十一歳	
天正十二	一五八四	四十二歳	

慶長八	一六〇三	六十一歳	吉晴、中村家の御家騒動で米子へ出兵する 忠氏、幕府から新城築城の許可降りる(忠氏二十七歳)
慶長九	一六〇四	六十二歳	忠氏、死去する(二十八歳)
慶長十二	一六〇七	六十五歳	吉晴、孫の忠晴(六歳)の後見役となる
慶長十四	一六〇九	六十七歳	松江城築城開始
慶長十六	一六一一	六十九歳	出雲大社造営 松江城天守が完成する 吉晴、死去する
元和八	一六三二		金助の母、尾張国の裁断橋を改修し、擬宝珠に銘文を刻む
寛永十	一六三三		忠晴、死去する(三十五歳) 堀尾家断絶、改易となる

文禄三	一五九四	五十二歳	二月、家臣団が屋敷地を保証する(史料38)
文禄四	一五九五	五十三歳	七月、豊臣秀次が切腹する(秀次事件)
文禄五	一五九六	五十四歳	十一月、北遠州の検地を行う(史料39、44)
慶長三	一五九八	五十六歳	九月と十一月、周智郡の神社の棟札に地頭として堀尾宗光の名前あり(史料棟2・3) 一月、泰勝が死去する 八月、秀吉が死去する
慶長四	一五九九	五十七歳	十一月、周智郡の神社の棟札に地頭として堀尾忠氏の名前あり(史料棟4) 十二月、家臣団が浜名郡の百姓に税を賦課する(史料47) 周智郡の神社の棟札に地頭として堀尾宗光の名前あり(史料棟5) 八月、北遠州の検地を行う(史料49、51) 十一月、泰勝が死去する(史料52) 吉晴の孫・忠晴、生まれる 徳川家康から越前国留守居役を命ぜられ五万石を領す この頃、吉晴が子の忠氏に家督を譲る
慶長五	一六〇〇	五十八歳	十一月、吉晴が越前国の偽紙売買を糾明する(史料54) 十一月、吉晴が豊臣家の奉行衆に遠江国の蔵入目録を提出する(史料53) 三月、家臣の堀尾一信が越前国今立郡の成願寺の屋敷地を安堵する(史料56) 四月、家臣の吉川貞恒が越前国今立郡の神の特権を保証する(史料57) 四月、吉晴が織田庄寺に禁制を出し、府中平吹権現の社領を寄進する(史料58・59) 五月、家臣の堀尾一信が鯖江村誠照寺の諸役を免除する(史料61) 五月、吉晴と豊臣家の奉行衆が徳川家康の出陣を懸念し制する(史料60) 家康の会津攻めに堀尾忠氏従軍する(忠氏二十四歳) 吉晴、三河国池鯉鮒(知立)で負傷する 八月、吉晴が田中吉次や山内一豊に負傷のことなどを知らせる(史料65・66) 関ヶ原の戦い 忠氏、徳川方として参加 十月、家臣の堀尾一信が大井村の山林竹木切ることを禁じる(史料62) 十月、家臣の堀尾一信が塩見忠介に美濃での戦いの戦功を賞する(史料68) 十月、家臣の稲垣七左衛門が他国へ紙を売ること禁じる(史料69) 十一月、家臣の堀尾一信や吉川貞恒が税を賦課する(史料63・70) 忠氏、出雲・隠岐両国二四万石を領す 吉晴・忠氏父子、出雲国富田城に入る

Ⅱ
系
譜

1. 『譜牒余録』収載堀尾系譜

解説

『譜牒余録』は江戸幕府が編纂した諸大名や旗本などの家譜・家伝を集録したもので、寛政十一年（一七九九）十二月に成立している。幕府は天和三年（一六八三）から諸家より提出させた「貞享書上」を保存しており、『寛政重修諸家譜』を編集する際にその資料としてまとめられたものである。

堀尾家は寛永十年（一六三三）に断絶したため、『譜牒余録』や「貞享書上」の成立時には存在していない。しかし、堀尾氏系譜末尾に、堀尾家の史料は堀尾忠晴の娘が嫁いだ石川家が所持し、石川家から提出したことが記されている。忠晴没後に堀尾家に関係する文物は、石川家で保管・管理されていたのであろう。

堀尾氏系譜は、天武天皇第二皇子の高市親王から始まり長屋王、桑田王、磯部王、石見王と続き、石見王の子峯緒が高階姓を賜っている。古代・中世の系図については、堀尾家と石川家の菩提寺である妙心寺塔頭春光院が所蔵する「堀尾家譜系」と同じである。

そのため、翻刻では吉晴の祖父泰政から始める。

吉晴については、十六歳の初陣から死去まで詳細に記されている。特に豊臣秀吉死去後に顕在化した徳川家康と石田三成との対立に際して、吉晴が家康に近づき調停に苦心したことが大きく記され、その功績が多大であったと伝えている。

石川家では、吉晴のことを多数の合戦に出てその戦功は大であったが、吉晴自らその功績を話さず、子が聞いても話さなかったために知る人が少なかった。吉晴は、士は武芸・武道を専一にすべきで、よい家臣がいなければ功を挙げることはできないと考え、国主として武士を好まないのは自らを貧しくすると子孫に説いたと伝えていた。吉晴は武人であることを支柱とし、謙虚で自らの功を宣伝しないが、豊臣秀吉や徳川家康ら天下人から絶大な信頼を置かれるほど物事に対し誠実に行った人物であった。

この堀尾氏系譜の基礎となったと推測できる史料「堀尾家譜系」は、春光院が所蔵し、翻刻文が『松江市史研究叢書1』にある。双方には事項・人物名の小さな差異があるものの、ともに堀尾吉晴を知る上で非常に重要な史料であるため、ここに翻刻した。

【史料翻刻】

高階姓 堀尾氏

(高市親王以下二十八代は略す)

泰政 与太郎 堀尾中務太輔

泰晴 弥助 堀尾中務丞

十世ノ祖邦経ヨリ世々尾州丹羽郡供御所村ヲ領メ、子孫数多居住ス、後織田信長ニ従ヒ、慶長四年己亥遠州浜松ニ没ス、歳八十三

方泰 修理亮

可晴岐阜ヨリ横山へ帰ル時、浅井備前守長政ノ兵出ケルニ駈合セ、武者一騎打取テ首ヲ秀吉ニ献ス、此時信長モ横山ニ在故ニ可晴ニ命メ其首ヲ又信長ノ障所へ持セ献セラル、信長見テ詞ヲカケテ賞セラル、明日虎御前山ノ戦ニ又敵ヲ斬テ首ヲ獲タリ、信長褒詞アリ、

天正三乙亥、参州長篠ノ役ニ初ハ素庸者ノ首ヲ取テ従士ニ持セ置、再タヒ金冑ニ唐ノ頭ノ立物シタル武者ヲ打テ首ヲ取、信長ニ見セケレハ、手ツカラ嘉果ヲ賜テ賞セラル、

四年丙子、一向宗ノ僧徒乱ヲ作シ摂州大坂城ニ抛リ、寨ヲ木津難波ニ築テ信長ニ敵ス、信長諸將ニ命メ攻シム、蜂須賀彦右衛門正勝貝殻塚ノ辺ニ屯ス、可晴往テ訪フ折節、合戦有リテ身方敗北ス、可晴ハ蜂須賀彦六中村次郎左衛門ト共ニ血戦シケレハ、身方ノ兵力ヲ得テモリ合返ス、

五年丁丑ノ秋、秀吉摂州天王寺城ヲ守ル、木津難波ノ敵天王寺ヲ襲ハントメ兵五六百ヲ貝殻塚ニ出ス、秀吉可晴及中村次郎左衛門ト共ニ血戦シケレハ、身方ノ兵力ヲ得テモリ返ス、

五年丁丑ノ秋、秀吉摂州天王寺城ヲ守ル、木津難波ノ敵天

可晴 可或作吉 稚名ニ王丸 小太郎 毛介 毛或作茂

正五位下 帶刀 従四位下

旗幕ノ紋抱茗荷ノ丸、後秀吉ノ賜ニ由テ法馬ヲ雜画ク、

孫忠清(マ)ニ至テ六目結ヲ加フ

性温柔謹厚ニメ外貌愚ナルニ似タリ、故二人其智勇ヲ蓋コトヲ不知、永禄元年戊午供御所村ノ辺ニテ夜戦アリ、可晴歳十六先登メ首級ヲ獲タリ、然其人信セズ、翌日岩倉ノ合戦ニ身方敗北メ争テ逃ケルニ可晴ハ馬ヨリ下立テ路傍ニ独ヒカヘ居タリ、叔父修理亮見テ何ゾ早退サルト叱リケレハ、可晴云、若党山田小一郎来ラス、見捨テ退ハ義ニ非スト答へ、終ニ山田ヲ待受共ニ退ケリ、是ヨリ諸人感シ、渠力沈勇我輩ノ所知ニ非スト云、弱冠ニメ織田信長ニ仕へ、後豊臣秀吉ニ属ラレ、終ニ秀吉ノ臣タリ、

元亀元年庚午、信長ヨリ秀吉ヲ將トメ江州横山城ヲ攻シヲラレシ時、秀吉ノ用事アリテ可晴ヲ岐阜へ使ニ遣レケルカ、

王寺ヲ襲ハントメ兵五六百ヲ貝殻塚ニ出ス、秀吉可晴及中村孫平次後式部少輔ト称ス一氏ニ命メ撃シム、一氏ハ塚ノ左へ廻リ、可晴ハ直ニ塚上ニ馳上ル、敵兵大ニ呼テ弓銃交發ス、可晴奮戦テ斬獲多シ、秀吉大ニ感セラル、

同年ノ冬、秀吉但州尾白山ニ於テ毛利家ト合戦ノ時、可晴奮撃テ敵ニモ多ク疵ヲ被セ、自身モ十三箇所ノ創ヲ被テ相共ニ倒レテ動コトアタハス、互ニ睨合テ居ケル処へ津田小八郎来会テ、其敵ヲ斬、可晴ヲ扶歸リ、詳ニ秀吉ニ告、

此年、秀吉播州上月ニ於テ宇喜多ト戦フ、可晴及宮田喜八郎二人先驅メ屢戦ヒ、首級ヲ獲ケルカ可晴創ヲ被リ危カリシ故、従士松山小右衛門扶テ、馬ニ乗セシ処へ敵競進ケレバ、可晴又驅出ントセシヲ小右衛門馬ヲ扣ヘテ放サズ、其間ニ身方モリ返シケル故恙ナシ、

此比明智日向守光秀、丹波州ヲ退治メイマダ定マラズ、処々蜂起メ光秀ガ力ニ制シカタシ、信長聞レテ秀吉及丹羽五郎左衛門長秀筒井順慶等ヲ援兵トメ遣レシカバ、各馳向テ一揆ノ輩大半攻平ケルガ、一日山家ノ一揆ヲ攻テ歸ル時、鬪拈シテ秀吉ノ殿リニ定レリ、晚ニ及テ山路ノ險難ヲ経テ

段々ニ引ケルニ秀吉一部ノ殿リハ可晴ナリ、可晴私ニ者頭等ニ告テ一隊ノ中ニテ弓銃鋭ノ卒各五七人ヲ雇ヒ、百余人聚リケルヲ、前後ニ立テ退ケルガ、日既ニ暮テ此ノ嶺、彼ノ谷ヨリ郷人等出テ人夫ノ持タル荷物ヲ争奪フ、可晴騒ガス弓銃ノ卒ニ言ケルハ遠ク射ルコトナカレ、五間十間ニ引受テ徒矢ナキ様ニ放セト戒メ、近ク寄テ百余ノ矢銃ヲ一度ニ射放ケレハ、賊徒死傷多ク東西ニ奔リ逃レ、首十八取テ一里許退ケルニ左右ニ高山聳ヘ、路其狭キ処ニテ賊又出テ両山ノ尾先ヨリ弓銃ヲ放カケケル故、可晴モ難儀ニ思ヒ百余人ノ人数ヲ二部ニ分ケ左右ノ山ヘ上リ、高ミヨリ落シカケ手痛クアテケレバ、賊徒諸方ヘ逃失ケリ、此時左部ヘ首十、右部ヘ首八ヲ獲タリ、今日ノ戦可晴自身ニ取タル首三、秀吉三十六ノ首ヲ実檢ノ時、打取タル者共ノ名ヲ一々披露ス、秀吉大ニ感セラレ汝ガ生質柔和ナル故人称メ仏毛介トイヘ共箇様二人を殺ス上ハ今日ヨリ鬼毛介ト呼テ可然トナリ、

此年ノ暮、禄ヲ加ヘテ千五百石ヲ賜フ、

六年戊寅、摂州有馬ノ賊ヲ攻ル時、可晴ヨキ武者ヲ槍付テ

三将喜ヒ士卒ト永訣情ヲ述、可晴ニ謝メ自殺ス、可晴其首ヲ持歸テ及命ス、

十年壬午、毛利家ノ人数備中須久毛山ヘ出張ス、秀吉対陣アリテ駆合ノ戦アリシニ、可晴善ク戦テ首級ヲ獲タリ、家老松田左近此時ノ夜戦ニ比類ナキ武功アリ、

同年、備中高松城ヲ秀吉水攻ニスベキトテ堤ヲ築ク間ニ、城兵出テ迫合ノ時、可晴槍ヲ合ス、堤成テ城内ニ水入ケル故、城主清水長左衛門兄月清並毛利輝元ヨリ加勢ノ大将難波伝兵衛、近松左衛門相談メ我々自殺スベシ、士卒ヲ救シ玉ハンヤト秀吉ヘ告来レバ即許容アリテ小舟一艘並酒肴ヲ饋ラル、翌日四人舟ニ乗テ城ヲ出、秀吉ヨリノ檢使ニハ可晴ヲ命ゼラル、可晴毛舟ノ中ヘ酒肴ヲ入テ来迎互ニ詞ヲ通シ酒肴ヲ与ヘケレハ、四人志ヲ感シ、各三盃ヲ傾テ自殺ス、可晴首ヲ持歸リ実檢ニ供フ、

明智光秀叛逆メ信長ヲ殺ス、秀吉毛利家ト和談シ光秀ヲ誅罰アラントテ打テ上リ、諸將ヲ摂州尼崎ニ会シ備ヲ定テ進ム、光秀ハ城州山崎ニ陣シ、松田太郎左衛門ニ令メ汝急ギ山崎ノ上ナル天王山ニ上リ、敵ヲ下ニ視テ銃ヲ放テト云

首ヲ取歸陣ノ後、母衣ヲ許サル、

七年乙卯、播州三木ノ城主別所小三郎長治ヲ織田信忠ノ攻ラル、時、三木ノ附城霧降ニテ可晴槍ヲ合セ秀吉ノ感ヲ蒙ル、

九月、長治大軍ヲ出シ、谷大膳衛好ガ籠リタル塞ヲ攻シカバ、大膳出テ防戦テ死ス、秀吉聞テ纔ニ三百人ノ兵士ヲ率テ援フ、長治が叔父山城守賀相三千ノ人数ヲ以テ太村ノ前ニ陣ス、秀吉進戦テ大ニ勝トヲ得タリ、此時可晴拔群ノ功アリ、滑川ノ畔ニテ敵ヲ槍付首ヲ取、秀吉感賞メ振胃一刎、法馬ノ紋画タル旗三本、玳瑁飾ノ槍十柄ヲ賜ヒ、甲賀忍ノ者百人ヲ属ラル、可晴ガ家老松田左近モ苦戦メ功アリ、秀吉感状ヲ賜フ、

九年辛巳、秀吉毛利氏ヲ伐テ、因州取鳥城ヲ圍ミ緊シ攻ラレケレバ、城中糧乏シク上下困究シケル故、守将吉川式部少輔隆久、森下出入道道与、中村对馬守春次談合メ使ヲ以テ秀吉ニ云送ケルハ、我等三人自殺スヘシ、士卒ノ命ヲ赦シタマハレトナリ、秀吉許容アリテ、父母妻子及諸軍兵ノ命ヲ赦サンコトヲ約シ、酒食ヲ城中ニ送り、可晴檢使タリ、

松田即七百余人ノ率ヲ進、秀吉モ此山ヲ争地ナリト思ハレケル故、可晴ト堀久太郎秀政兩人ニ命メ早ク天王山ヘ上リテ備ヘヨトアリシガ、兩人馳赴ケルニ、松田ハ早北ノ路ヨリ上ル、可晴モ馬ヲハヤメテ南ヨリ馳上リケルガ、従兵纔ニ十四五騎、銃卒二十余人ニ不過、可晴寡ヲ以テ衆ヲ支ヘ銃ヲ放セケレ共、松田ガ前隊寡ヲ侮リテ事共セス、弓銃ヲ放テ進登ル、可晴我銃卒ニ令メ松田ガ本陣ヲ志メ放シム、松田少シラシテ進カネタル間ニ可晴ガ人数漸ク駆著弓銃二百余ヲ以テ打立ケレバ、松田ガ備乱レルヲ可晴最先ニ進ミテ槍ヲ入レ、立ドコロニ敵三人ヲ突伏セ、従兵二首ヲ取レト命シケレバ、堤五郎兵衛、松田又一郎、梯権八各首一ツ、ヲ獲タリ、家老松田左近モ苦戦メ岡田某ヲ斬ル、秀吉感状ヲ賜フ、堀久太郎モ善戦ケレバ、松田敗北メ散ズ、光秀郷民ニ殺サレテ後、可晴丹波ニ至リ、光秀ガ居城龜山ヲ没収ス、

今年ノ冬、秀吉丹波氷上郡六千二百八十四石ヲ可晴ニ賜フ、十一年癸未ノ春、秀吉滝川左近将監一益ヲ撃ントメ七万余ノ兵ヲ聚メ、三二分テ勢州ニ攻入ラレケル時、可晴ハ三好

孫七郎秀次、中村孫平次一氏ト共ニ二万ノ人数ヲ率ヒ、君畑越ヨリ進入テ方々ヲ攻平グ、大河内城ヲ攻シ時ハ、可晴堀下ニテ組打メ首ヲ取、

越前ノ柴田修理亮勝家ヨリ佐久間玄蕃允盛政ヲ遣メ江州ヲ侵ス由、秀吉聞レ勢州ヨリ江州長浜へ歸リ、早速志津嶽へ向ハル、トテ軍ヲ分テ十四隊トシ、可晴ト木村小隼人ハ第三ノ備ナリ、去共此度ハ合戦ナク処々ニ要害ヲ構へ、堀久太郎、中川瀬兵衛ヲ留テ守シメ、秀吉ハ長浜へ引取ラレ可晴モ從テ歸ル、然ルニ信長ノ三男三七信孝濃州岐阜城ニ居テ、柴田滝川ト相約シ、秀吉ヲ敵ニメ氏家内膳正、稲葉伊予守ガ領分ヲ放火セラル、由注進アリケレバ、秀吉即美濃へ発向アリテ近日岐阜ヲ攻ベキト謀ラル、処ニ、柴田ガ將佐久間玄蕃等中川瀬兵衛ガ要害へ推寄、攻ルコト急ナリト告シカハ、秀吉急ギ大垣ヲ發テ志津嶽へ向フトテ、可晴ヲ召テ密ニ云レケルハ、吾出陣ノ後、内膳若三七殿へ一味メ敵ニナランモ測ガタシ故、岐阜ノ備ト称メ汝ヲ此処ニ残シ置間、内膳別心ノ色見へバ、汝早ク計ラへ実ニ危地ナレ共、汝ガ命ヲ囉フゾト、外ニ勇士六人ヲ可晴ニ副テ大垣ニ

ニ殿リヲ命ゼラレ、八百余ノ兵ヲ從ヘテ龍泉寺ニ残り、秀吉ノ馬幟遠クナリテ後、龍泉寺ヲ發テ引退ケルニ一揆等ツキシタヒケルヲ度々返シ合ヒテ追散ス、翌日秀吉柴田へ引入ラル、時モ又可晴ニ命メ殿リセシム、可晴ハ大草村ニ陣シ先部段々ニ引退ク、秀吉ノ麾下モ既ニ里ヲ離レテ野へカヘリケレバ、可晴モ退クベキトシケルニ近郷ノ一揆等競來リ、可晴ガ陣取タル宅ヲ圍ミ弓銃ヲ放ツ、可晴驚擾セズ宅ノ西方へ弓銃ヲ聚メ放セケレバ、賊徒是ヲ聞テ西門ヨリ切テ出ルソト心得、東ヲ捨テ西ニ聚リケル時、可晴門ヲ開テ銃ヲツルベテ放セ一度ニ突テ出ケレバ、賊徒タマラス退ケル時、可晴宅中入テ引チガへ東方ヨリ出ケレバ、一人モ防者ナク易ク引取ケルガ、賊徒是ヲ見テ又追付、山々ノ尾先谷底ヨリ先へ廻リ、後へサガリ不慮ノ所ニテ攻カケ、レハ、輕賤ノ下部等ハ大ニ恐レ逃行ベキ体ナリシヲ可晴指揮メ一円ニ引纏ヒ一人モ散サズ退ケルガ、賊徒度々緊シク喰付攻ケレバ、可晴モ四度マデ返シ戦ヒ首数多ク取、松田左近スグレタル働アリテ追払ケレ共、猶モシタヒケルヲ可晴ヲ始メ士卒尽ク下敷テ酒ヲ飲ケレバ、賊徒不叶トヤ思ヒケン、

残シ、秀吉ハ一万余ノ人数ヲ師テ志津嶽へ向ハル、可晴ハ内膳ガ心ヲ察センタメ彼ニ云ケルハ、柴田ハ強敵ナリ、秀吉少兵ヲ以テ急ニ打立ル、ハ危事ナリ、岐阜ノ備ニ置ル、モ尤ナレ共、志津嶽ノ事心元ナシ、御辺ハ如何思ハル、ヤト云ケルバ、内膳聞テ、吾モ左様ニ思フ故、岐阜ノ備ニハ人数ヲ残シ志津嶽へ參ントアリケレバ、可晴喜ヒ、然ラバ吾モ同道セントテ内膳ト伴ヒ、志津嶽ノ戦ニ会シ、敵ト馬上ニテ槍ヲ突合首ヲ取、從兵モ能働テ秀吉ノ感状賜ハル者アリ、

今年ノ冬、若州高浜城ヲ可晴ニ賜ヒ、一万七千石ヲ領ス
十二年甲申

東照大神君織田信雄ヨリ加勢ヲ憑マレ給ヒ、尾州へ御出馬アリテ長久手ニテ御合戦アリ、秀吉ノ先部打負池田勝人父子、森武蔵守戦死ス、此事秀吉陣所柴田へ聞へケレハ、秀吉急ギ長久手へ向ハル、可晴並木村小隼人、一柳市介等先陣メ龍泉寺ノ坂ヲ下リケルガ、戦既ニ終リテ、長久手ヨリ落武者ヲ長追メ來ル敵少々打取、秀吉モ龍泉寺マデ著テ神君早小幡へ軍ヲ収メ給フト聞、柏井マデ引退ル、時、可晴

引返メ是ヨリ後ハツケズ、
秀吉尾州羽黒ノ古城ヲ修理サセ可晴ト山内猪右衛門、伊藤掃部助ニ守ラセ、其外向城十二三築テ各守將ヲ定メ濃州へ引入ラル、尾州蟹江城ヲ攻ル時、可晴ガ人数能働キ首多ク取テ秀吉ノ感賞ヲ蒙ル、

濃州竹鼻城ヲ秀吉水攻ニセラレシ時、南方砦ノ丸ヲ可晴ガ兵ヲ以テ乗取多ク首級ヲ獲タリ、赤見ノ城攻ニモ可晴部へ首数多ク打取、秀吉甚感セラレ、可晴從兵ノ中勝レタル功アル者十六人ニ金錢ヲ与ヘラル、
信雄秀吉和談ニナリ、秀吉大坂ニ旋ラルル時、十二万余ノ大軍ヲ可晴及一柳市介ニ命メ引取セラル、
十三年乙酉、秀吉江州佐和山城ヲ可晴ニ賜ヒ、四万石ヲ領ス、

十五年丁亥、秀吉九州へ発向ノ時、可晴從行、処々ニ於テ戦功アリ、從五位下ニ叙セラレ、帶刀ニ任ジ、秀吉豊臣姓ヲ授ク、
前後ヲ参考ニ仕叙此年ナルベシ。月日不詳

十八年、秀吉相州小田原ヲ攻ラレシ時、山中城へハ中納言秀次大将トメ可晴並中村式部少輔、堀久太郎ヲ遣メ攻サセ

ラレケルニ、式部少輔部ヨリ一番二乗入、可晴人数モ大勢
攻入テ首数多打取、秀吉唐織ノ道服ヲ可晴ニ与へ、金銀
錢可晴力從士堀尾善兵衛、則武三太夫以下五十四人二頒賜
フ、松田左近ハ特ニ感状ヲ賜フ、

此年、秀吉遠州浜松城ヲ可晴ニ賜ヒ、十二万石ヲ領ス、
十九年辛卯、秀吉、蒲生藤三郎氏郷、井伊兵部少輔直政ヲ
メ奥州九部城ヲ攻シム、可晴及浅野弾正少弼長政ハ軍目付
トメ少勢ニテ行ケルガ、可晴拔駆シ纔ノ手勢ニテ早旦ニ城
ノ大手ヘ攻寄、從士前田十左衛門、揖斐与右衛門、同清三
郎、則武三太夫以下二十余人墮ヲ越テ堀下ニ至リ攻戦ケレ
ハ、城兵モ善防ケルガ、可晴指揮メ急ニ攻戦ヒ敵数多打取
遂ニ三丸ヘ乗入、城中ニハ箇程ノ少兵トハ不知、狭間ヲ
ク、リテ逃行モアリ戦死スルモアリ、其内二部ノ人数攻寄
ケレバ、城遂ニ陥ル、此趣浅野弾正ヨリ秀吉ヘ注進アリ、
可晴モ使ヲ以テ首帳ヲ献ジケレバ、大ニ喜テ感状ヲ賜フ、
其文言

今度奥州九戸之名城雖所楯籠之剛兵数多以其方一身之覺
悟即時乗取首級七百五拾打取之段、悦思召候、今般陣

浮メ暇乞アリ、五人ノ者伏見ヲ出ケルニ可晴京三條ノ道徹
ト云ル町人ノ許ヘ駟寄、道徹ニ逢テ一通ノ書ヲ授テ云ケル
ハ、吾毎々汝ニ衣類以下ノ買物ヲ憑ミケルガ、其価ヲ償ハ
ザル残リアリ、吾若没シタラバ汝此書ヲ持テ息信濃守忠氏
許ヘユケ、償ヒ得サスベキゾト云捨テ、急ギ聚樂ヘ行、五
人一所ニ秀次ノ前ヘ出、秀吉ノ命ヲ傳達ス、
秀次猶予メ決セズ、可晴ハ秀次ノ右方ヨリ膝下近クニジリ
ヨリ敬ニ居タル気色思入タル子細アリケニ見ヘシガ、秀次
如何思ハレケン、異議ナク參ズベキ由返答有シカバ、五人
附從テ伏見ニ歸レリ、

秀吉五大老三中老五奉行ヲ定テ政ヲ執行ハセラル、可晴ハ
生駒雅楽頭正成、中村式部少輔一氏ト共ニ中老ノ職タリ、
慶長三戊戌八月、秀吉薨メ、石田治部少輔三成

神君及加賀大納言利家ヲ奉滅テ、己方權威ヲ專ニセント欲シ、
密ニ益田右衛門尉長盛ニ謀テ曰、今

神君ト利家ト御合体ナリ、秀頼ノ為宜シカルマシ、謀略ヲ以
テ其間ヲ阻テ、流言メ諸人ヲ惑シ、利家本国ニ歸テ楯籠ラ
ル、様ニシカケ

中第一之手柄寔為日本無双之剛之者也、仍感状如件、

月日 秀吉判

堀尾帯刀殿

文祿四年乙未、関白秀次逆心アル由、巷説止ザル故、秀吉
ヨリ宮部善祥坊、前田徳善院、増田右衛門尉、石田治部少
輔、富田左近將監ヲ聚樂ヘ遣メ云サレケルハ、其方野心ヲ
挟ム由風聞アレ共、吾曾テ信セズ、然レ共否ヲ糺スベキ
タメ此五人ノ者ヲ遣スナリ、事愈偽ナラバ誓紙ヲ書テ異志
ナキコトヲ明スベシト、秀次惶怖シ誓紙ヲ書テ出サレケレ
共、浮説猶止ズ、疑シキ事モ有ケル故、秀吉欺テ召来サン
ト思ハレ、再ヒ善祥坊、玄以、中村一氏、山内一豊及可晴
ニ命ゼラレケルハ、汝等聚樂ヘ行秀次ニ云ベキハ、浮説ノ
止サルハ、父子対面ナキ故ナリ、急キ伏見ヘ来ラレヨ、直
談ニ様子ヲ聞テ疑ヲ散シ、世上ノ騒動ヲモ静ムベシトイヘ
ト云渡サレケレバ、何レモ承諾メ退ク時、可晴一人ヲ呼返
シ密ニ云レケルハ、秀次若悟テ不來バ大事ニナナルベシ、
如何セントイハル、可晴聞テ御心安カレ、某計ヒ申サント
潔ク云ケレバ、秀吉大ニ悦ヒ、汝ガ命ヲハ囉フヨトテ涙ヲ

神君加州ヘ追討トメ御発向アルベキ、其跡ニテ諸大名云合セ、
前後ヨリ夾テ

神君ヲ可奉滅ト談合シ、外ハ左アラス体ニモテナシ、三成ハ
神君ヘ阿順シ、長盛ハ利家ニ媚附メ相共ニ讒言ヲ入、

四年乙亥正月、伊達正宗ノ女ヲ

神君ノ御子忠輝卿ヘ御縁談アリ、兼テノ法ニ婚姻ヲ締ハ、
大老奉行ヘ達シ、評議ノ上ニテ可定トノ事ナリシニ、今般
神君ヨリ御相談ナカリシ故、三成方意ニヨキ咎メ処ト思ヒ、
利家以下四人ノ大老ヘモ此事ヲイヒ、四老五奉行會議シ、
生駒雅楽頭ト兎長老トヲ使ニメ

神君ヘ云送リケルハ、太閤薨去ヨリ幾程ヲ経ザルニ早政法ヲ
背キ、私ニ婚姻ヲ締ヒ給コト不心得トアリケレバ、

神君ノ御答ニ不審ノ趣尤ナリ、然レ共今般ノ婚姻媒人ヨリ奉
行人ヘモ知セシ上ノ事ニテ可有ト思ヒ、ソレマテ心ヲ著サ
ルハ吾思慮ノ不足処ナリ、少モ異心アリテ法ヲ背ニハ非ズ
ト仰ラレケレ共、九人ノ者心トケズ、此事隠ナカリケル故、
池田三左衛門輝政、福島左衛門大夫正則、黒田甲斐守長政、
藤堂佐渡守高虎以下

神君ノ御館へ集リテ、不慮ニ備フ、三成方ニモ一味ノ大名皆宇喜田秀家ノ宅ニ会メ、今夜急ニ御館ヲ可攻ト相議ス、長盛云ケルハ箇様ノ大事ヲ卒爾ニメハ後悔
アラン、今一度相談スヘシトテ其夜ノ企ハ止ヌ、可晴ハ日来

神君ノ恩顧ヲ蒙リ、息忠氏モ

台徳院君ノ殊遇ヲ得ケル故、何トゾ無事ニ仕タク思ヒ、竊ニ利家ノ許ヘ往テ云ケルハ、今般伏見中ノ騒動ハ石田カ悪心ヨリ起リテ御身ノ上危キコトヲ知ル、ヤト云シガハ、利家聞テ、ソレハ如何様ノ事ゾト問ル、可晴云様頃日石田以下ノ奉行某ト長岡越中守トヲ招テ密ニ語ケルハ、今ノ世ニ疑忌ベキハ

徳川殿ナリ、利家はト和親アリテハ愈畏ベキ事ナレバ、利家ヲ勸メ早ク

徳川殿ヲ攻滅サスベシ、利家ハ只今病篤ケレバ、在世久シカラジ、其上ニテ息肥前守ヲ滅スベキ事最易シ、各同心アリテ彼兩人ヲ滅サレバ、兩人ノ所領ヲ尽ク各へ分与フベシト云ケル故、某心ニハ服セザレ共、伴テ同心ノ体ニモテナシ

神君ニ申メ云、先御誓紙ヲ書給フベシト

神君ノ仰ニ、吾誓紙ヲ書トモ九人ノ者苦違変メ書ズンハ恥辱ナリトノ玉フ、可晴申ケルハ、久シク■過ヲ蒙ル上ハ我心ヲ能知給ベシト存ゼシニ、今此御詞ヲ聞テ深恥入タリ、御誓紙ヲ書給フ上ニ九人ノ衆、縦ヒ同心ナキトテモ、某同心サセズメアルベキヤト申セバ、

神君大ニ感シ給ヒ、二月五日御誓紙ヲ書給テ可晴ニ授ラル、可晴是ヲ持テ九人列座ノ処へ出、各早ク誓紙ヲ書シテ可然ト云ケレバ、九人ノ内利家ヲ始メ玄以、長政ナドハ同心アリシカ共、残ル六人承引ナク剩可晴ニ向ヒ、御辺ハ

徳川殿ト一味ニテ執持ル、ト見ヘタリ、兎角我輩ノ誓紙ハナルマジト云切、其時可晴云ケルハ、然ラバ各ハ逆心カト咎メケレバ、六人大ニ怒リ互ニ相罵テ既ニ大事ニ及ントス、玄以、長政其間へ入テ和解スレ共背ズ、可晴云ケルハ、各ヲ逆心ト云出シタルハ某ナレバ逆心ノ訴人ハ吾ナリ、其訴人ヲ打果シテハ誰ヲ証拠ニシテ其虚実ヲ弁ゼン、陳謝スベキトナラバ静マリテ問答アレト云ケレバ、暫静マリテ我輩ヲ逆心トイハルルハ何ノ証拠アリヤト厳シク問カケ、レ

テ退キ、井伊兵部少輔ガ許へ行テ具ニ告知セタレバ、徳川殿既ニ聞給ベシ、早ク三成ト交ヲ絶テ、

徳川殿ニ親マレバ子孫長久ナルベシト告、利家父子大ニ驚テ可晴ヲ憑マル、三成一日宇喜多中納言、増田右衛門、長束大藏、立花左近、前田玄以等ヲ招集、今夜

神君ノ御館へ夜討スベキト談合ス、玄以ハ可晴ト婚姻ニテ有シ故、可晴内々潜ニ勸テ御身方ニ申ナシツルニ由テ、今夜ノ談合ヲモ沮マント思ヒ、三成ニ向テ云ケルハ、

徳川殿ハ尋常ノ大将ニ非ス、今此内へ間者ヲ入テ夜討ノ内談ヲ聞セラルベキモシレス、殊ニ今般ノ騒動ニ関東ヨリ馳上リタル軍兵夥シ、定テ御館ニモ備アルベシ、サレバ

徳川殿ニ於テハ合戦ニ勝利ヲ得ルコト難カルベシ、何トゾ謀ヲ運ラシナバタヤスキ道モアルベシ、先今夜ノ企ハ延引セラレト云シカバ、皆一同メ止ス、可晴ハ井伊兵部少輔ヲ以テ和議ノ様子一々

神君ノ御意ヲ得テ仕クミ、表向ハ秀吉ノ時ノ定ノ如ク生駒中村ニ加ハリテ和解シ、四老五奉行ト互ニ誓紙ヲ通シ給フニ、大概究マリケレ共、三成等心トケズ、可晴

バ、可晴ガ答ニ太閤ノ御遺言ニ諸事相談ノ上ニ何レモ和順ノ政ヲ執行ベキ由ナリ、今
徳川殿ハ其旨ヲ守リ誓紙ヲ書テ和順アルニ、各異議ヲ以テ事ヲ敗リ太閤ノ御遺言ヲ背ラルルハ逆心ニサアラズヤト云ケレバ、各理ニ屈メ言ナシ、彼間へ入タル者共云ケルハ、某等モ太閤ノ御遺言ヲ重ンズル故、最前ニ同心セリ、各モ承引アリテ和順可然トアリシカバ、皆々得心メ誓紙ヲ書九人連判メ可晴ニ授ク、可晴内意ヲ申シ忠義ヲ以テ事ヲ静メタル故

神君感悦シ給ヒ九人ノ誓紙ヲ可晴ニ預ケラレ、九人ノ方へ仰遣サレケルハ、今般ノ出入帯刀勢力執持テ無事ニ成シ故、其方ヨリ来レル誓紙ヲバ後ノ証拠ノタメ帯刀ニ預タリ、其方へ遣シタル我誓紙ヲバ如何セラル、ヤトアリシカバ、九人ノ方ヨリモ御誓紙ヲ可晴ニ預ケタリ、其後徳善院竊ニ可晴ヲ招テ云ケルハ、吾熟三成方所為ヲ察スルニ秀頼公ノ御為ヲ思フニ非ス、只己ガ一分ノ威勢ヲ振ヒ、後ニハ天下ヲ可取ノゾミト推量セリ、吾前ニ斯トハ不知、四老五奉行云合セ

徳川殿ヲ凶リ申サントセンガ、後ニ思ヘハ誤レリ、且御辺モ内々

徳川殿ト一味セヨト勸メラレシ故、頃日三成方夜討ノ催シノ時モ色々ニ云テ事ヲ延シタリ、今互ノ誓紙マデスミテ和談調タル様ナレ共、三成ガ心ハトケズ、兎角押寄テ可奉撃ト用意ス、御館ハ要害アシ、向嶋へ遷リ給ヘト勸申サレヨト云シカバ、可晴即利家ノ許ヘ行、玄以ガ云タル趣ヲ具ニ語り、此事我一人申タル分ニテハ

徳川殿軽ク聞給テ用ヒナカルベシ、願クハ貴卿ノ言ヲ以勸ラレバ、

徳川殿志ヲ感ジ給ヒ、令息ヘモ懇遇アルベシト云ケレバ、利家モ大ニ喜ヒ病中ナレ共、加藤主計頭、長岡越中守、浅野左京大夫ヲ伴テ

神君ニ謁シ、初三成ニ誰サレテ御為アシキ事ヲ存ゼラレシ事ナト云出シ、息肥前守ヲ懇ニ奉託テ云レケルハ、此御館不利ノ地ニ在テ要害ニ非ズ、且道端ナリ、故ニ巷説止ズ、向嶋へ遷給ヘカシト有ケレバ、

神君御同心ナサレ、此次デニ玄以ガ志可晴ガ忠節ヲ語テ大坂

節移リ給フ、前田肥前守利長ハ父利家没メ後加州ヘ下リケルガ、謀叛ノ風聞アリケル故、

神君ノ御心ニ無ニノ身方ヲ一人北国ニ差置レタク思召、表向ハ何トナク御談合ニテ輝元、秀家三人連署ノ御書出ヲナサレ、可晴ヲ越前府中ヘ遣サレ、別ニ五万石ヲ賜ハリ、居城遠州浜松十二万石ヲ嫡子信濃守忠氏ニ譲シメラレ、可晴ハ越前へ隠居ス、秀吉薨メ後、

神君政務ノ初ニ此恩賞ヲ蒙レリトテ、可晴甚感悦セリ、五年庚子、上杉景勝三成ト内通メ謀反シケル故、誅罰ノタメ、六月十六日、

神君大坂ヨリ奥州会津へ御進発アリ、

二十三日、遠州浜松ニ御休、可晴ガ子信濃守御膳ヲ上ル、可晴モ越前ヨリ来テ拜謁シ、会津へ御供ヲ願ケレ共、

神君ノ仰ニ石田別心ヲ抱クト推量セリ、汝ハ越前ニ歸リ、三成佐和山ニテノ体惣メ北国上方ノ様子ヲ聞合セ、追々注進アレ、信濃守ヲバ召連ベキゾト有ケル故、浜松ヲ登テ上リケルカ、水野和泉守ト前々ヨリ親シカリケレハ、和泉守三州刈屋ヨリ池鯉鮒へ出テ饗ス、此所へ加々井弥八郎不図来

へ歸ラル、

神君可晴ヲ召テ汝平日ノ忠節殊ニ今般真実ノ志感ズルニ不堪後マデ粗略スマジキトノ誓書ヲ可授ト仰ラレケレ共、可晴固辞ス、左アラハ直政名代ニ書ベシト仰アリテ、井伊兵部少輔ニ誓紙ヲ書セラル、其文云、

今度出入之儀ニ付而、御書付之通具披露申候処、連々御入不始尔今儀、別而満足ニ被存候、向後何にても亦可被仰談儀、御尤ニ候、代々末々粗略御座有間敷候、如斯申合之上自然内府忘却被仕候ハ、我等男をやめ可申候之条、其御志得候て諸事御相談所仰候、右之旨相違不有候者、神文

月日

井伊兵部少輔

直政

堀尾帯刀殿

前々ヨリ伏見城へハ奉行人ノ内一人宛番ニ上リ居ケルガ、或時可晴、生駒雅楽頭、中村式部少輔三人伴ヒ

神君ノ御館へ参リテ申ケルハ、伏見城留守居バカリニテ無用心ナレバ移リ給ハンヤト可晴才覚ヲ以テ玄以ガ当番ノ時

リ、三人談話シ酒数献ニ及ヒ、夜ニ入ケレバ、可晴酔テ座睡シケルガ、加々井大脇指ニテ忽和泉守ヲ斬殺ス、太刀音ニ目ヲ覚シ、加々井ヲ組伏テ刺殺ス、和泉守ガ家人等勝手ヨリ走出、可晴ニ切テカカリケルヲ、可晴脇指ニテ受ナガラ加々井ガ泉州ヲ害シタル故、吾加々井ヲ仕留タリ、誤ルナト制シケレ共、騒擾ノ間聞入ル者ナク、大勢カ、リケルヲ「可晴切払ヒ、蠟燭ヲ踏倒シ闇マギレニ庭ヘ下リ、堀ツタヒニ外ヘ出ケリ、可晴平生小匣ヲ懐中ニ入、西国大名ト贈答ノ書並密謀ノ文書等ヲ蔵ム、此日楽飲ノ間床ノ上ニ取出シ置タルヲ忘テ出タル故、安カラス思ケルニ家士佐治清六一人堀ヲ越テ内ニ入、小匣並鼻紙袋ヲ取テ出、可晴数箇所ニ深疵ヲ被リケル故、歩カネシヲ槍卒森関右衛門肩ニカケテ、其夜岡崎マデ退、ソレヨリ浜松へ歸レリ、和泉守ガ家人等ハ其座ノ様子ヲ見ザル故、誤テ関東へ注進シケルハ、堀尾帯刀逆心ニテ和泉守ト加々井トヲ殺害スト申上ケレバ、子忠氏ヲ召捕ルベキカト評議アリケルニ、

台徳院君ノ仰ニ、帯刀ハ逆心スベキ者ニ非ズ、且信濃守ニ於テハ縦ヒ父ニ心アリトテモ一味スベキ者ニテナシトノ玉

フ処ニ、程ナク又飛脚来テ告申スハ、加々井ガ死骸ヲ検スルニ三成方書アリ云、

徳川殿ノ家老衆カ堀尾帯刀カ水野和泉守ヲ殺サハ重ク恩賞ヲ与フベシトノ趣ナリ、然バ和泉守ヲバ加々井ガ殺シ、加々井ヲバ帯刀ガ仕留タルニテ候ト申上ケル故、信濃守ガ許へ上使ヲ下サレ、可晴ガ功莫大ナリト御感アリ、可晴へモ御書ヲ賜フ、其文言、

態以飛脚申候、仍御手如何候哉、無御心元候不及申候へ共、無油断御養生専一候、猶又上方之様子委細井伊兵部少輔本多中務可申候間、可被相談候、猶期後音候、恐々謹言、

八月六日

家康

堀尾帯刀殿

其後村越茂助ヲ尾州へ御使ニ遣サルルトテ、可晴へ御書ヲ賜フ、其文言、

態以状申入候、御手如何候哉、無御心元候、無油断御養生尤二候、委細村越茂助可申候、恐々謹言、

八月十二日

家康

堀尾帯刀殿

関原御陣ノ後、子信濃守忠氏ニ出雲隠岐二州ヲ賜ハリ、父子ノ功ヲ賞ス、

九年甲辰六月二十三日、可晴従四位下ニ叙ス、

十六年辛亥六月十七日卒ス、歳六十九、

台徳院君吊書ヲ忠晴ニ賜フ、其文言、

帯刀死去之由不及是非候、心中之程察思召候、委細本多佐渡守大久保相模守可申候也、

七月朔日

御黒印

堀尾山城守とのへ

可晴性和柔ニメ仏ト異名ヲ呼ル、程ニアリシガ、戦ニ臨ミ、或ハ理ヲ争時ハ其威当ルベカラズ、謙テ矜ラズ、武功ノ大ナルヲ子ニダニ語ズ、他人問者アリテモ答ヘズ、故二度々ノ戦功軍忠世ニ知者少シ、常ニ子孫ヲ誡テ云、士ハ芸ヲ精シク究ズ共武道ヲ一筋ニ志サスベシトイフ、諸大名ノ家ニ

テ武功ノ勝レタル士浪人スレバ、聞立テ扶持シ所領ヲ惜ズメ云、佳士ヲ持ザレバ奉公モナラズ、大功モ立ガタシ、国主トメ士ヲ好ザルハ禄ヲ窮ムニ近シトイヘリ、

某 金介

天正十八年庚寅六月十二日、小田原陣中ニ没ス、歳十八、

忠氏 弥介 正五位下 信濃守 従四位下 出雲守

母尾州津田党女

初ノ名ハ某

台徳院君御諱ノ字ヲ賜テヨリ忠氏ト改ム、此時賀儀トメ宝刀国俊ヲ賜フ、

御親筆ノ御書云

このかたなわさよく御座候間遣し候、

先日以後不懸御目、仍字之儀しんしゃくニ存候へとも別而御心安候間御ことハリニまかせ候、委細ハ兵庫可申候、謹言、

八月十六日

秀忠

堀信州様 武蔵右

此外御親筆ノ御懇書多シ、正五位下ニ叙セラレ、信濃守ニ任ズ、

慶長四年乙亥、伏見騒動ノ時、忠氏父可晴ト共ニ御身方ニ

参メ忠節ヲ尽ス、

五年六月、上杉景勝謀反ニツキ奥州会津へ御発向ノ時、忠

氏モ

台徳院君ニ従テ野州宇都宮マテ下リケルニ石田三成上方ニ

テ謀反ノ由注進アリ

神君ハ野州小山マテ御着故

台徳院君宇都宮ヨリ小山へ御越、諸大名皆小山ニ会ス、山内

対馬守一豊、忠氏ト内談メ云ケルハ、今日

御前ニ於テ各ノ存念ヲ問給ハ、如何可申上ヤト議シケレハ、

忠氏云ケルハ、上方へ御上リアラハ、某ハ浜松城ヲアケ可申間御人数ヲ入置レ、御上リアレカシト可申上ト云ケレバ、各此趣ニ同ス、

神君諸將ヲ召メ、会津ヲ攻ラルベキカ石田ヲ退治セラルベキカト問給フ、福嶋左衛門大夫進出テ、上方御退治可然由ヲ申セバ、諸大名モ一同ニ此趣ヲ申ス、
神君喜給ヒ、上方御退治ニ極マリ、七月二十八日ニハ福嶋左衛門大夫、池田三左衛門ヲ始、忠氏並藤堂佐渡守、黒田甲斐守、加藤左馬助、田中兵部少輔、蜂須賀長門守、長岡越中守、山内対馬守、金森法印、浅野左京大夫以下多ク御上セ、井伊兵部少輔、本多中務太輔ヲ差副ラル、
八月十四日、尾州清洲へ着陣シ

神君ノ御出馬ヲ待処ニ廿一日、村越茂助御使トメ清洲ニ来リ、戦ヲ促ス、

廿二日、諸將相議シ、先岐阜城ヲ攻ント欲ント決ス、
廿二日、福嶋正則、長岡忠興、加藤嘉明等ハ萩原尾越ノ渡へ向ヒ、池田、浅野、堀尾、山内等ハ上ノ瀬河田ノ渡へ向フ、中納言秀信ハ岐阜城ヲ出、河手村ノ閻磨堂ニ陣取、家老木造左衛門佐、百々越前守先部ノ大将トメ軍兵六百余弓銃ノ卒千人新加納ニ出張ス、三成ガ将川瀬左馬助、柏原彦右衛門モ援兵三千余ヲ率テ新加納ニ至ル、池田以下ノ諸將

堤ノ陰ニ聚リ、居川ヲ可渡カ如何ト議スル処へ、忠氏ガ家老松田左近、前田十左衛門ヲ伴テ此処へ来、高声ニ忠氏ヲ呼テ云ケルハ、敵ノ人数近ク見ユルニ何トテ猶予セラル、ヤ、早ク川ヲ越テ突崩シ給ヘトアラカニイヒケレバ、何レモ尤モトテ面々ノ場所ヘカヘル、一柳監物ハ所ノ案内者ナル故、河水ノ浅深ヲ知り、河下フタマタノ浅瀬ヨリ渡ル、次ニ忠氏ハ直ニ川上ヨリ渡リテ一番ニ槍ヲ合ス、諸將モ皆渡テ合戦アリ、忠氏ト一柳ト敵ノ後へ退テセメカ、リケル故、敵是ニテ敗軍セリ、忠氏ノ部へ獲タル首数二百二十七、廿三日、忠氏並浅野左京大夫、井伊、本多等瑞龍寺山へ推寄テ攻崩ス、大垣城ヨリ岐阜へノ後詰トメ三成並島津義弘兵ヲ率テ馳来ケルカ、岐阜既ニ陥ルト聞テ江渡ノ川ヲ不渡堤ニソフテ控ヘタリ、忠氏並黒田、藤田、田中兵部、生駒讚岐守馳向ケルカ、河水漲テ可渡モ見ヘザル處ニ田中兵部家人ニ瀬踏ヲサセテ、一番ニ乗入、忠氏統テ打入、諸部共ニ川ヲ渡リ、向ノ岸へ上リケレバ、石田、島津ガ人数崩レテ大垣へ引退ケルヲ忠氏以下追撃ニメ首級ヲ獲、江戸へ注進シケレバ、神君ヨリ御感状ヲ賜フ、其文言、

今度於濃州表合戦之刻、其手御家中江被討捕首注文具披見誠心能儀共候、御手柄可申様無之候、仍而朔日令出馬之間万事期其節候、恐々謹言、

八月廿九日

家康

堀尾信濃守殿

神君ハ九月朔日江戸ヲ御発、

十五日、濃州関原ニメ大ニ御合戦アリテ、三成以下尽ク滅ブ、忠氏此日ハ大垣ノ押ヘヲ奉リケル故、合戦セズ、吉川広家ヨリ忠氏ヲ憑ミ、御身方可仕由ニテ家老栗屋十郎兵衛ヲ人質ニ差越、

是ヨリ前、野州小山ニテ忠氏申ケルハ某妹一人アリ、願クハ御近習ノ者ニ嫁セン、

神君ノ仰ニ、只今天下乱テ人心不定時節ナルニ真実ノ志ナリト御感ナサレ、即石川宗十郎忠総ヲ忠氏ガ妹婿ニ仰付ラレ、台徳院君モ御感アリニ、宝刀日光長光ヲ忠氏ニ賜フ、此年忠功アリシ諸大名ニ勸賞ヲ行ハレ、忠氏ヲ出雲隠岐ニ封セラレ、二十四万石ヲ領ス、

八年三月廿五日、從四位下ニ叙セラレ、出雲守ニ任ズ、
九年甲辰八月四日卒ス、歳二十八

台徳院君ヨリ吊書並御香典銀二百枚ヲ可晴ニ賜テ、悼惜シ玉フ、其文言、

為出雲守遺物国次之脇指並素眼新札至来、誠以不便之至不察是非ニ其方之心中察入斗候、委旨本多佐渡守大久保相模守可申候、謹言

九月十日

秀忠

堀尾帯刀殿

女子 石川主殿頭忠総室

七男一女ヲ生石川家系ニ載、慶安元年戊子八月十八日没ス、

女子 堀尾河内守妻

忠晴 三之助 從五位下 山城守 從四位下 侍從

母前田徳善院玄以女

室奥平大膳亮家昌女

慶長九年甲辰、父忠卒(氏脱)ス時ニ忠晴六歳、祖父可晴老休ストイへ共、介抱メ二州ヲ治ム、

十六年辛亥三月十一日、忠晴從五位下ニ叙セラレ、山城守ニ任ズ、

同廿日、從四位下ニ叙セララル、

此年六月、可晴卒ス、

十九年甲寅、大坂御陣ノ節、江戸ヨリ直ニ大坂ニ向ヒ、信貴野堤ヨリ押寄タリ、

神君此部ノ一番ヲ上杉景勝、二番ヲ忠晴ト定ラル、此地形大和川ノ北堤ヲ今福堤トイヒ、南堤ヲ信貴野堤ト云、今福堤ヨリハ佐竹右京大夫向ヒケルガ、十一月廿六日、敵堤へ出て佐竹ト戦ヒ、佐竹ガ士卒多ク打レテ引退ケレバ、敵競テ附来ルヲ、忠晴人数ヲ進メ川ヲ渡テ横合ニ緊シメ突懸リケレバ、敵コラヘズ引入、信貴野堤へモ敵出張テ、景勝ガ人数ト銃ヲ放合ケルガ、景勝ガ人数傷死多カリシ故、軍目付屋代越中守、伊東右馬允、安藤治右衛門来リ、忠晴ニ代レトアリシカバ、即時ニ入替リ、銃ヲ放シム、城方ヨリモ同

此年、姓ヲ高階ニ復ス、

元和五年、福島左衛門大夫正則流罪ノ時、芸州広島城ヲ受取シム、忠晴人数ヲ率テ毛利長門守、生駒讚岐守。加藤左馬助等ト共ニ發向ス、

寛永三年八月十九日、侍從ニ任セラレ、

十年癸酉九月廿日ニ卒ス、歳三十五、男子ナキ故、御老

中へノ遺書ニ云、

今般私煩ニ付而忝 上意共可申上様も

無御座候、一度者御奉公可申上と奉存候

處ニ病死仕候事、無是非儀ニ御付候

御國之儀者さし上ケ申候、宗十郎ハ

帯刀孫ニ而御座候、宗十郎せがれ出来候

ハ、名字なのらせ申度御座候故、代々家

人あまりニ不便ニ御座候間、何れの同心ニ成

共被 仰付被下様ニと奉存候、此等之儀宜御

披露可頼候、以上

九月十四日

堀尾山城守

酒井雅楽殿

ク放セケル故、竹束ヲ付カネ難儀ナリシ時、忠晴ガ家士岡武左衛門伊賀、雜賀ノ銃卒八十人ヲ率テ来リ、今マテノ場所ヨリ三間出張テセ、膝台ニテ能狙テ放セケレハ、敵ヨリ放ツ銃ハ前ノ格トカハリケル故、皆コシテ中ラズ、此方ヨリ放メ銃ハ膝台故一箇モハツレス、終ニハ狭間ヲ閉ケリ、武左衛門ハ馬上ニテ堤ノ上ヲ馳廻リテ指揮シケルガ、敵ヨリ放カケル鉛子雨ノ降ル如クナレ共、身ニ中ラス、胄ノ眉間ノ上ヲ頭スリ払ニ打抜テ通り、半月ノ指物ニモ鉛子三箇中レリ、是ヨリ後、忠晴ト景勝ト互ニ入替テ、前鋒ヲ可勤由ニテ、廿八日、忠晴又進テ緊シク銃ヲ放セテ攻ケル故、此夜中ニ敵此所ヲ引取テ大坂へツボム、今般ノ合戦ニ家臣前田丹波前隊ニテ能働ク、
翌年ノ夏、大坂御陣ニハ忠晴雲州ニ居ケルカ、地ノ遠近ヲ以テ發足ス、一番松平武蔵守、次ニ森美作守、次ニ忠晴ナリ、
五月七日、大坂へ着陣、長柄川ヲ渡テ推寄ケルガ、城早陥ケル故、合戦ナシ、落人等多カリケレ共、手柄ニモナラヌ首取テ無益トテ取セサリシトナリ、

酒井讚岐殿

土井大炊殿

遺書並父忠氏ガ

台徳院君ヨリ拝領シタル宝刀日光長光ヲ献ス、

「女子 石川弾正大弼廉勝室

寛永十年甲戌四月廿七日没ス、

忠晴卒去ノ翌年、主殿頭憲之ヲ生ム、後憲之ガ三男式部勝

明、堀尾氏ト称ス、

元禄元年没ス、歳二十八、

右者堀尾家之系譜ニ旧記之趣を書加差上申候

享保十八年癸丑五月

丑九月九日遠江守殿御渡添書付

御書物方之留

堀尾帯刀官位等之年号いつれニ候哉との御吟味有之候
処、林大学頭方にも其品不分明候、夫ニ付大学頭申候者、
堀尾山城守忠晴娘石川主殿頭先祖之室ニ而候之旨、山城
守家断絶之時書物等悉室方江参たるにても可有之候間、
主殿頭江内証聞合可申候との儀ニ而其通ニ候処、直書物
主殿頭より大学頭迄差出、大学頭上之、

2. 「堀尾近代系図並外孫縁者之略覚」

解説

「堀尾近代系図並外孫縁者之略覧」は、堀尾家及び石川家の菩提寺である京都の妙心寺塔頭春光院が所蔵する系図である。

本系図の特徴は、大名堀尾家の直系以外の分家や縁族の家系を詳細に記していることである。堀尾家の家臣団中、堀尾姓を称している人物や重用されている人物らが、堀尾家と如何なる関係にあるかが判明する史料である。成立年代は内容から元禄期（一七〇〇年頃）と推定する。

特に堀尾吉晴の甥にあたる丹下氏安の家系について詳しく、氏安の母に連なる遠江国乾城主であった天野家やその縁戚についての系図が詳細に記されている。氏安とその子孫は、尼崎藩主のちに郡上八幡藩主となる青山家に仕えている。青山家の領地が京都に近いためであろうか、堀尾家断絶後も春光院へ出入りし、堀尾家の菩提を弔っていたと推測でき、その中で集めた情報を系図に書き改めていったのであろう。

ただし、系図は後世の編纂物であり、また、堀尾家断絶後に各

地に散った関係者を追って記載することが困難であったのだろう。松江藩松平家に仕えた堀尾但馬方成の家系では方成の子であるはずの人物が兄弟として記載してあることや、吉晴の娘勝山が嫁いだ人物を「奥村」（実際は野々村）と記載するなど認識に誤りがある。その点は十分留意し活用しなければならない。

【史料翻刻】

堀尾 高階氏 真人、正曆二年九月九日改真人為朝臣、

上古之系除之、自泰政記之

姓者清見原、氏者高階 清一作淨

天武天皇二十一代

○泰政

与太郎、後号中務大輔

始以堀尾為称号、但或誤也

女子

嫁甲斐又太郎、称安浦太保、堀尾吉晴之伯母、又太郎ハ勝頼軍之時於戰場討死、

又太郎ヨリ以下奥二記之故、此二除之、

泰晴之姉四人猶有之、系圖ニノルトイヘ共嫁夫未詳

泰晴

堀尾弥助、後号中務大輔、十世之祖自從二位修理大夫邦經

代々尾州丹羽郡御供所村之領主、信長公之治世マテ住于此、天正年中信長公入于伊勢国之時、

泰晴從之家族三人姓名未詳、到彼地而忽一人暴死、二人亡蹤也、因茲泰晴之弟修理亮方泰甚恐懼、

諭神職土屋太夫謹而下神籤、其占闡達祈願、依方泰始拜詣、太神官尔来更無恙、蓋曾所伝如斯雖有旧記羅兵火不伝、

嗚呼惜哉、家紋茗荷丸、或副六目結也矣、泰晴永正十三年生、慶長四年乙亥十一月九日、於遠州浜松城卒、

法名 天德寺殿高菴世崇大居士、行年八十三歲

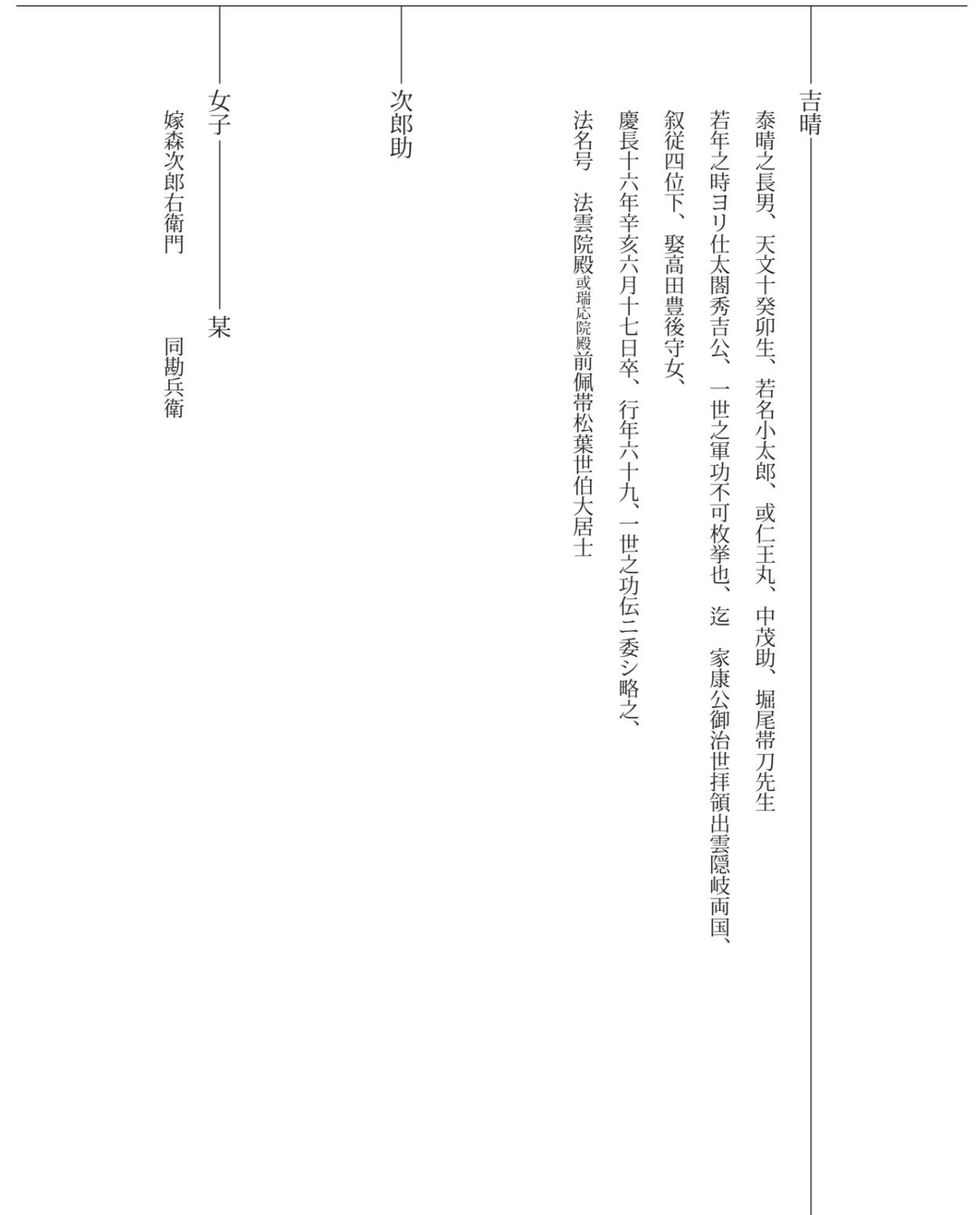
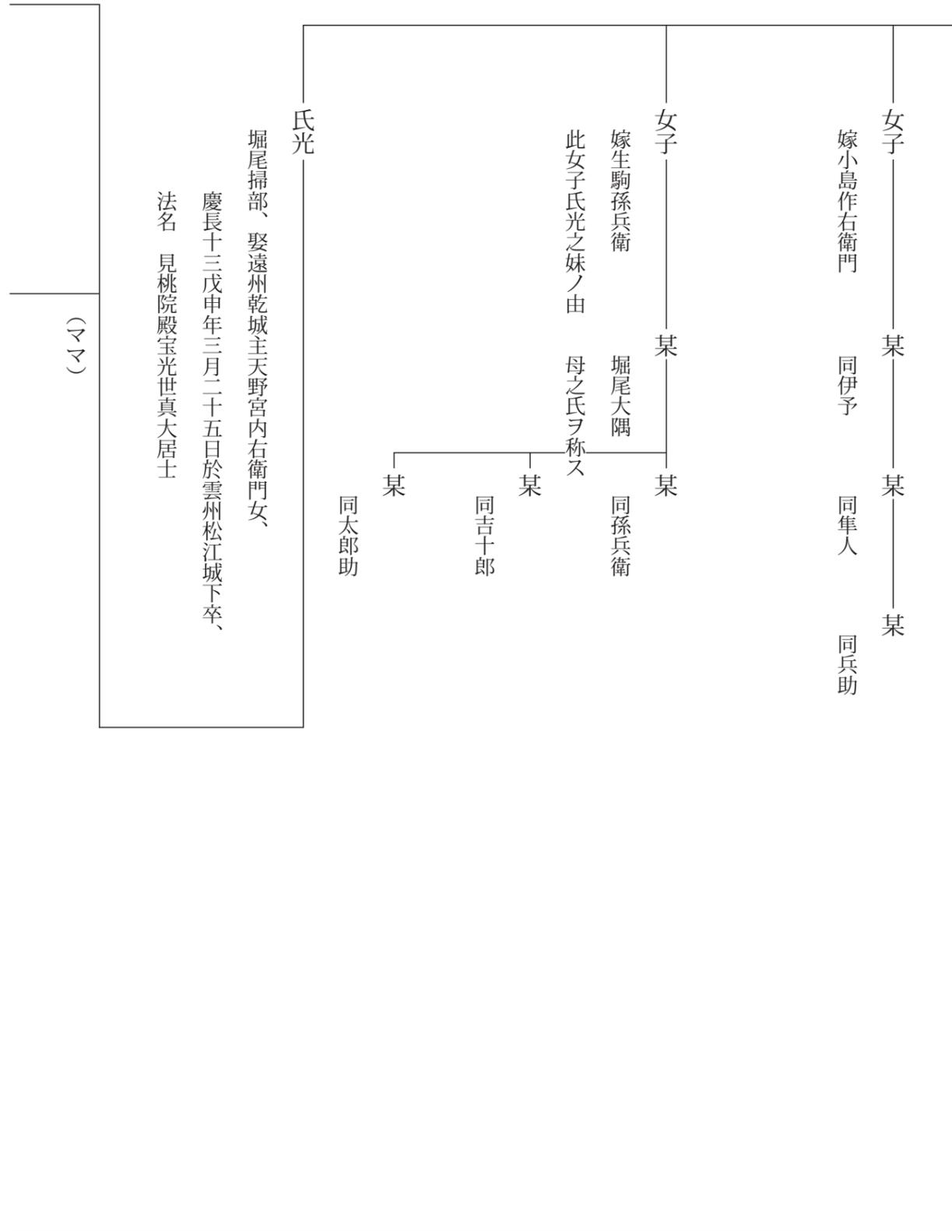
方泰

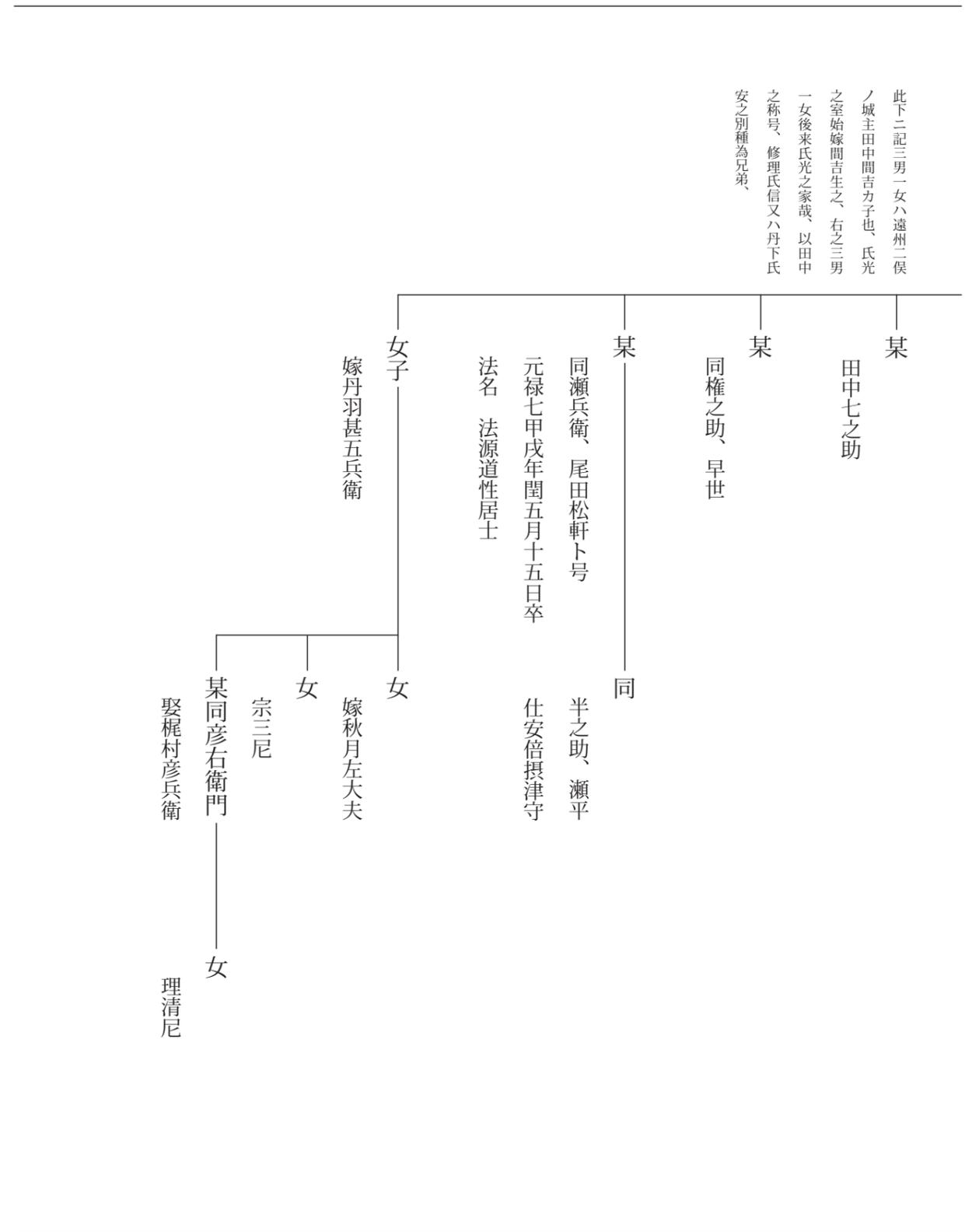
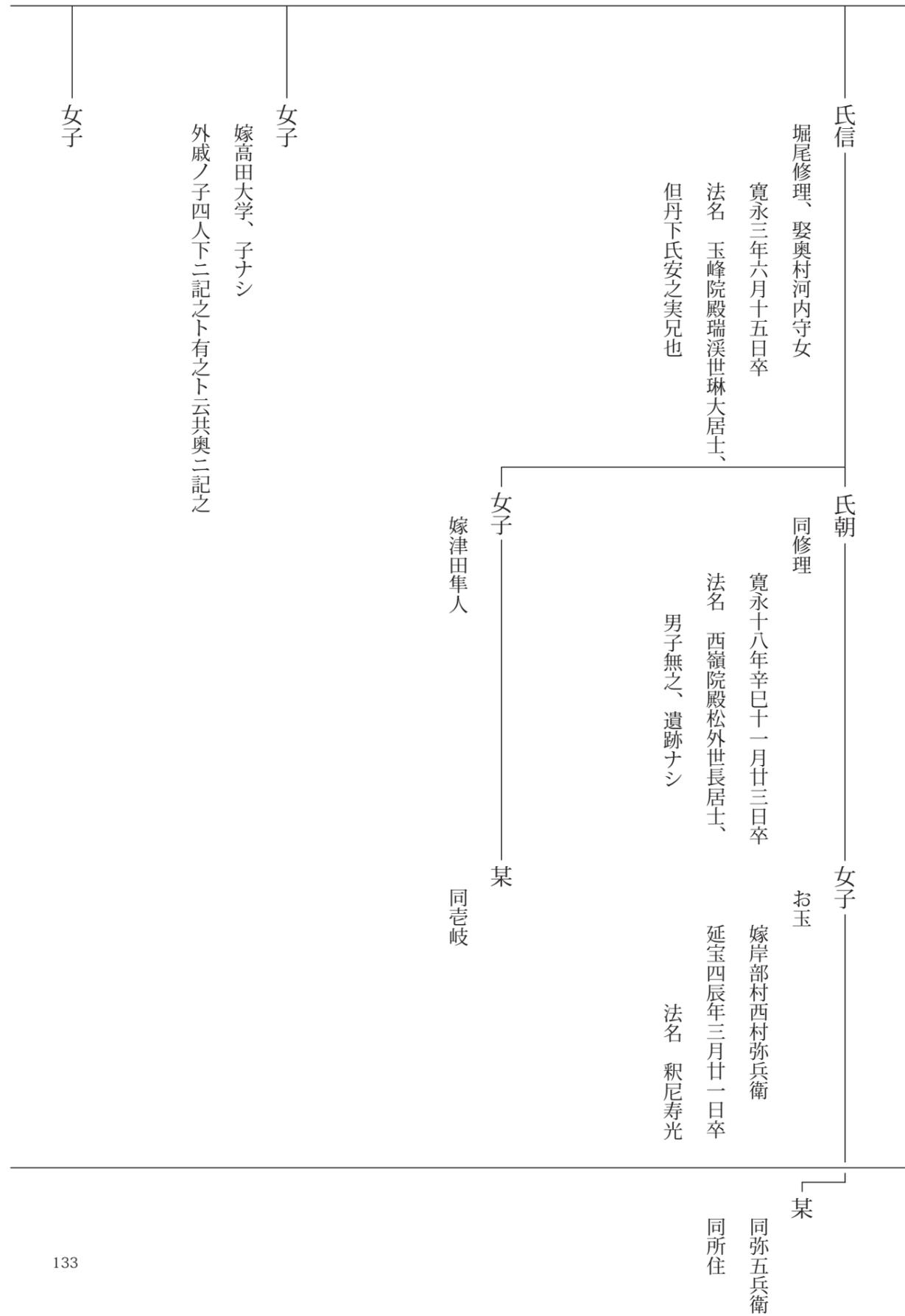
堀尾修理亮

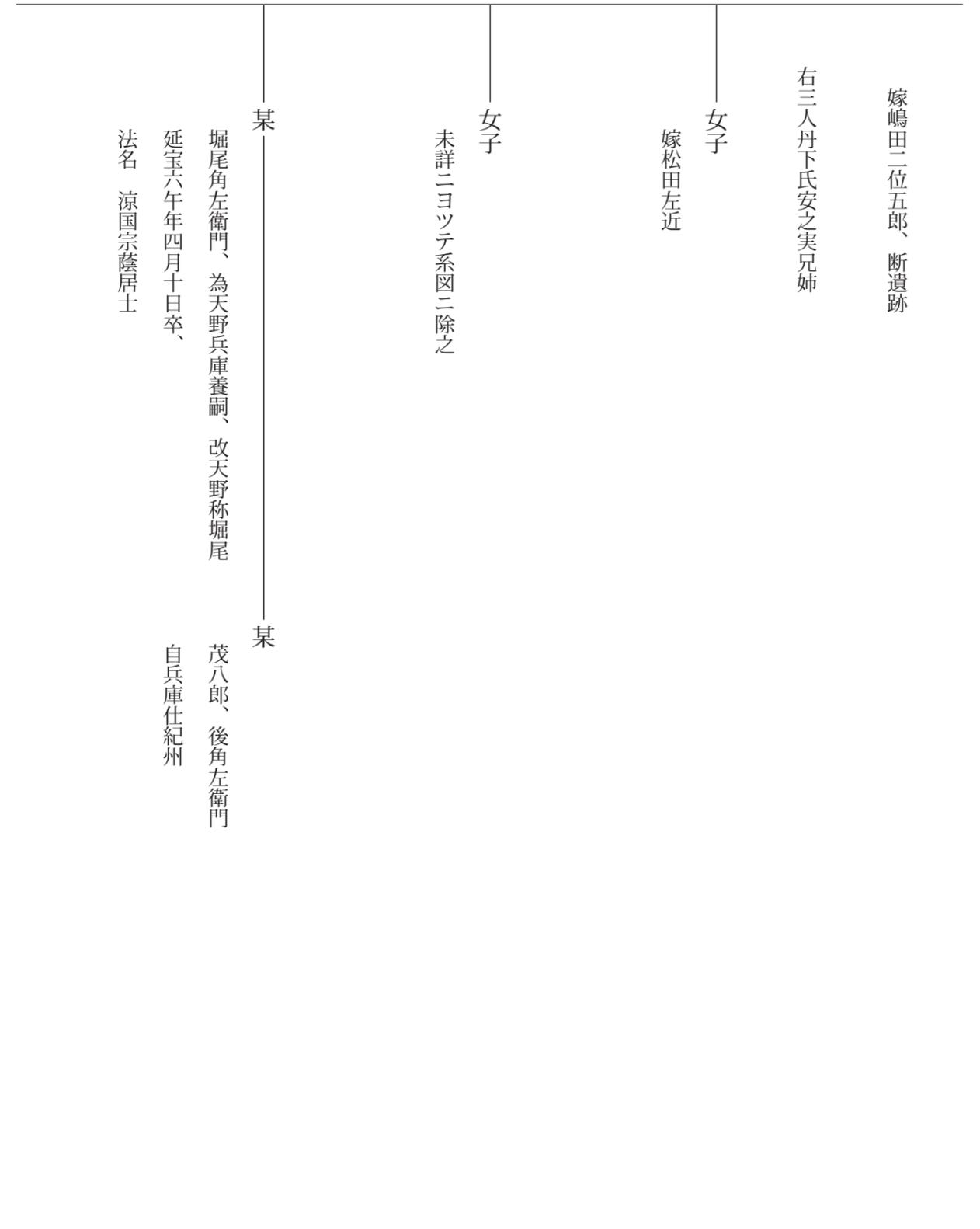
子孫可顯之、但奥二記之

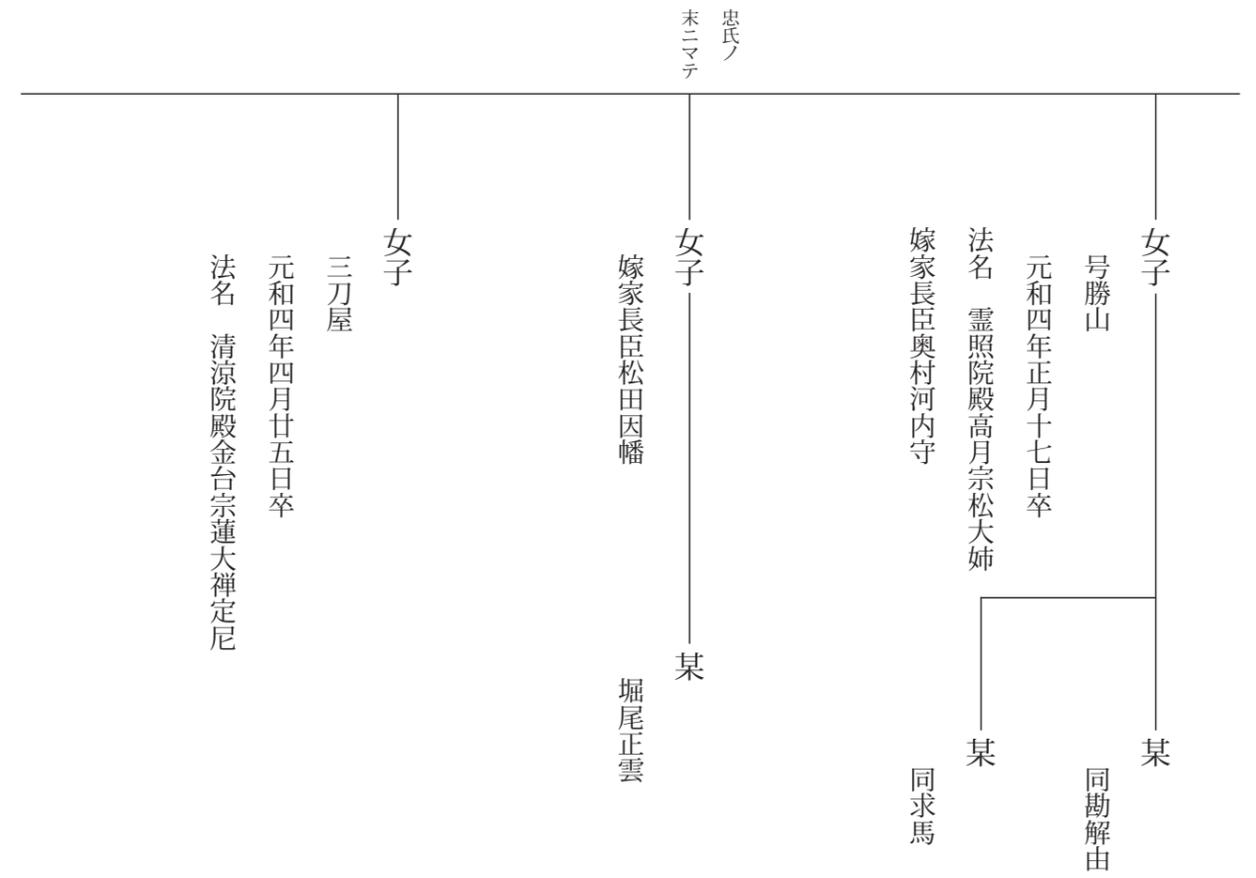
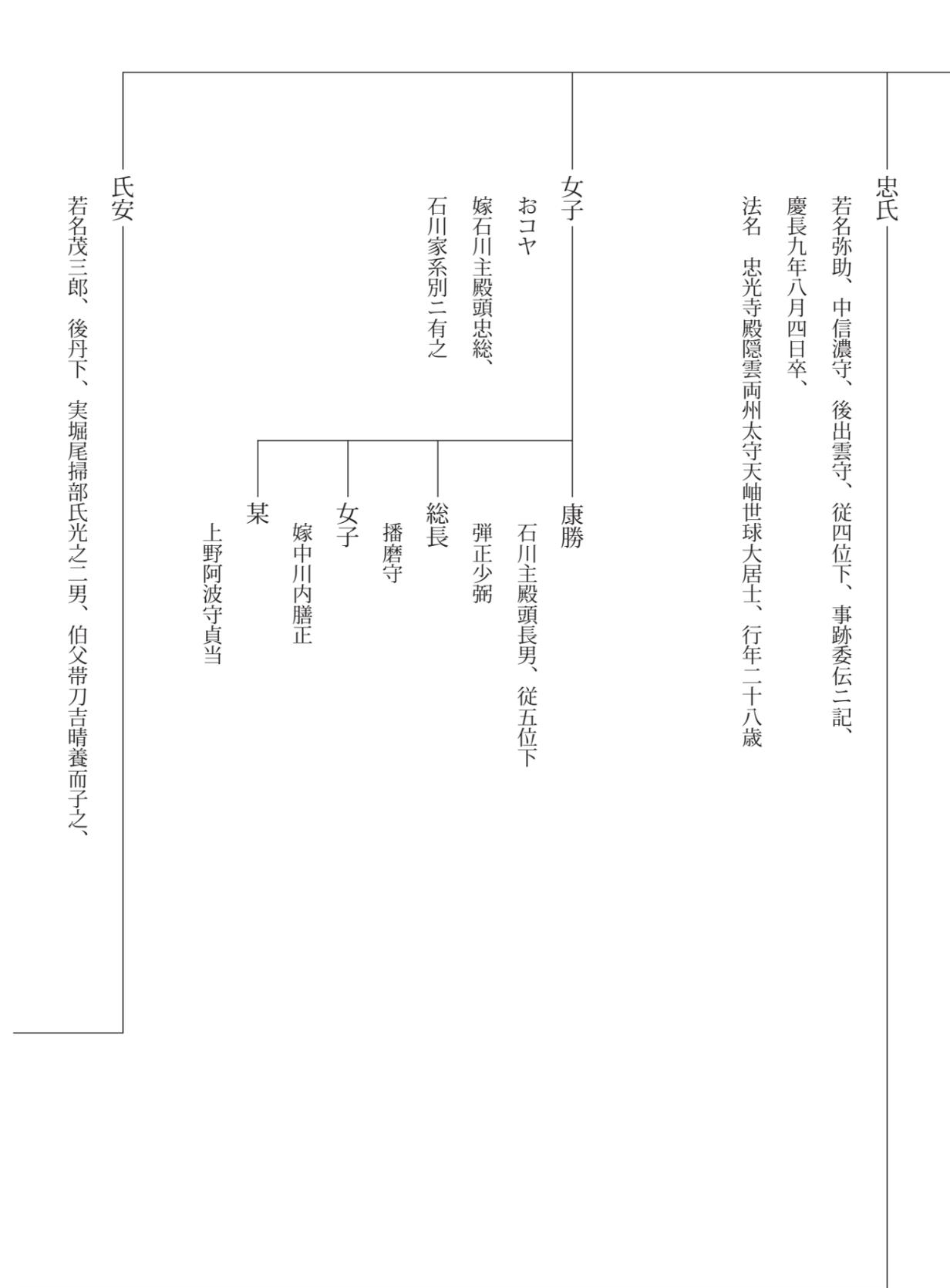
女子

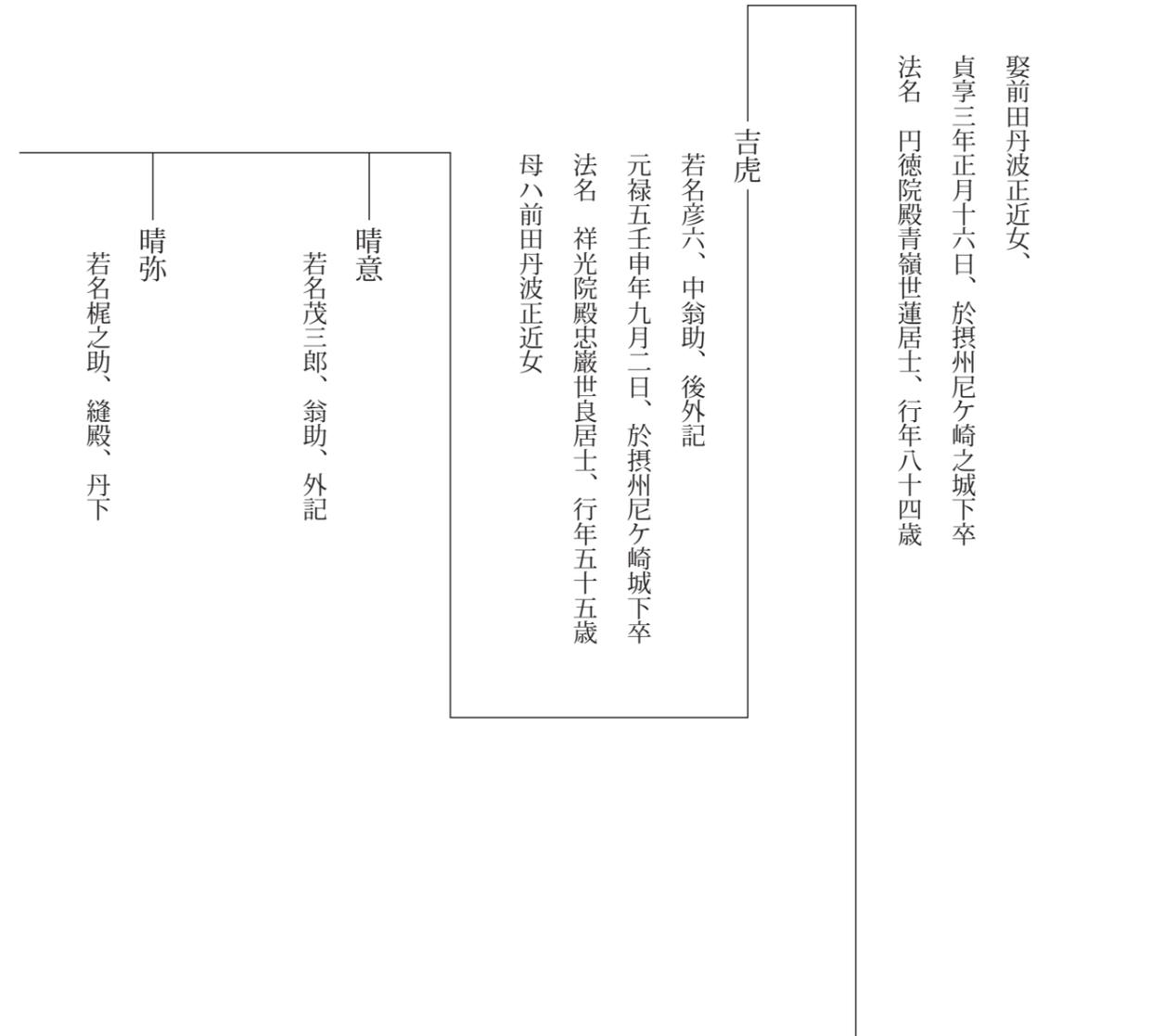
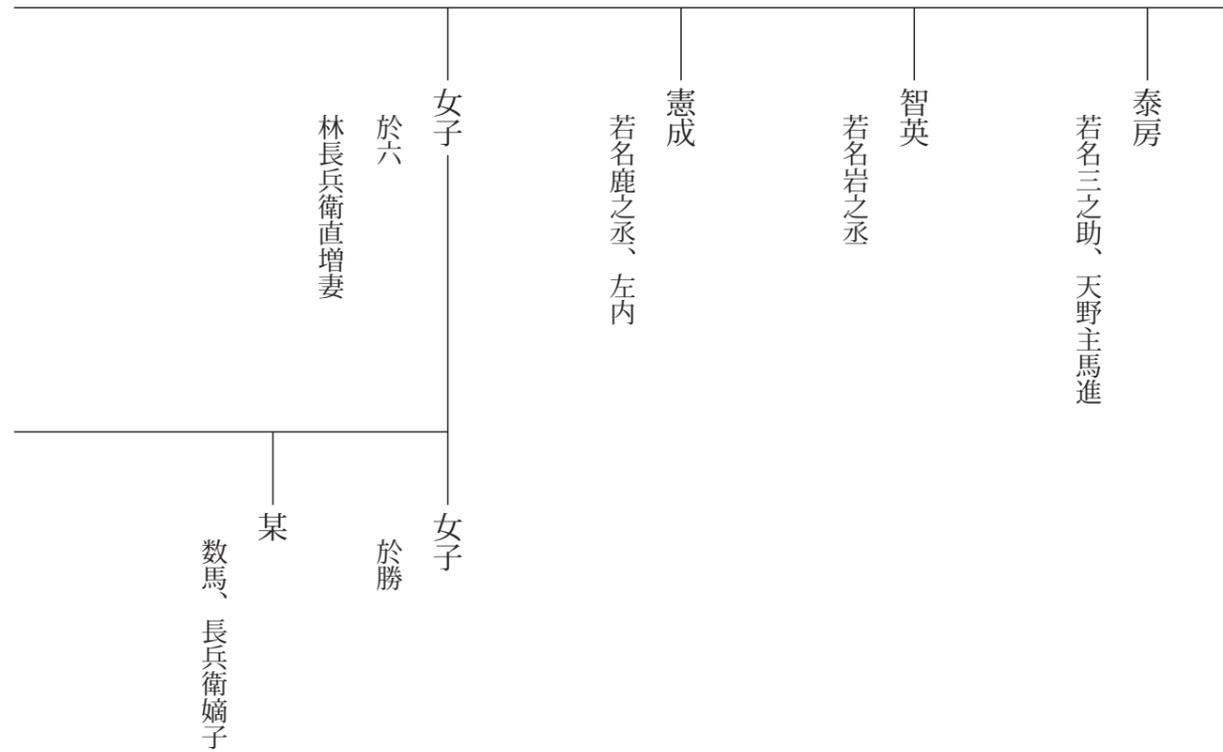
嫁揖斐勘左衛門詮信、仕津田大隅守、織田信長入国于伊勢之時長嶋二而討死、子孫奥二記之、

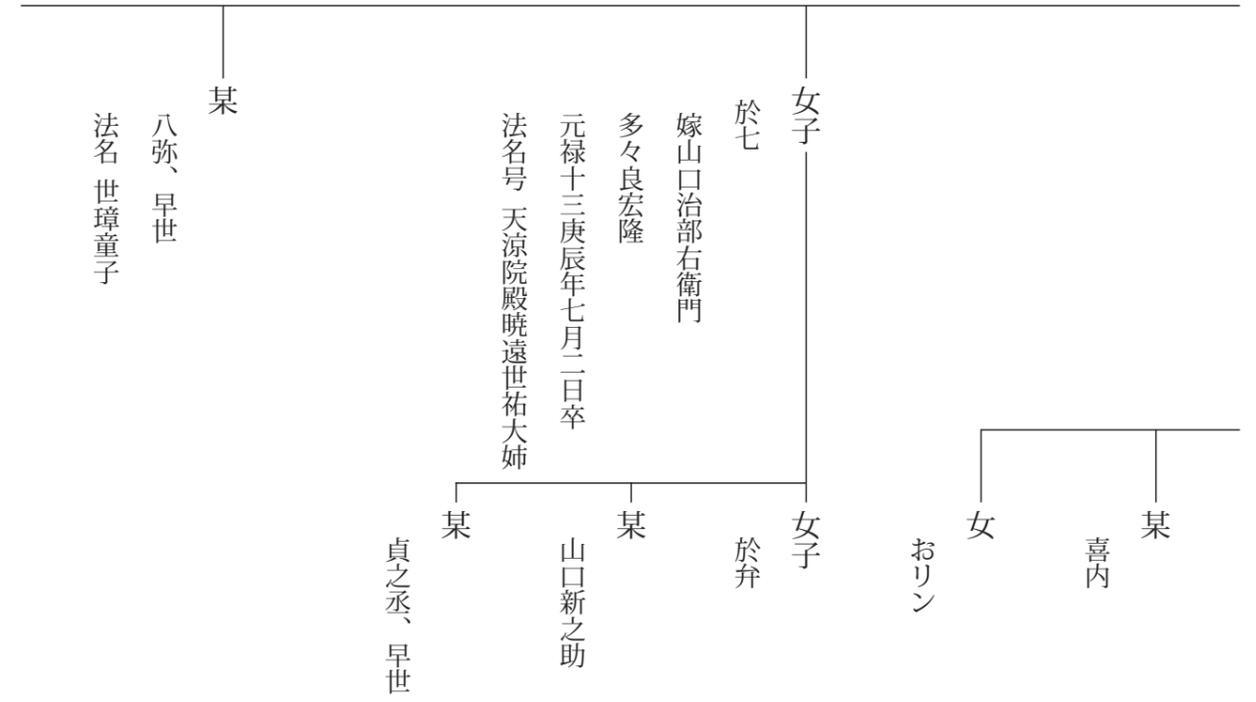
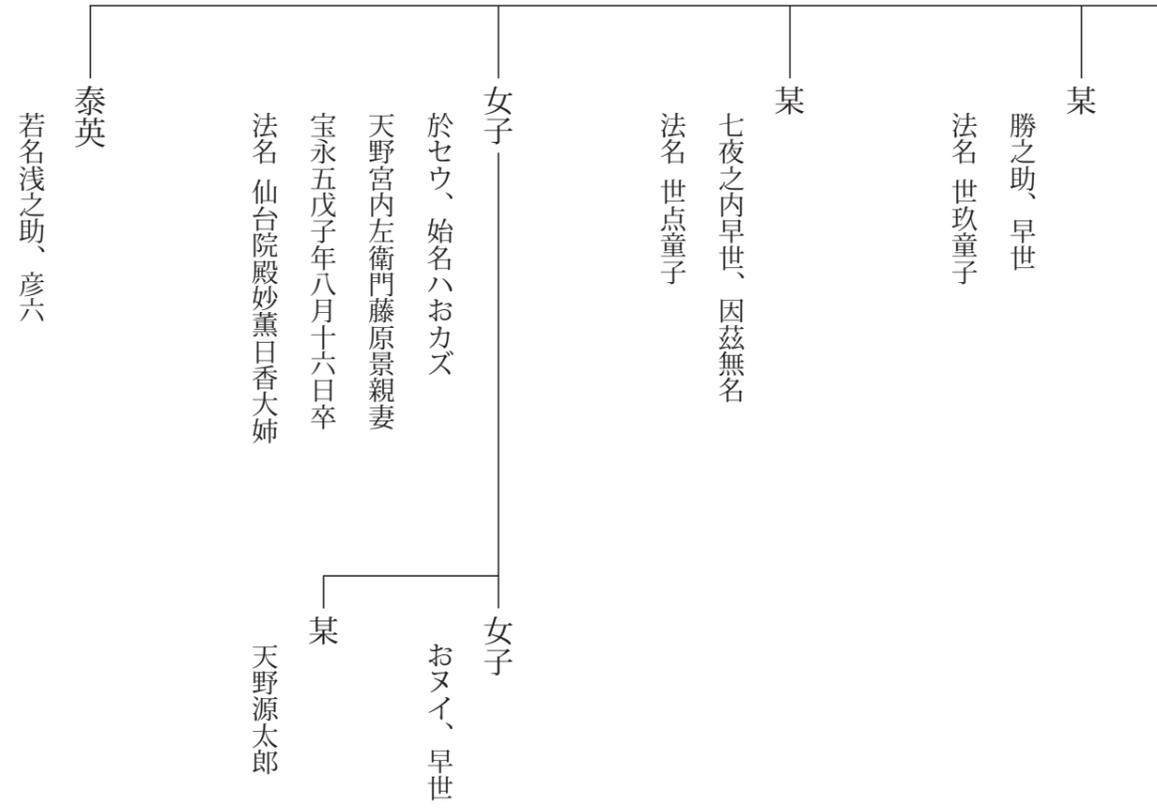


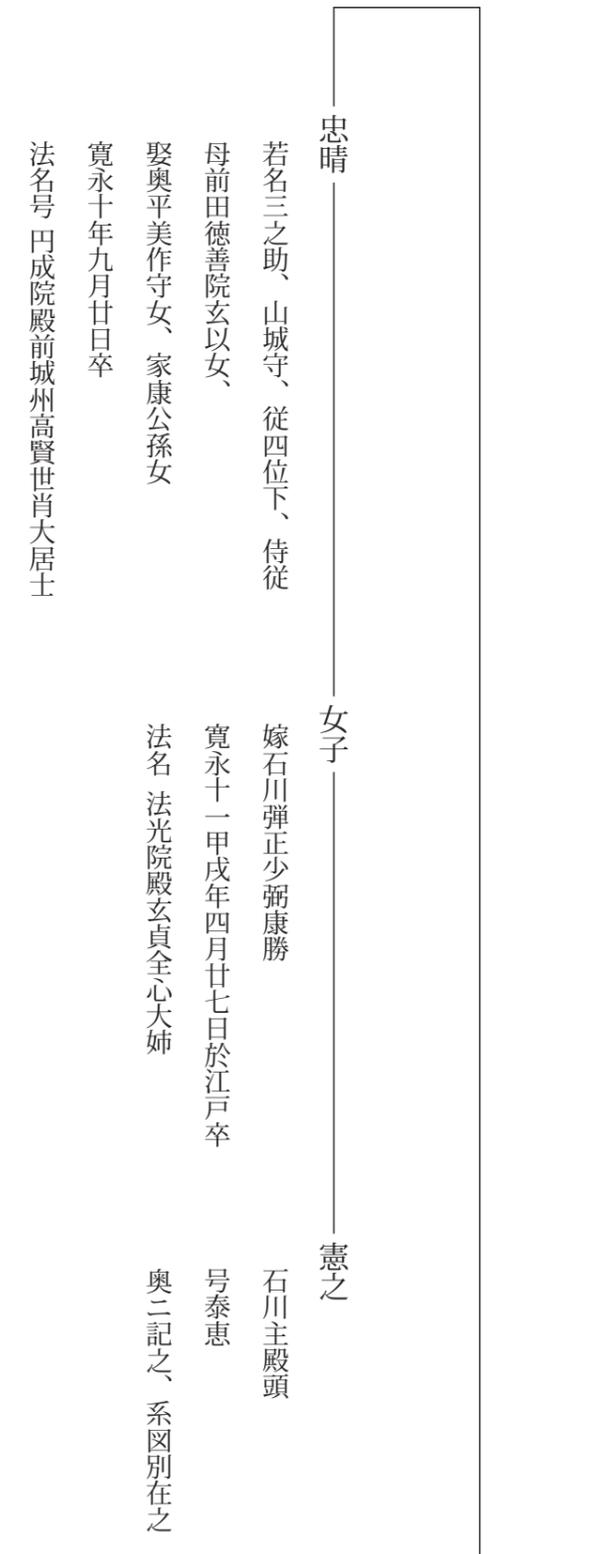
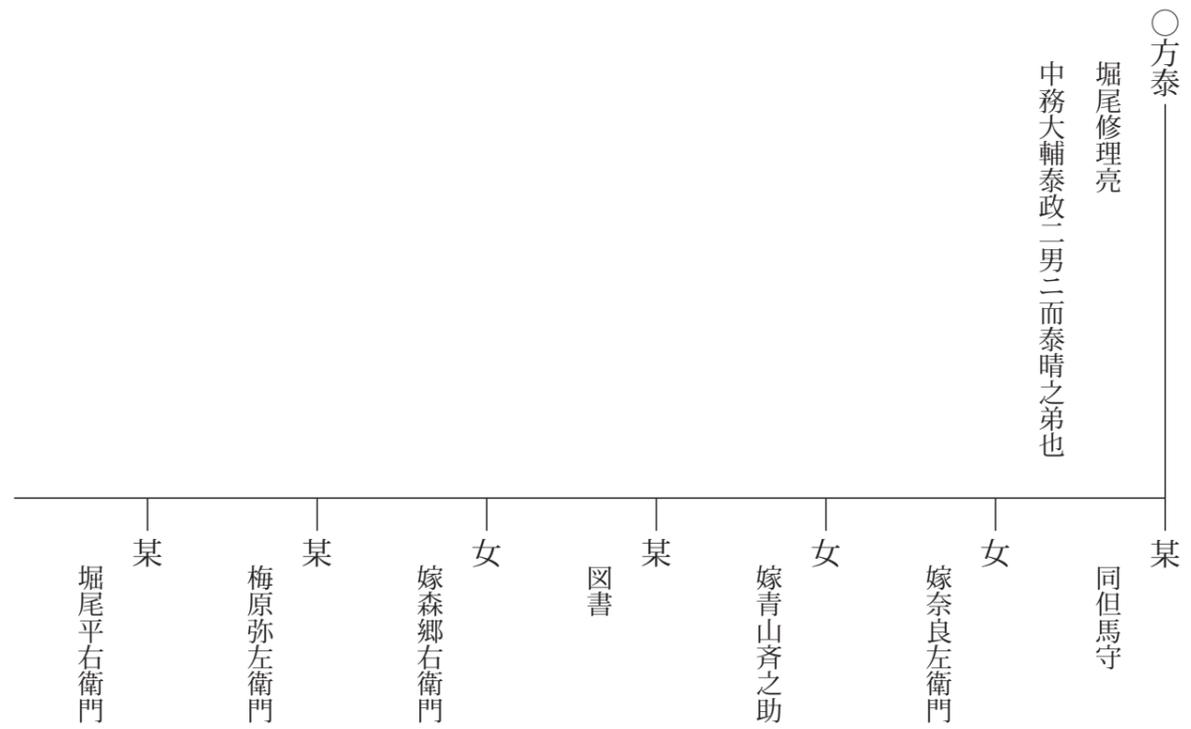


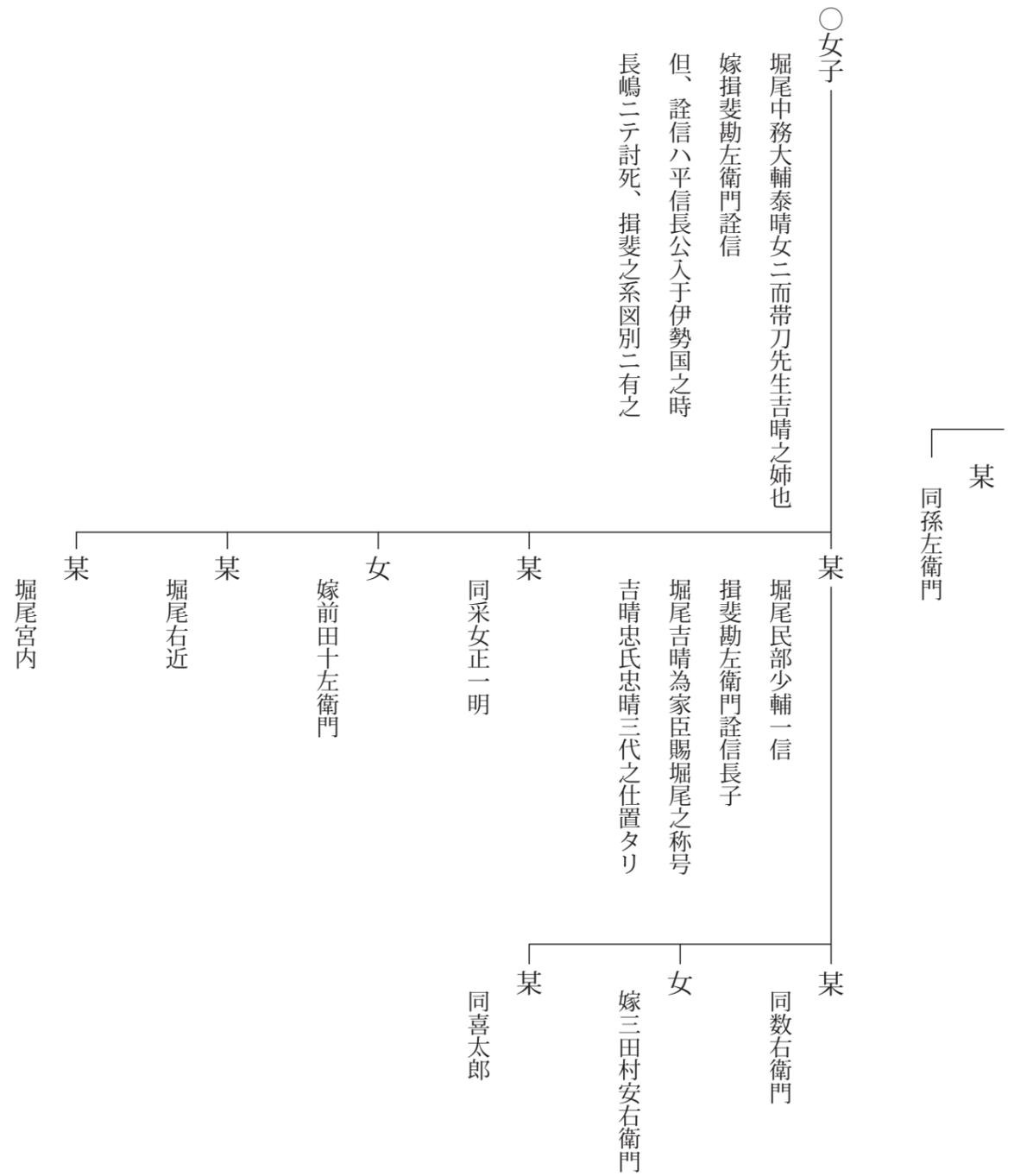
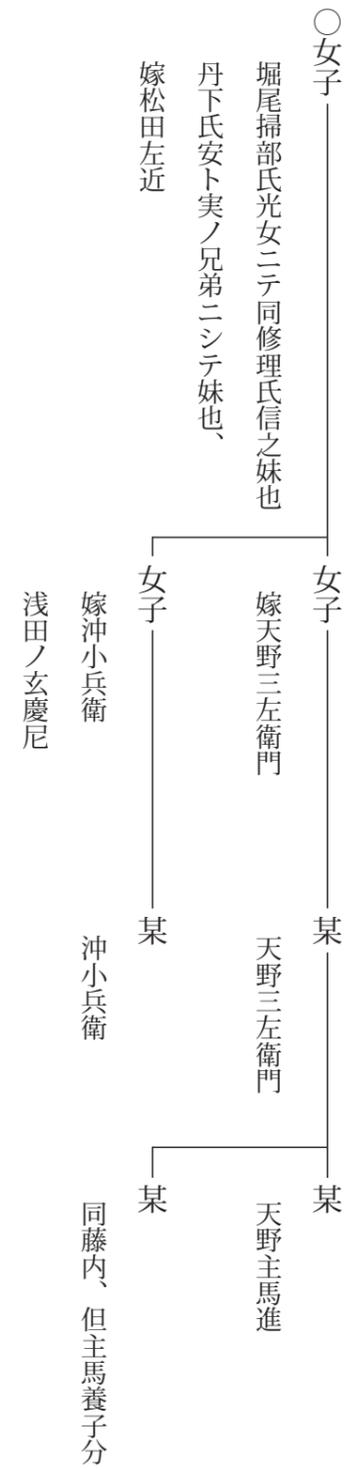


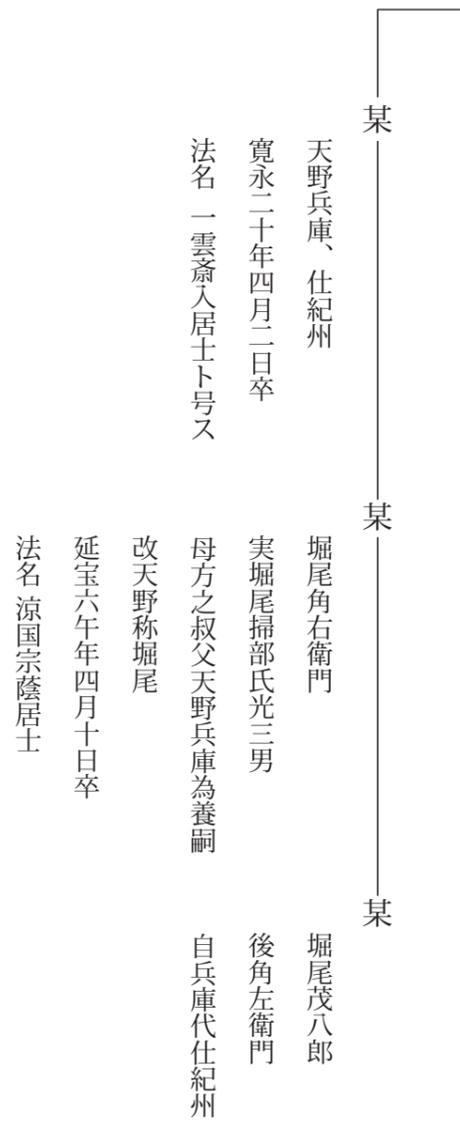
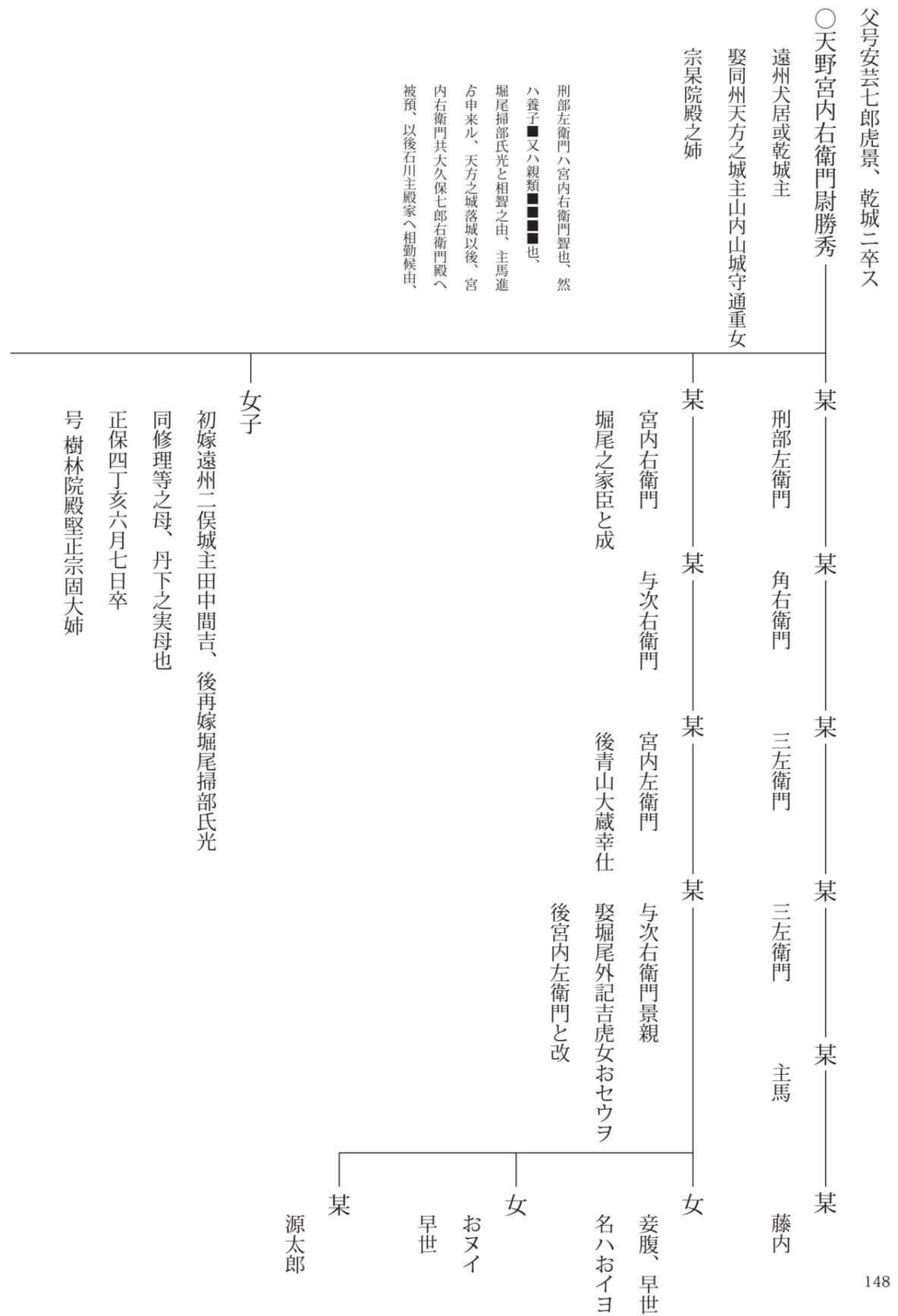


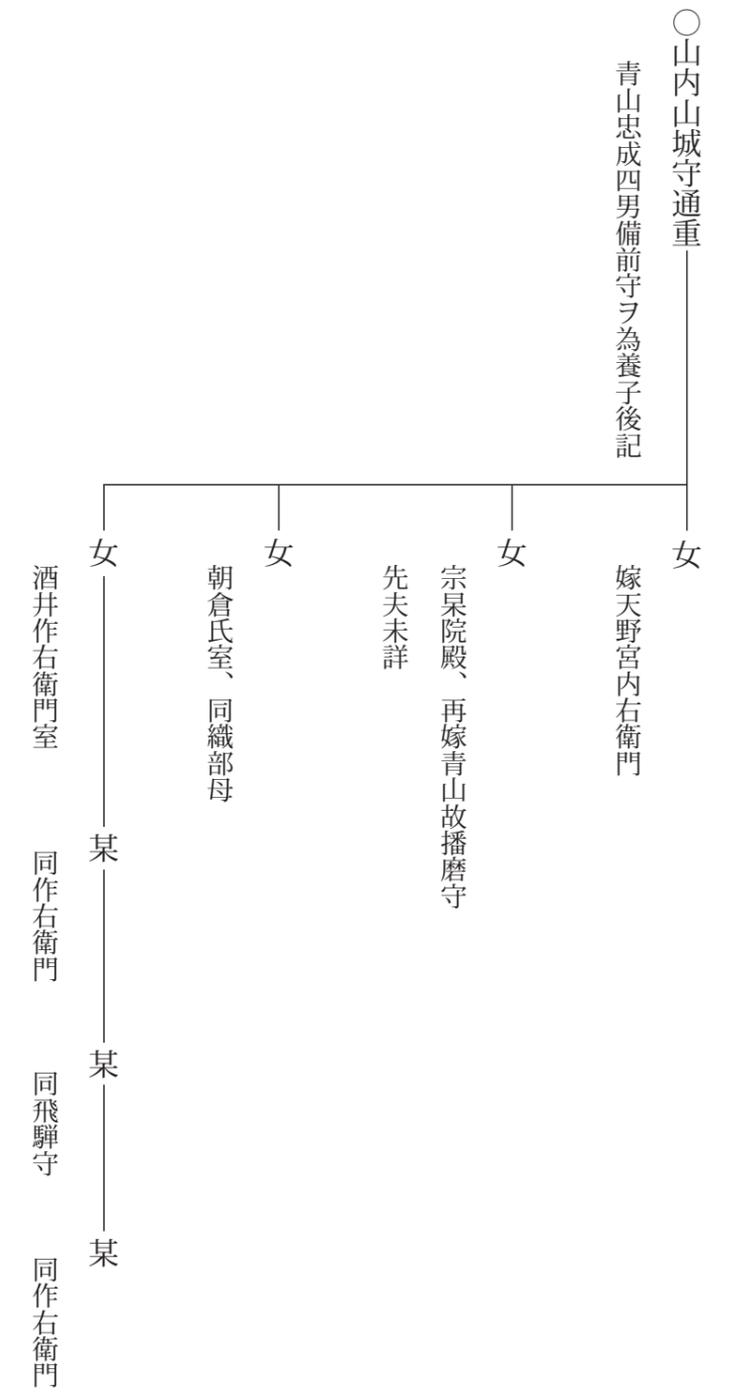
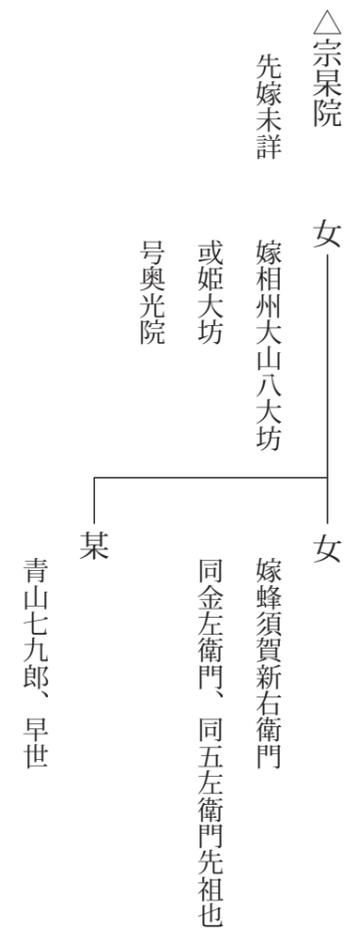


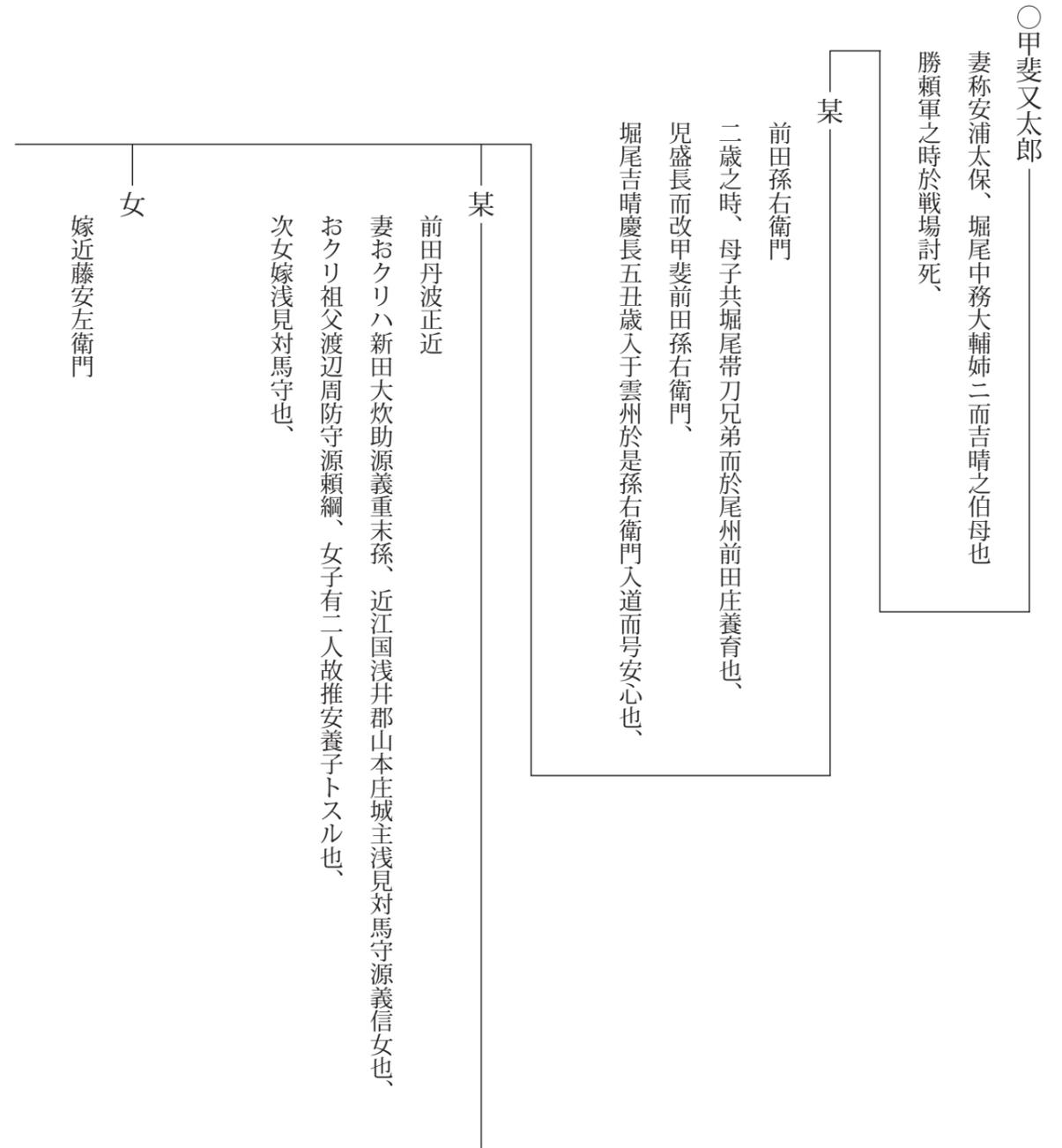
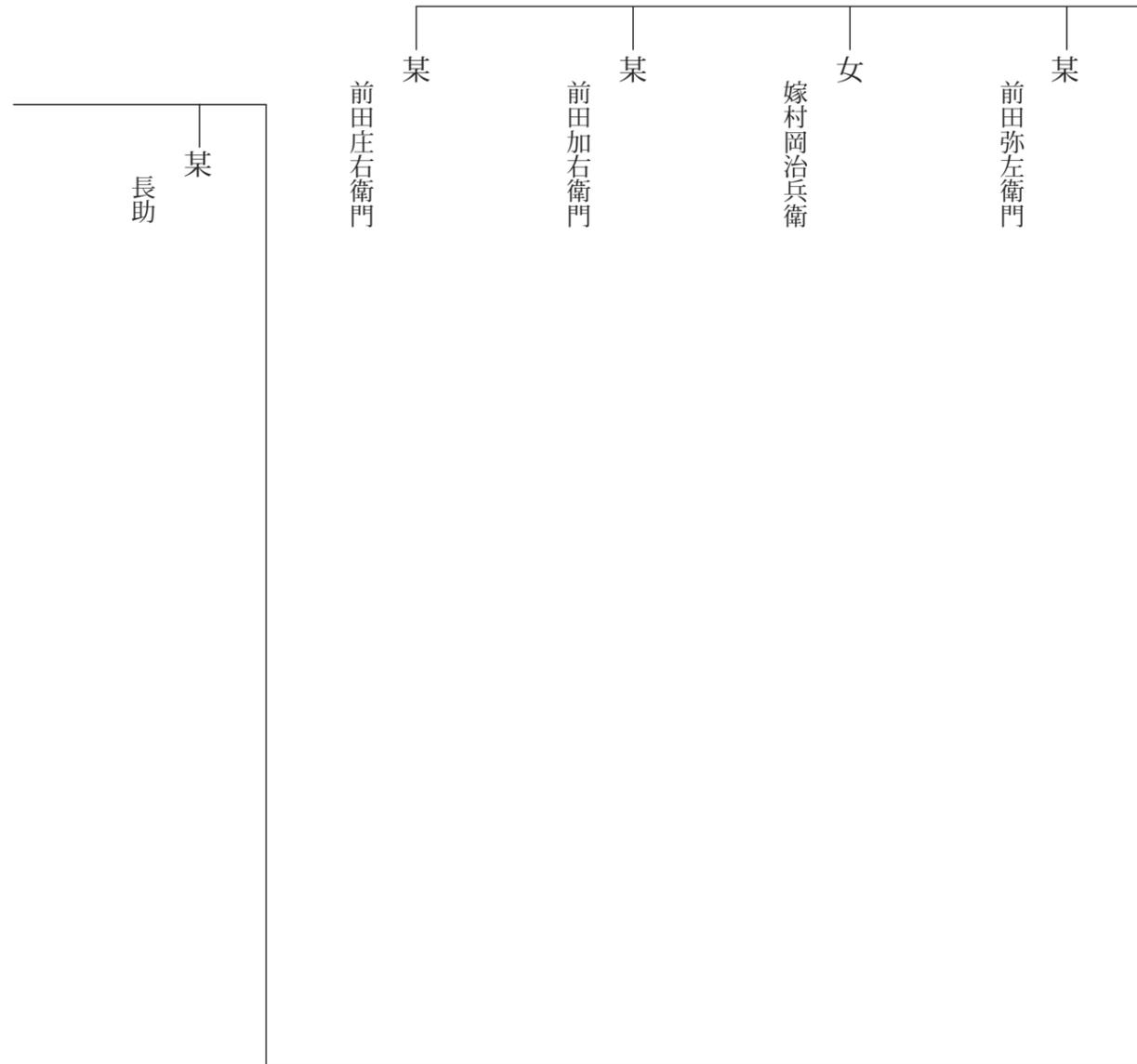


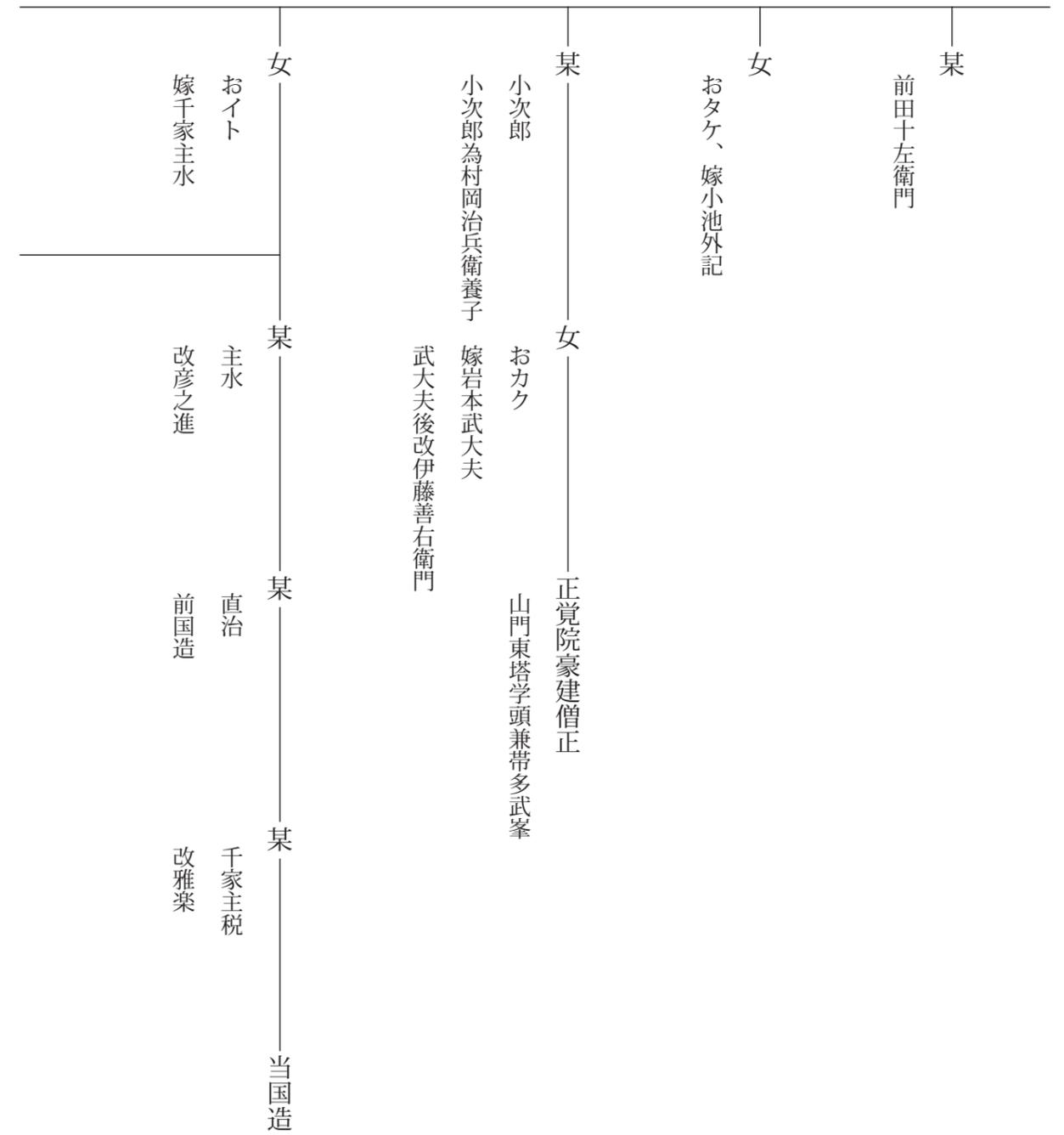
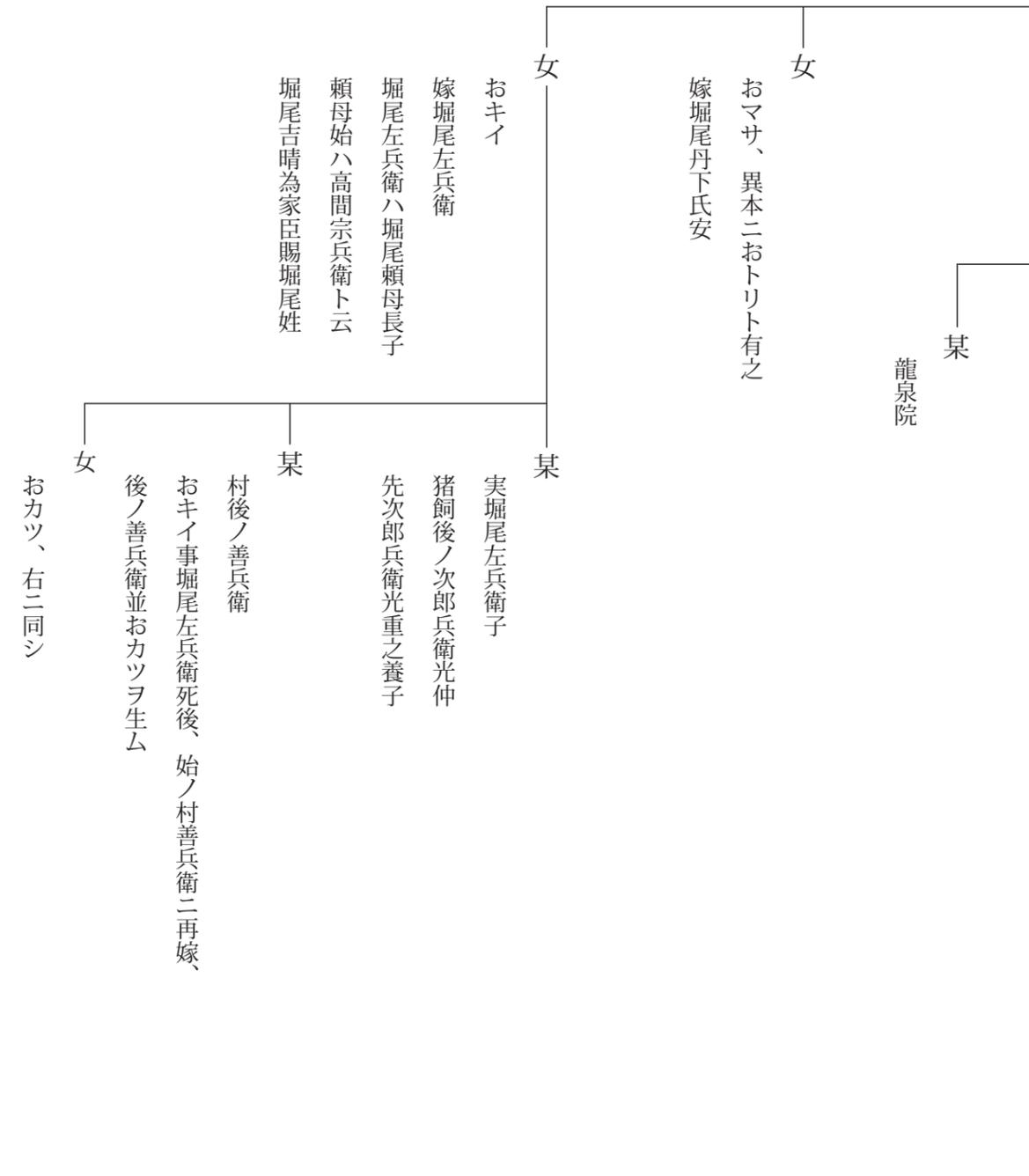


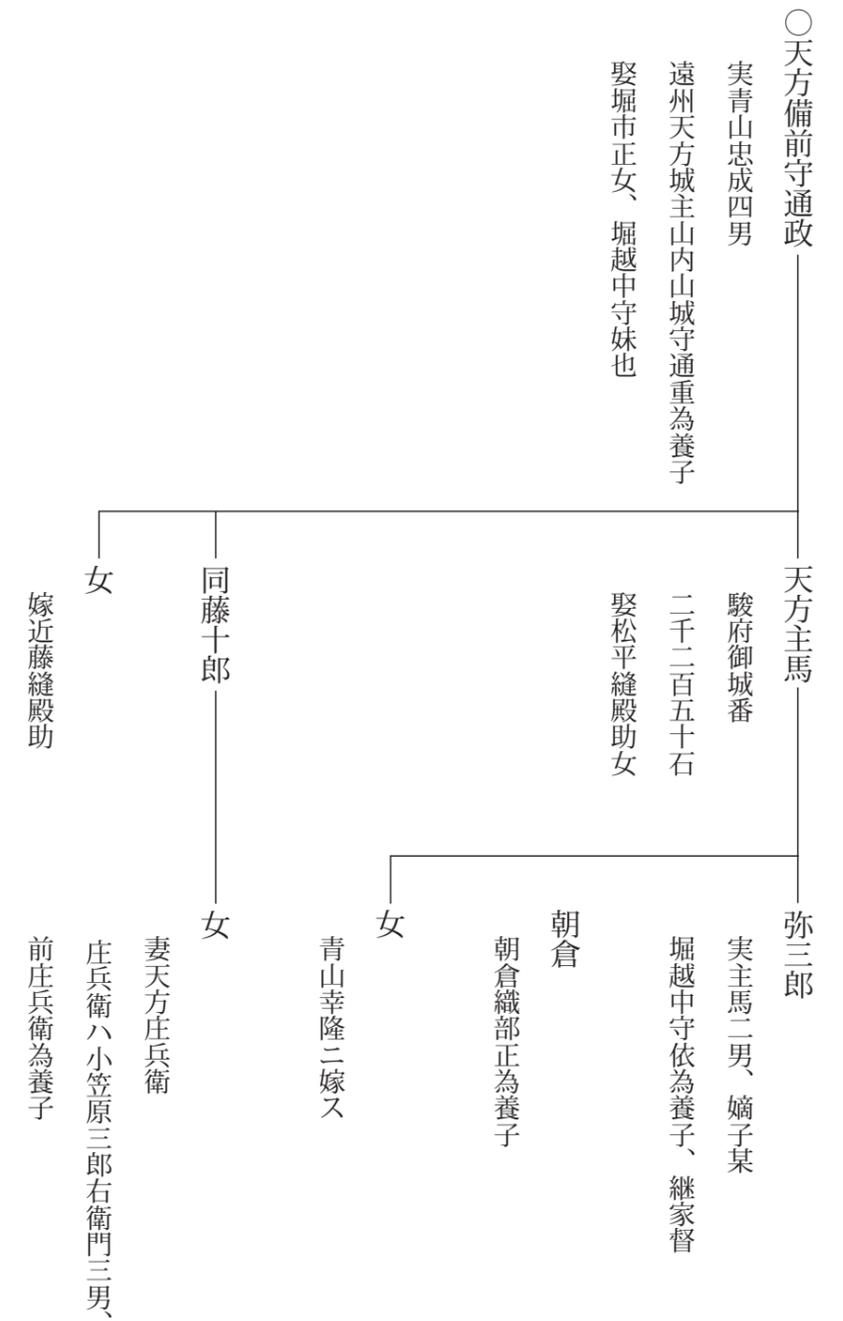
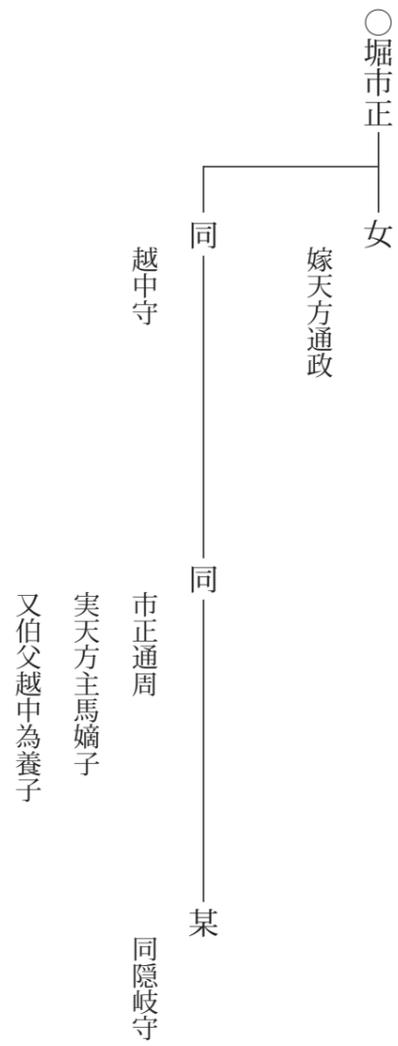


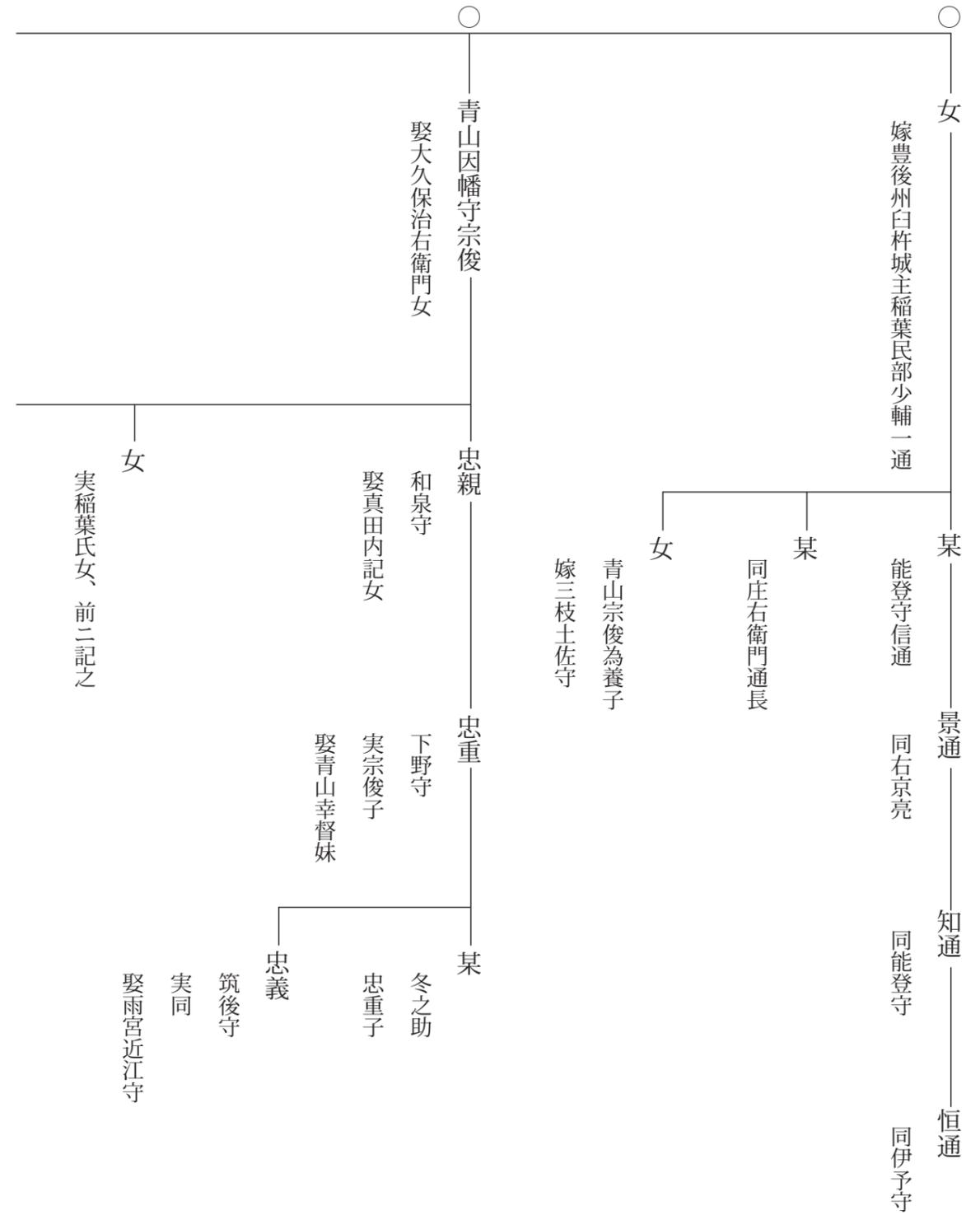
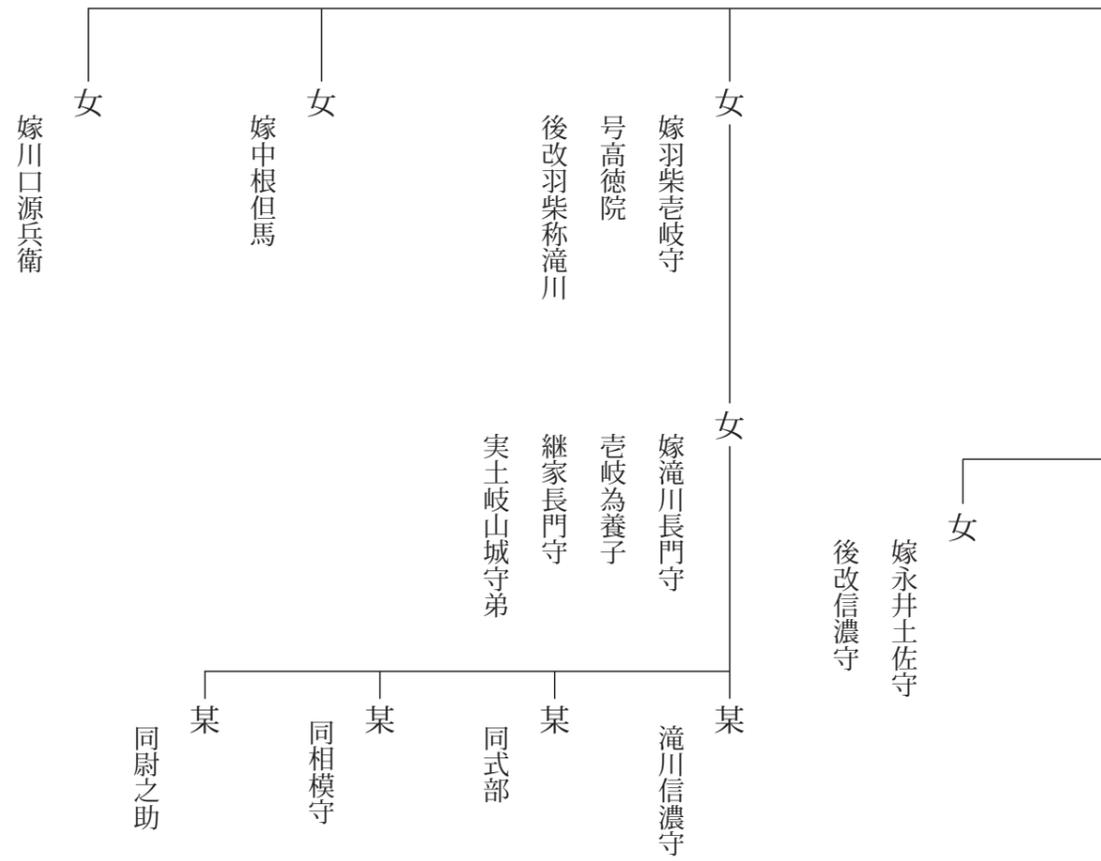


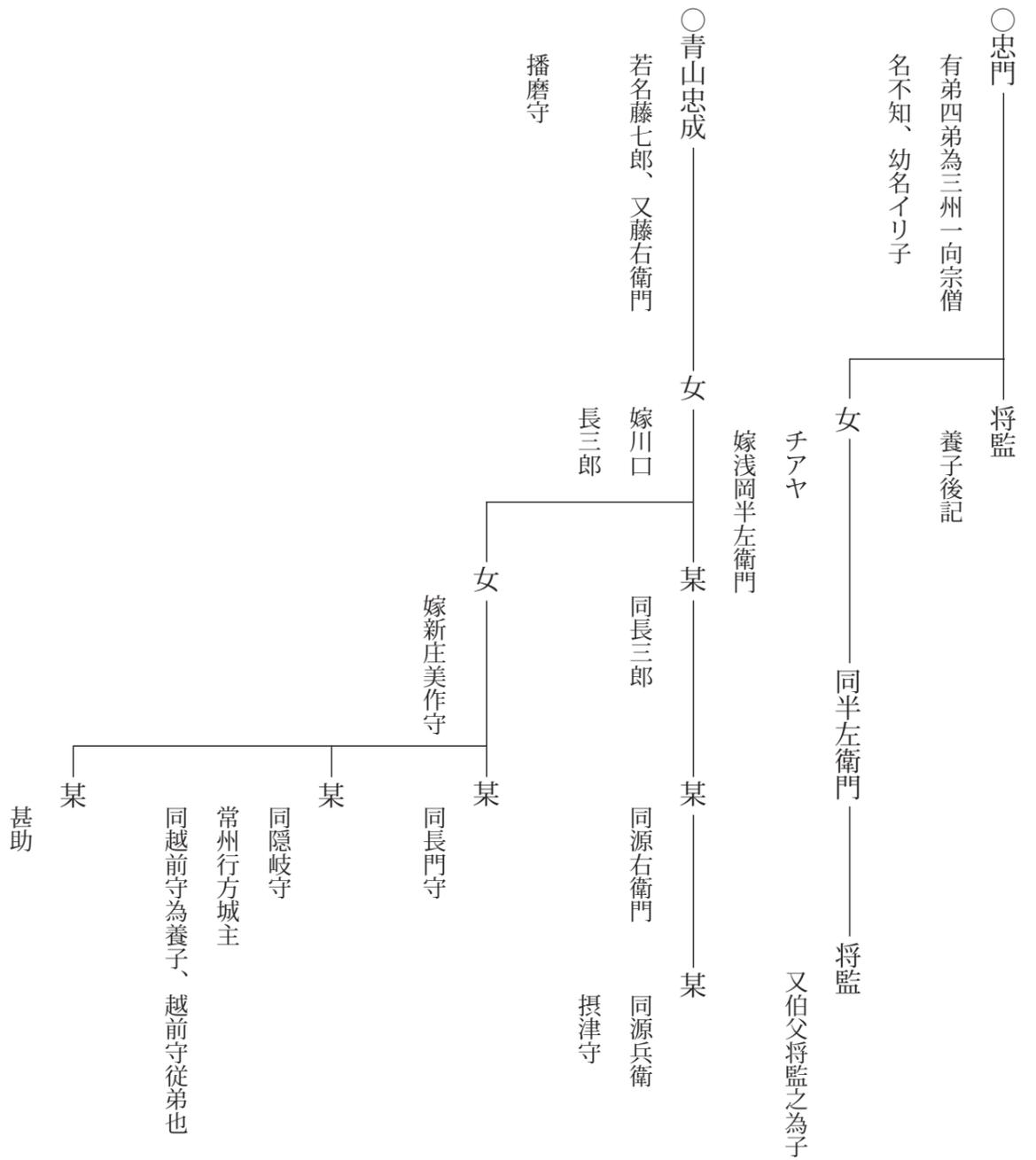












- 一 堀尾系図別ニ有之、
- 一 堀尾山城守忠晴死後、家老共願書別紙由緒書ニ記之、
- 一 右由緒書之内ニ 権現様と四人之老中五人之奉行と出入之時節、両方之誓紙之写有之、
- 一 右之内ニ井伊兵部少輔直政を為御名代帯刀へ被下候御神文之写有之
- 一 右之内ニ忠氏へ被下候御感状之写有之、
- 一 右之内ニ吉晴小身を段々所領拝領之所書有之、

尾州熱田裁断橋書付之写

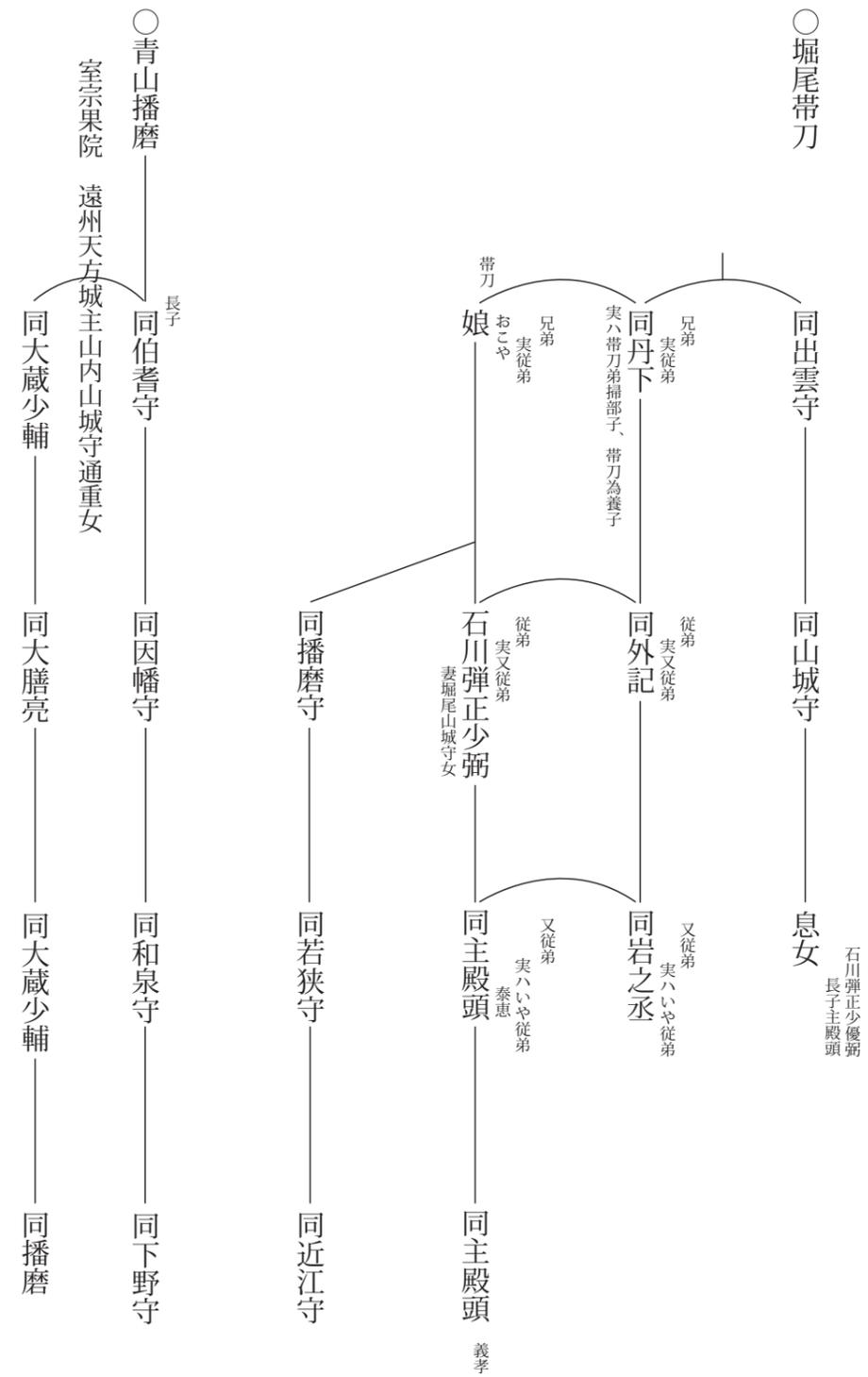
堀尾金助公去ル天正十八年六月十二日逝去、法名逸岩世俊禪定門、
 天正十八年相州小田原江十八歳ニ而立不帰、慈母歎之尾州熱田裁断御橋を掛ル、往還之輩念佛申給へ、
 右之書付江戸道姥堂之きわニ有之

一 堀尾先祖城跡尾州丹羽郡御供所村ニ畑方ニ成有之、家老両人之屋敷跡も有之、

御供所村氏神棟札之写 但吉田常幸太夫を来ル

- 尾州丹羽郡御供所村 八釘大明神社頭建立棟札之写
- 一 奉再建八釘宮社頭一字石意趣者
- 堀尾帯刀左衛門進武運長久子孫
- 繁昌当村安全諸人満足之所

于時天正十七年己丑六月十二日



願主 堀尾帶刀敬白

一奉再造八釵宮社頭一字本願主

堀尾帶刀左衛門進武運長久当村諸人

如意安全所 敬白

于時慶長十五年戊戌三月廿二日

一奉再造八釵大明神社頭一字

雲州堀尾但馬守寄進之武運長久

御供所村中氏子繁昌所

于時寬永十一年八月吉祥日

右只今八禪寺引得候由

御供所村

庄屋

伝十郎

善七郎

丹下氏安実母

○樹林院

堀尾丹下

同外記

同岩之丞

号堅正

但丹下八伯父堀尾帶刀之為養子

宗固

堀尾掃部室

遠州乾城主天野宮内右衛門勝秀女、母八山内山城守女二而宗果院之姉也、依之樹林院八宗果院之姪也、

一尾州丹羽郡御供所村自邦経公御代々ノ城跡有之候、

但中仙道 と申所ノ道程七八町之寄之由、

東海道八七八里之寄之由、

一堀尾之家具足之鏡祝之時、鎧武者二而祝候而立候時二ときをつくり候嘉例之由、

某

天野刑部左衛門

天野宮内右衛門婿之由、天方落城以後大久保七郎右衛門殿江宮内右衛門共二御預ケ、以後石川主殿頭忠総二仕、組頭役知行五百五拾石、

某

角右衛門、部屋住貳百五十石

平左衛門、父角右衛門早世之三歳依之

早世

依之遺跡賜貳百五十石

某

某

後三左衛門

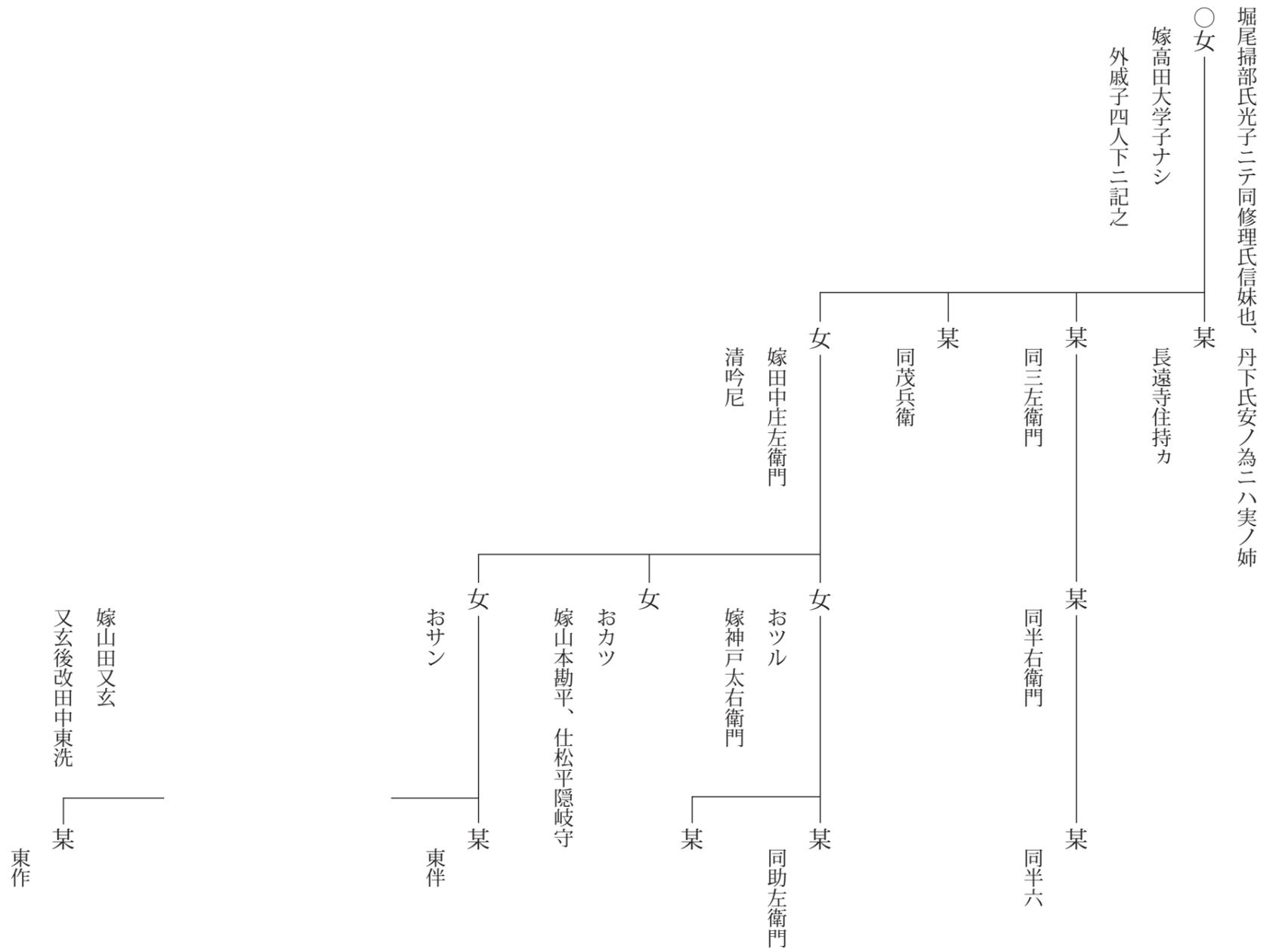
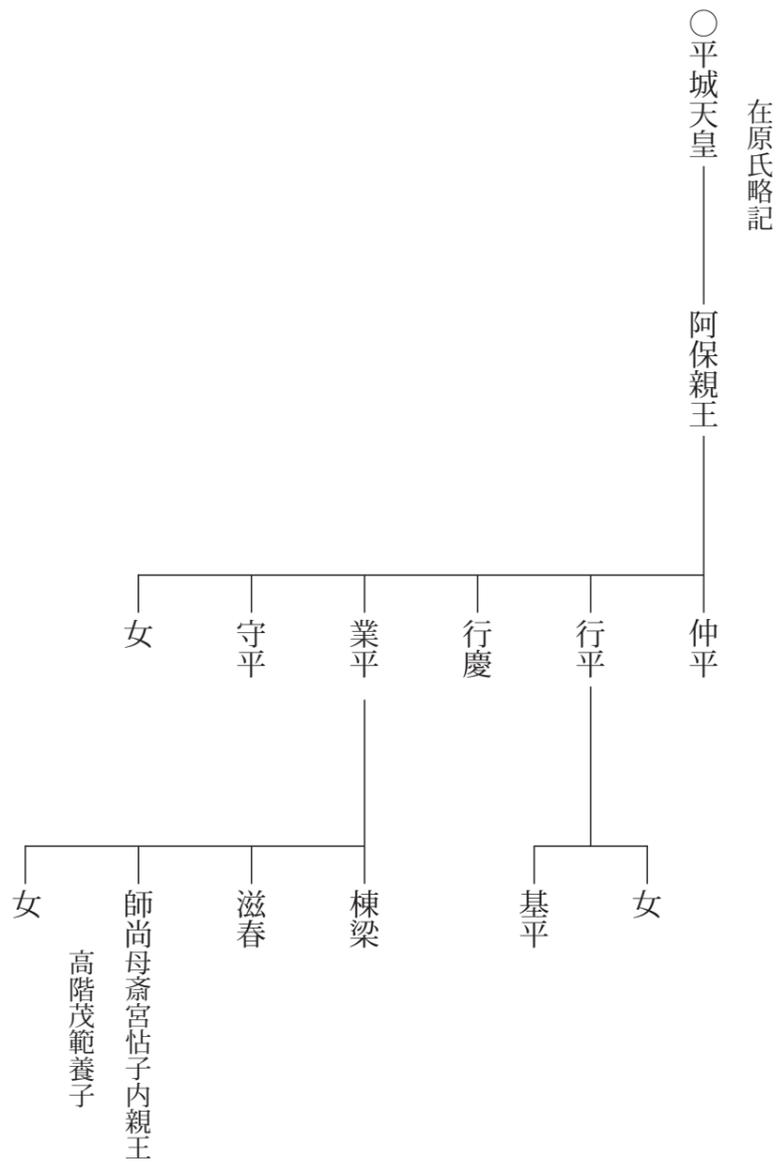
泰房

遠蕃^{シゲ}

三之助、主馬進

藤内、実三左衛門子

実堀尾外記吉虎三男



3. 松江藩主堀尾一族について

松江藩主堀尾家一族について

『松江市歴史叢書2』の「堀尾吉晴・忠氏父子に関する基礎的考察」⁴⁾で研究を行っている。ここで取り上げる堀尾姓の家臣については、まとまった研究がないため、ここで血縁関係や事績に絞ってまとめるものである。

1 松江開府の祖 堀尾吉晴

吉晴は、天文十二年（一五四三）に尾張国御供所村（現在の愛知県丹羽郡大口町）で堀尾泰晴の長男として生まれる。父泰晴は、慶長四年（一五九九）十一月九日に浜松において八十三歳で死去する。法名を「天徳寺殿高菴世崇大居士」という。母は慶長十二年（一六〇七）四月六日に死去し、法名を「龍翔院殿芳嶽宗葩大姉」という。吉晴のいとこである但馬が記したとされる『堀尾古記』（以下、『古記』）慶長十二年条に「それは様卯月六日二御果」とあり、これが吉晴の母であり、死去したことを示している。

吉晴には次郎助と掃部の二人の弟、複数人の姉妹がいた。弟と姉妹婿たちは大名となる吉晴の忠実な家臣となっていく。

吉晴の妻は『千鳥亀田城取立古説』（以下、『取立古説』）⁷⁾では「たいほう（大方）」様と呼ばれ、これが名前として知られている。しかし、何家から嫁いだのか、本名は何と称したか、系譜により異なっ

はじめに

松江藩主堀尾家は初代忠氏、二代忠晴と続き、寛永十年（一六三三）九月に忠晴が嗣子なく死去したために堀尾家は断絶となった。しかし、この断絶によって堀尾姓の人物がみな途絶えたのではなかった。忠晴の死の翌年、幕府の老中に対し、堀尾家の旧臣である堀尾修理、堀尾因幡、堀尾采女、堀尾左兵衛、堀尾大隅、小島隼人、前田丹波、揖斐伊豆、堀尾但馬、久徳内膳が堀尾家の家名存続を訴えている。¹⁾この旧臣十名中六名が堀尾姓であり、堀尾家と何らかの血縁関係にあった。

堀尾吉晴ら堀尾家当主の人物に関しては、一九九五年に島田成矩氏が『堀尾吉晴』²⁾で吉晴を研究し、近年では佐々木倫朗氏が二〇〇八年に『堀尾吉晴と忠氏』³⁾で、福井将介氏が二〇一〇年に

ているためいまだにはつきりしていない。『譜牒余録』堀尾系譜⁸⁾では「尾州津田党女」、吉晴の娘と忠晴の娘が嫁いだ亀山藩石川家に伝わる『堀尾家略系図』⁹⁾では「名タイホウ 尾州津田党織田ノ一族 後対馬ト云シ人ノ女ナリ」とあり津田(織田)対馬の娘とされ、堀尾家の菩提寺である京都の春光院所蔵の『堀尾近代系図並外孫縁者之略覚』¹⁰⁾(以下、『近代系図』)では高田豊後守の娘となっている。

また、『取立古説』では、「たいほう様の督励」として松江城築城の際に人夫へ餅を売りさばき、日に三度見回りをしていたと記載する。忠晴の娘が嫁いだ亀山藩石川家の伝承を多く記載する『寧固斎談叢』¹¹⁾(以下、『談叢』)では、織田氏の一族で対馬という人物の娘だと記され、大変嫉妬深かったという伝承を記載する。それには、吉晴が女中に手を付けて懐妊し、その女性を家臣の牧志摩に預けた。そのことを聞いた大方が自ら牧志摩の屋敷に乗り込み詮索しようとしたところ、志摩が立ちふさがり事なきを得たという。大方は元和五年(一六一九)四月四日年に死去している。

吉晴の事績については、残された一次資料が少なく復元することは難しい。『譜牒余録』等の編纂された系譜に行動が事細かく記されており、そこから吉晴の姿が見えてくる。

秀吉の死後、家康は他の四大老及び五奉行と対立を深め、一触即発の中、家康と他の九人との仲を取り持ち、お互いに和順を誓う起請文を取り交わすことに成功した。このことに対して家康は非常に感じ入り、この吉晴の尽力を忘れるようなことがあるならば男を止める、と記した誓紙を吉晴に渡したのである。この功績により、吉晴は家康から越前国府中五万石を宛がわれている。

慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦いの際には、徳川方に属し、吉晴は西国の監視として留め置かれた。浜松から領国の越前国府中に戻る際に、親交のあった刈屋城主の水野忠重(家康の叔父)の饗応を受けた。酒宴に際し、同席した加賀野井城主の加賀井重望が酔った忠重を殺害したため、吉晴は重望を打ち取ったところ、忠重の家臣らは吉晴が主君忠重と知人重望を殺害したと勘違いし、吉晴は切りつけられ重傷を負いつつも辛うじてその場から逃げ失せた。水野家からの吉晴が裏切ったと忠重らを殺害したという情報は、関東に出陣中の徳川秀忠の耳に入ったが、秀忠は吉晴が忠臣であると信じて譲らず、秀忠の軍勢にいた忠臣のことも、たとえば裏切っても忠臣は一心を持つものではないと信じていた。

関ヶ原の戦後、子の忠氏とともに出雲国に入国する。忠氏は慶長九年(一六〇四)に急死したため、遺された孫の三之介(のち

吉晴は織田信長に仕え、羽柴(豊臣)秀吉に属して浅井攻め、長篠の戦い、一向宗との戦い、丹波国での戦い、中国攻めに際しての上月城・三木城・鳥取城・備中高松城での戦い、山崎の戦い、賤ヶ岳の戦い、小牧・長久手の戦い、小田原征伐、九戸政実の乱に参戦している。秀吉が関わったほとんどの合戦に従い、功績を挙げている。

このうちの九戸政実の乱では、吉晴は軍目付として少数の軍勢で参戦している。吉晴は九戸城を囲んだ他の軍勢に先駆けてわずかな手勢をもって城に乗り込んで落城させたのである。このことで秀吉からは「天下無双之剛之者」であるとした感状をもらっている。

また、秀吉と徳川家康から深く信頼されていたことも書かれている。秀吉がその養子である秀次と不仲になった際、秀吉は秀次に伏見城に来るように伝える使者として吉晴・前田玄以・中村一氏・山内一豊・宮部継潤を選んだ。それぞれが命を受け部屋から出るときに秀吉は吉晴だけ呼び止め、もし秀次が来なければ大事件となると心配する秀吉を吉晴は安心させ、秀吉は大いに喜んで吉晴の命をもらい受けたといい涙を浮かべたという。吉晴も死を覚悟して秀次を説得し、無事に伏見城へ連れて帰った。

の忠晴)を補って松江城と城下町を建設した。このことから吉晴を「松江開府の祖」と呼ぶ。

吉晴は慶長十六年(一六一一)六月十七日に六十九歳で死去する。法名を「法雲寺殿松庭世栢大居士」(堀尾吉晴肖像画¹²⁾賛より)という。墓所は富田城の麓にある巖倉寺、春光院、高野山にある。

2 初代松江藩主 堀尾忠氏

忠氏は吉晴の次男として天正五年(一五七七)に生まれ、初名を弥介といった。初めは信濃守、出雲国に移ってからは出雲守と称した。忠氏には兄である金助、姉妹が複数人いる。姉妹の中には家臣の妻となった者もいれば、徳川家譜代の家臣である石川忠総(大久保忠隣の子)に嫁いだ妹「おこや」がいる。おこやは七男一女を生み、慶安元年(一六四八)に死去した。

忠氏は慶長四年(一五九九)に父吉晴が越前国府中を領した際に、浜松城主となる。翌年の関ヶ原の戦いの際には徳川方に従って功を挙げ、出雲・隠岐両国二十四万石を領することとなった。

出雲国入国後の同六年(一六〇一)三月から家臣へ知行を与え、翌四月からは寺社領の保証を行っている。

忠氏は慶長九年(一六〇四)八月四日に二十八歳で急死する。

死因については不詳であるが、『取立古説』や『談叢』には、禁足の地に立ち入ったことによると記されている。法名は「忠光院殿天岫世球大居士」¹²といい、富田城の近くにある富田新宮谷に葬られたという。墓所は春光院や高野山にもある。

3 二代松江藩主 堀尾忠晴

忠氏の跡を継いだのは、長男の忠晴であった。しかし、跡を継いだ際にはまだ三之介といい六歳の子どもであった。このため、隠居していた祖父吉晴が後見をする。

忠晴には弟がいたが早世している。『春光院三時回向』(以後、『三時回向』)には「桐嶽宗秋童子」「慶長十四八月六日 堀尾長七」と記されており、『古記』慶長十四年条には「長七様八月六日二御果」とある。松江にある桐岳寺の寺伝によると忠晴の弟(法名「桐岳宗秋大童子」)の菩提寺であるという。この二名は同一人物であり春光院と桐岳寺で弔われていることになる。

吉晴の後見を受けた三之介は松江城、城下町を完成させる。三之介は吉晴の死去と同年の慶長十六年(一六一二)に元服し、山城守忠晴と名乗る。大坂城冬の陣、夏の陣に軍勢を率いて参戦し、特に冬の陣では鳴野の戦で功名を挙げた。また、元和五年

(一六二五)の広島藩主福島正則の改易に伴う広島城収公に際しては、出雲・備後国境まで出陣するなど幕府の公役に従事している。忠晴は堀尾家の本姓である在原姓を高階姓に変更し、家紋に「六目結」紋を追加するなど堀尾家の変革を行った人物でもあった。

寛永十年(一六三三)九月二十日に皮膚の炎症を悪化させ三十五歳で江戸において死去した。法名を「圓成院殿高賢世肖大居士」という。墓所は松江の円成寺、東京の養源寺、春光院、高野山にある。

忠晴には一女「おふり」がおり、近江国膳所藩主石川忠総の子廉勝(吉晴の娘の子)の妻となる。おふりは廉勝の子を生んだ直後に死去している。子どもは伊勢国亀山藩主石川憲之となり、憲之の三男勝明(忠晴の曾孫)は祖母の実家である堀尾姓を名乗り、堀尾式部勝明となった。しかし、式部は子がないまま二十八歳で死去したため、堀尾家再興は実現できなかった。¹⁵

4 吉晴の叔父方泰の家系(堀尾但馬家)

吉晴の父泰晴の弟にあたるのが堀尾修理亮方泰で、その子である堀尾但馬方成は松江藩堀尾家の家臣団で大きな役割を持つことになる。しかし、方泰の事績については詳らかではない。

堀尾方成は、初名を作左衛門、のちに高成・方成と名乗り、通称を但馬と称した。『出雲隠岐堀尾山城守給帳』¹⁶では三〇〇〇石を給し、他に雑賀衆四十人を抱えていた。『堀尾期松江城下町絵図』¹⁷での屋敷の位置は、現在日本聖公会松江基督教会が建つ松江市殿町にあった。

方成(作左衛門)の名の初出は、慶長十六年(一六一〇)九月二日付の熊野大社に残る棟札¹⁸で、小嶋伊予とともに奉行として記載がある。なお、松浦重鎮著の『武功雑記』¹⁹には、関ヶ原の戦に参戦した堀尾家の家臣として堀尾作左衛門と揖斐伊兵衛の事績が載る。『古記』では、作左衛門の名で堀尾忠氏の死去直後になる慶長九年(一六〇四)十月に三之介(忠晴)が初めての上洛、同十九年(一六一四)に忠氏の妻長松院が江戸へ向かう際に供をしている。そして但馬の名で翌元和元年、同四年、同六年忠晴が江戸に向う際の御供をしており、藩主家に密接して行動していた。また、藩政においては、それまで仕置役を長く務めていた堀尾民部一信が死去した跡を受け、元和七年から方成、揖斐伊豆高直、村尾七郎右衛門と仕置役を務め、多くの文書を発給するようになる。

寛永十年(一六三三)九月に江戸にいる藩主忠晴の病状が悪化

したことを受け、松江から但馬、揖斐伊豆、久徳内膳の三名が江戸に向っている。二十日の忠晴の死を受け、二十六日に方成ら三名と江戸詰めの小嶋隼人が江戸城に呼ばれて幕府の老中から堀尾家の改易等について伝えられる。即座に松江に立ち帰り家臣団へ忠晴の死と改易を伝えており、方成らは堀尾家断絶時における堀尾家臣団の中核にいたことがわかる。

堀尾家断絶後は、京都に居住して他の旧臣とともに高野山にのぼり堀尾家の菩提を弔い石塔を建てている。また、他の旧臣とともに幕府の老中に対し、堀尾の名字がなくならないようにと懇願している。

その後は牢人となった旧堀尾家臣団の他家への再仕官を斡旋している。寛永十一年(一六三四)から十三年(一六三六)にかけて、旧臣の児玉迎与や小沢長右衛門ら十二名が堀尾但馬の仲介(肝煎)で二本松藩丹羽家に仕官をしている。²¹堀尾家の家臣団の中心として、自身の再仕官よりも他の旧臣の面倒を優先していたのである。

方成自らは寛永十五年(一六三八)に松江藩主となった松平直政に乞われ、子どもらとともに召し抱えられて三〇〇〇石を給した。²²かつて出雲国で政務を執っていた方成は、直政にとって出

雲国を治めるうえで重要な人物であったのだろう。方成は寛永二十一年（一六四四）に死去し、法名を「天叟世光居士」という。墓所は円成寺にある。松江藩松平家に仕官した堀尾但馬家は、分家の家系が松江藩士として続き、明治維新を迎えている。

5 吉晴の姉奈良の家系（堀尾民部家）

吉晴の姉奈良は、揖斐勘左衛門詮信に嫁ぐ。揖斐家は美濃国土岐郡揖斐谷に住んでいたために姓とし、のちに尾張国葉栗郡奈良を領したという。勘左衛門の兄与右衛門政勝は徳川家に仕え、幕臣として続いた。²³ 勘左衛門は織田信長に仕え伊勢国長島において若くして討ち死にした。勘左衛門の子は一信と名乗り、母の姓である堀尾姓を得る。通称を宮内、のちに民部と称した（以下、民部とする）。なお、慶長十五年（一六一〇）ごろに宮内から民部と改めている。

一信の父勘左衛門は早世したため、勘左衛門の弟である普伝が一信を引き取る。普伝も吉晴に仕え、実子の伊兵衛高清（のちに伊豆と称する）もまた堀尾家に仕えた。『給帳』では三〇〇〇石を給し、他に伊賀衆四十人を抱えていた。また、普伝の娘は堀尾家臣の木戸十乗坊に嫁いでいる。普伝は浜松時代である天正十九

年（一五九一）ごろに文書を発給しているが、その後の動静は不明である。

一信の初見は、慶長五年（一六〇〇）三月十五日付の越前国岩本成願寺の屋敷地安堵状（史料56）である。その後越前国内で数通の文書を発給している。関ヶ原の戦いに際し民部は、吉晴の所領であった越前国府中の留守居として残ったのであろう。また、この合戦で戦功を挙げた塩見忠助に対し感状を発給しており、すでに家臣団の中枢であったと推測される。

出雲国への入国後も堀尾家の奉行として様々な文書を発給し、『古記』では慶長七年（一六〇二）から没する元和六年（一六一〇）まで仕置役として藩政に関わる。吉晴が死去した直後の慶長十六年（一六一一）六月二十六日付の堀尾家臣起請文写²⁴に堀尾家の重臣が連署した中に「堀尾宮内少輔」としても記載がある。『談叢』では酒色におぼれる忠晴を叱ったことが記されており、藩主に意見できるほどの重臣であったらしい。

元和六年（一六一二）三月六日に死去し、法名を「宝山栄真大居士」といい、墓所は松江の報恩寺と高野山にある。民部の遺跡は息子である采女一明が継ぐ。

一明は通称を采女と称する。『給帳』では四〇〇〇石を給し、馬

廻組頭を勤めた。屋敷は現在松江歴史館が建つ松江市殿町にあった。『堀尾期松江城下町絵図』には「采女内」何某と記載がある人物があり、与力を抱えていたと推測できる。父一信の没後、寛永三年（一六二六）ごろから仕置役を勤め、奉行人として多数の文書を発給している。

堀尾家断絶に際して、幕府の老中に対し家名存続の願い、高野山へ登り菩提を申している。その後の動向は不明で、正保元年（一六四四）に死去し、法名を「大用浄輔居士」という。墓所は東京の養源寺にある。

一明には弟の一氏がおり、通称を右近と称した。『給帳』では兄一明が組頭を勤める馬廻組に属して五〇〇石を給し、屋敷は殿町にあった兄の屋敷に隣接していた。堀尾家断絶後の動静は不明であるが、円成寺の過去帳²⁵に「寛永十七年五月念九日 堀尾右近殿 子息清吉十一歳」と記された戒名があり、一氏は断絶後も松江に留まっていたのかもしれない。

6 吉晴の長弟泰勝の家系（堀尾次郎助家）

吉晴の長弟である次郎助（二郎助、二郎介、治郎助）は、本名を泰勝という。泰勝の初見は、天正十七年（一五八九）頃の田中

吉政書状において、現在の滋賀県長浜市での用水争論に際し文書を発給していると記されたものである。この時吉晴は佐和山を領しており、泰勝は兄吉晴を支える発給者となっていたことがわかる。翌年吉晴は遠江国浜松に移るが、それでも泰勝が発給した年貢を割り付けた書状などが複数ある。また、吉晴が浜松を留守にしている際、隣接する掛川城主の山内一豊から来た文書の送達に関わっており、浜松城の留守居を任されていたと推測できる。

しかし、泰勝の名は文禄二年（一五九三）の史料を最後に出現しなくなる。『三時回向』に「春峯世栄禅定門」「文禄三正月十五日 堀尾次郎」と記載があり、これが泰勝であると推測できる。泰勝は浜松で吉晴より先に没していることになる。次郎助の子孫については、『譜牒餘録』や『近代系譜』には記されていないが、『堀尾家略系図』には、治郎助の子として助三郎と堀尾大隅氏親に嫁いだ娘の記載と、助三郎の子として九十郎の記載がある。助三郎、九十郎は、他の系図には記されておらず、現在のところ次郎助の子孫であるという確証はない。また、ともに官途名や本名の記載がないことから、若くして死去したか系図を作成した時期にはまだ若かったのかもしれない。助三郎に関しては、『堀尾家記録』美濃川越合戦首之覚で助三郎の家臣が首を取ったことを記している。

九十郎は『給帳』で一〇〇〇石を給し、屋敷は殿町の京橋北詰にあった。九十郎は堀尾姓の家臣のとして、その出自や縁者がはっきりしていないが、かなりの石高を有し、城地に近い場所に屋敷を持っていることから、堀尾家臣団の中で高い地位にいたと推測でき、この人物が次郎助の孫であるとすれば納得ができるであろう。堀尾家断絶後の九十郎の動向は不明である。

7 吉晴の末弟宗光の家系（堀尾掃部家）

吉晴の末弟である掃部（六左衛門）は、本名を氏光、出雲国入国後は宗光と称した。宗光の初出は、天正十九年（一五九一）二月二十四日付の堀尾賀門（掃部のことか）証文写（史料12）で、大工役を勤める職人へ諸役免除を保証している。ただし、掃部と名乗るのは慶長期からであり、天正・文禄期は六左衛門を称しており、本文書は検討を要する。翌二十年には、浜松市天竜区の秋葉神社へびた銭を寄進しており、遠江国北部での活動が見られる。記録では、遠江国北部にある二侯城は宗光が城主であったと伝わり、天竜区など遠江国北部にある神社の棟札には「地頭 堀尾六左衛門」と記されていることから宗光が遠江国北部（犬居領と二侯周辺）を吉晴から預かっていたことがわかる。

猪飼次郎兵衛に嫁いだ（一人は不詳）。長男は跡を継いだ修理氏信、次男は丹下（丹家とも）氏安、三男は彦三郎、のちに六左衛門、角左衛門と称した。四男は長右衛門といい、元和五年（一六一九）に早世している。また、妻の連れ子が四人おり、田中姓を称していた。

宗光の後を継いだ氏信は通称を修理と称する。初出は、吉晴が死去した直後の慶長十六年（一六一一）六月二十六日付の堀尾家家臣起請文写に「堀尾修理亮」としてである。また、元和五年（一六一九）三月二十八日付の狭長神社（雲南市掛合町）棟札に「当御地頭 堀尾修理頭」と記されていることから、父宗光の遺領を引き継いで三刀屋周辺を預かっていたと推測できる。

氏信は、大坂冬の陣に兵を率いて従軍したことが『古城山件』や『常山紀談』²⁸に「堀尾河内、同修理、前田丹後、²⁹式百余遣し候へども」と記されている。その後、寛永三年（一六二六）六月十五日に死去する。

修理氏信の跡を継いだのは、子の氏朝で父と同じく通称を修理という。氏朝は、『給帳』では堀尾家家臣団の中で最大の六五〇〇石を給し、城下の東端に広大な屋敷を持っていた。この屋敷地は、京極期・松平期を通じ、家臣として最高の石高を給する人物が住

関ヶ原の戦に際しては、忠氏と行動を共にしていたようで、『堀尾家記録』美濃川越合戦首之覺に「掃部与」が首十三を取ったことが記されている。

出雲国入国後、堀尾家は国内の寺社に対し領地を保証する文書を発給している。この文書の発給者は、堀尾家の重臣（年寄）四名が前から順に「落合藏人貞親」「堀尾頼母助正家」「吉川左兵衛尉貞恒」「堀尾掃部助宗光」と連署しており、宗光は最後に署名していることから重臣の最高位であったと推測できる。

また、記録ではあるが、三刀屋尾崎城の城主について記した『古城山件』³⁰に宗光が三刀屋尾崎城に在城し、城山の麓にあった梅窓院の末寺である道安寺には宗光の墓があるとしている。

宗光は慶長十三年（一六〇八）、または翌年の三月二十五日に死去する。『近代系譜』や『三時回向』には「見桃院殿寶光世眞大居士」「慶長十三戊申三月廿五日 堀尾氏光公 吉晴公弟」とあり、円成寺の過去帳や『堀尾古記』には慶長十四年三月二十五日条に「堀尾掃部果ル」とあつて没年がはっきりとしない。墓所は三刀屋尾崎城の麓にある殿様墓と伝わる。

宗光は遠江国乾城主であった天野宮内右衛門の娘を妻とし、四男五女がいた。五人の娘は高田大学、嶋田二位五郎、松田左近、

んだ場所である。氏朝が堀尾家の家臣筆頭であったことがうかがえる。堀尾家断絶後は、他の旧臣と共に高野山に登り、幕府の老中に対して堀尾家の家名存続を願っている。その後の動静は不明で、寛永十八年（一六四一）十一月二十三日に死去した。修理氏朝には娘がおり、岸部村の西村弥兵衛に嫁いだという。

宗光の次男は氏安といい、通称を丹下（丹家）と称した。給帳では一〇〇〇石を給し、馬廻組頭を勤める。屋敷は現在島根県民会館が建つ殿町にあった。堀尾家家臣の前田丹波の娘を妻とした。堀尾家断絶後は、尼崎藩の青山幸成に招かれ、一〇〇〇石を給し城代を勤めた青山家が郡上八幡に移ったのちも藩士として仕え、明治維新を迎えている。氏安は叔父である吉晴の養子となったとも伝えられ、系譜の中には吉晴の子として扱われているものがある。

春光院に伝わる『堀尾家譜系』や『三時回向』、『近代系図』には、氏安の家系が詳細に記されており、堀尾家断絶後は氏安の一族が中心となって春光院において菩提を弔っていたと推測できる。

宗光の三男である彦三郎は、後に六左衛門、角右衛門と称する。『給帳』では二〇〇石を給し、甥である氏朝の馬廻組に属した。屋敷は現在島根県庁南分庁舎が建つ殿町にあった。堀尾家断絶後は、

母方の叔父である紀州藩士天野兵庫の養子となり、紀州徳川家に仕える。³⁰⁾のちに父祖である吉晴の功績から堀尾姓に戻し、子孫は明治維新を迎えている。

8 吉晴の長妹の家系(森勘兵衛家)

吉晴の妹の一人は、森次郎右衛門の妻となる。この森次郎右衛門は事跡が全く不詳である。次郎右衛門の子は勘兵衛という。『給帳』に森勘兵衛の名があり、この人物が吉晴の甥にあたるのであろう。『給帳』では六〇〇石を給し、堀尾孫兵衛が組頭を勤める馬廻組に属していた。屋敷は現在松江赤十字病院別館が建つ母衣町にあった。

勘兵衛の事績としては、『古記』に一つあるだけである。寛永九年(一六三二)五月に熊本藩主の加藤忠広が改易されたことに伴い、幕府から熊本に上使が派遣された。その際に堀尾家からの見舞いの使者として森勘兵衛と長瀬弥左衛門が派遣されている。

堀尾家断絶後は福井藩の松平忠直に仕えた。幕末ごろの福井藩士に森勘兵衛と名乗る人物がいることから、福井藩士として明治維新まで仕えた可能性がある。

9 吉晴の次妹の家系(小嶋伊予家)

吉晴の妹の一人は、小嶋作右衛門の妻となる。この小嶋作右衛門についての事績は不詳であるが、『古記』には慶長九年(一六〇四)に上京する忠晴の供の一人として「作右衛門」の名があり、この人物である可能性がある。

作右衛門の子は正和(または正利)と名乗り、³²⁾通称を伊予と称す。正和の初出は『古記』に慶長十二年(一六〇七)の仕置の一人として記載があり、同十九年(一六一四)まで仕置役を勤めている。吉晴が死去した直後に家臣団が連署した起請文『堀尾家臣起請文』写には「小嶋伊予守」として記載がある。正和は堀尾民部一信とともに堀尾家の初期藩政に中枢として活躍した。

正和は、『古記』では寛永五年(一六二八)四月二十五日、円成寺の過去帳では同六年四月二十五日に六十三歳で死去している。法名を「徹叟道也居士」という。

正和の遺跡は子の隼人(隼人は通称、本名不詳)が継ぐ。隼人は『給帳』で二〇〇石を給し、馬廻組頭を勤めた。屋敷は『給帳』に記載がないが、「隼人内 古濱茂右衛門」という人物の屋敷があり、与力が松江にいたことになる。隼人の屋敷は松江ではなく江戸にあった可能性がある。隼人の初出は『古記』で慶長十六

年(一六一二)条に初めて江戸に出る忠晴の供の一人として名が出る。また寛永九年(一六三二)にも江戸に出る忠晴の供をしている。その後、忠晴とともに江戸に留まっていたのであろう。翌年九月の忠晴の死に際しては、松江から急ぎよ上京した堀尾方成、揖斐高清、久徳内膳と、江戸にいた隼人の四人が老中と対面して改易を伝えられている。

堀尾家断絶後は、他の旧臣と共に高野山に登り、幕府の老中に対して堀尾家の家名存続を願っている。その後の動静は不明であるが、春光院の記録『春光院古今院事記』³³⁾に祠堂銭を納めた人物として小嶋忠兵衛がいる。この人物は「堀尾家ノ臣小嶋隼人之後也、忠兵衛ハ仕石川家ニ無嗣故ヘニ遺寄ノ二刀ヲ売却メ祠堂物トス」とある。このことから隼人、もしくはその子が亀山藩石川家に仕え、忠兵衛の代になって途絶えたと考えられる。なお、隼人は寛永十三年(一六三六)八月二十日に死去し、法名を「義伝院鍊叟正銭居士」という。

10 吉晴の末妹の家系(堀尾大隅家)

吉晴の末妹は、生駒孫兵衛の妻となる。その息子は堀尾大隅と称し、『給帳』では二二二〇石を給して馬廻組頭を勤めた。堀尾家

断絶後は、かねてから存じ寄りであった久留米藩有馬家に仕官している。久留米藩の『御家中略系譜』³⁴⁾に事績が詳しく記録されている。

生駒孫兵衛は通称を越後と称した。もとは尾張国の牢人で、織田信雄に仕えて伊勢国と尾張国の内二百五十貫を領していたという。経緯は不明であるが、その後堀尾吉晴に仕官し、吉晴の末妹と婚姻している。円成寺の過去帳に、寛永三年十二月十三日に死去した人物として「錦屋宗繡大姉 大隅殿母儀ヲマリ殿」とあり、また『古記』には同日に「コヲリ殿御遠行」と記されており、この人物が吉晴の妹であろうと推測できる。

『堀尾家記録』美濃川越合戦首之覚には「生駒孫兵衛与」で首を挙げた人物として生駒孫兵衛他十二名の名が記載されている。このことから関ヶ原の戦いにはすでに一部隊の組頭を務めていたことがわかる。その後、出雲国への国替えにも付き従ったと考えられるが、その後の動静は不明である。

生駒孫兵衛の子は、初名を孫兵衛、のちに氏親³⁵⁾と名乗る。通称を大隅と称する。母が堀尾氏であるため、その姓を名乗った。『御家中略系譜』では若年より吉晴に仕え、出雲国入国後は一八〇〇石を給し、後に加増されて三〇〇〇石、年寄となった。堀尾忠氏

逝去後、吉晴から幼少の忠晴の後見を命じられたという。

『古記』では、元和三年（一六一七）六月に忠晴が上洛した際に村尾七郎兵衛と供をし、同九年（一六二三）と寛永五年（一六二八）に忠晴が江戸へ向かった際に供をしている。また、堀尾家断絶後には他の旧臣と共に幕府の老中に対して堀尾家の家名存続を願ったことが記されている。

堀尾家断絶後は、牢人として大坂に居住し、旧臣と高野山に登って堀尾家の菩提を弔うため石塔などの整備をしたのであろう。その後、以前からの知り合いであった久留米藩主の有馬玄蕃頭豊氏に招かれ、息子らとともに仕官する。氏親はすでに老年であったため、家督は長男の孫兵衛に譲り、自らは鷹使いとして合力米五〇人扶持を給した。寛永十四年（一六三七）に起こった島原・天草一揆に有馬軍の一員として付き従う。没年は不詳である。長男は堀尾孫兵衛と名乗り、『給帳』では三〇〇石を給し父氏親とは異なる組の馬廻組頭を勤めている。

堀尾家断絶後、寛永十一年（一六三四）十一月に父に先駆けて久留米藩に召し抱えられ、大組鉄砲頭となり八〇〇石、のちに増され九〇〇石を給した。父とともに島原一揆に従軍している。承応三年（一六五四）に死去した。なお、息子の六右衛門の代に

嗣子がなく断絶する。

氏親の次男は吉十郎という。『近代系図』や『御家中略系譜』により次男とわかる。『給帳』では、父が組頭を勤める馬廻組に属し、二〇〇石を給した。堀尾家断絶後の寛永十三年（一六三六）二月に父とともに久留米藩に召し抱えられ、馬廻組に属し三〇〇石、のちに増され三五〇石を給した。島原・天草一揆に従軍し、寛文三年（一六六三）に死去した。久留米藩の堀尾家はこの吉十郎の家系が代々続き、明治維新を迎えている。

11 吉晴の長男 堀尾金助

吉晴の長男と伝えられるのは、金助である。金助は吉晴の叔父である修理亮の子であるとも、修理亮の子で吉晴の養子になったとも言われている。³⁶しかし、堀尾家の系図が載る『寛政重修諸家譜』や『譜牒余録』、堀尾家の菩提寺である春光院所蔵の『堀尾家譜系』³⁷や『近代系図』等には吉晴の子として扱われ、跡を継いだ忠氏の前に並んで記載されている。編纂された系図では養子ではなく実子となっている。

金助の初出は、天正十五年（一五八七）頃に豊臣秀吉から東山大仏殿の造宮材木の運搬を命じられた文書で、³⁸山内一豊と金助両

に橋の架け替えを行い、擬宝珠にこの書付を見る人は念仏を唱えてほしいと刻み込んでいる。³⁹

名に宛てて出されたものである。この時、吉晴は遠江国浜松を領し、山内一豊は隣の掛川を領していた。秀吉は堀尾領、山内領のそれぞれに材木の用意を命じており、山内領には城主である一豊に宛て、堀尾領へは吉晴が不在であったためか、堀尾吉晴の代理として十六歳前後であった金助に宛てられているのである。このことは秀吉が吉晴の代理は泰勝ら吉晴の弟ではなく金助であると認識しており、吉晴の実子である可能性を示すものである。

金助は天正十八年（一五九〇）の小田原の陣で初陣を飾る。しかし、この在陣中の六月十二日に十八歳で死去するのである。その金助の菩提を弔って創建したのが春光院である。その起源を享保七年（一七二二）に記した『春光院古今院事記』に「当院八天正十八年創建、初八号俊嚴院、後猷山和尚改春光、則堀尾帯刀吉晴公法名法雲院殿松庭世柏大居士長男堀尾金助法名俊嚴院殿逸嚴世俊大禪定門此年相州小田原陣中ニテ病死ユヘ菩提之為建立、（後略）」とあり、長男である金助の菩提のために建立し、当初の寺号を俊嚴院といったことが書かれている。後世の記録ではあるが、吉晴長男として記載が残る資料である。

元和八年（一六二二）には尾張国熱田の裁断橋で金助の初陣を見送った母が、帰らぬ金助の菩提を弔うため、金助の三十三回忌



堀尾金助木像（春光院所蔵）

12 吉晴の長女勝山の家系(堀尾河内家)

吉晴の長女である勝山は、家臣の野々村河内(河内は通称、本名は延定力)の妻となる。これにより野々村河内は堀尾姓を賜り、堀尾河内となった。勝山と河内の間には男子がおり、堀尾勘解由という。また養子として求之助がいた。^⑩

この勝山一家は『取立古説』という書物で、忠氏没後に勘解由を堀尾家の当主にしようと目論んだとある。また、『古城山件』では堀尾修理が専横を極めた河内を三刀屋尾崎城に招いて捕え、隠岐に流しそこで死を賜ったという話が残っている。ともに物語であるが、河内を堀尾家臣団から排除したという点は一致している。

一次史料に基づく勝山一家については、詳細にはわかっていない。勝山の事績については、『三時回向』に「靈照院殿高月宗松大禪定尼」^⑪「元和四戊午正月十七日 勝山殿 吉晴公女」と書かれ、春光院の御霊屋には勝山の尼形木像があり、境内には伝野々村河内妻五輪塔があつて、春光院で弔われていることがわかる。

堀尾河内は、元の姓を野々村といい、吉晴の娘勝山を妻とすることで堀尾姓を賜って一族となった。河内の初出は、吉晴が死去した直後に家臣団が連署した堀尾家臣起請文写に署名している。年月は不詳であるが、神魂神社には端裏書に「大庭知行わり之時」

け継がれ記されたのであろう。

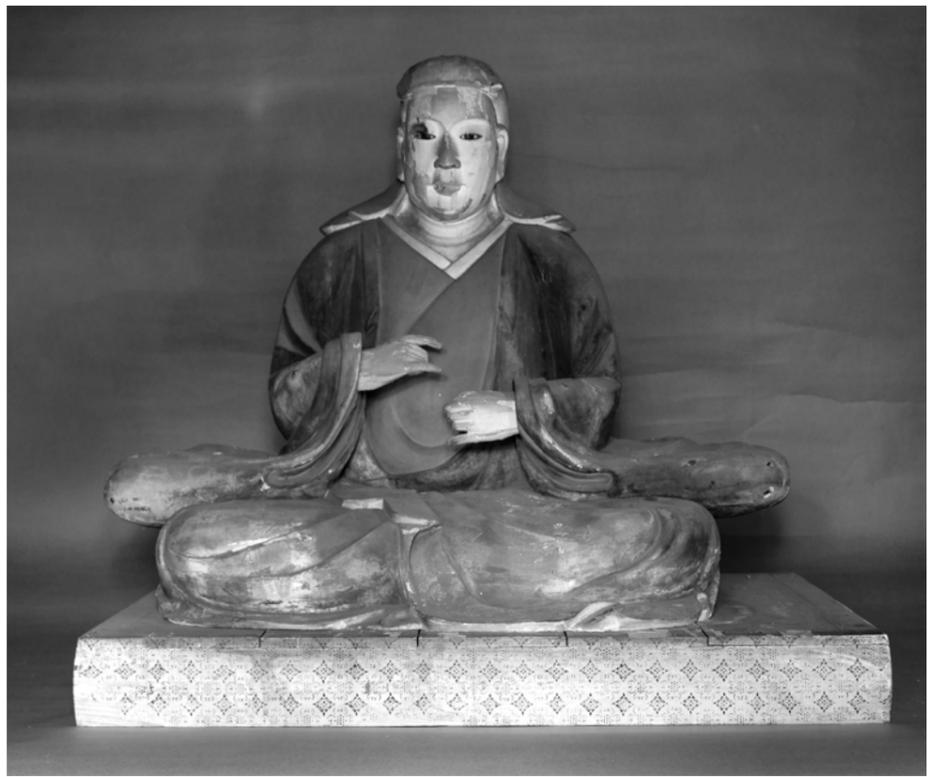
子の勘解由は『古記』慶長十三年に「堀尾勘解由果ル、極月五日京ニテ」とある。『三時回向』では慶長十三年十二月五日に死去した人物として「桂岩院殿祥雲世端大居士」「慶長十三十二月五日」と記されている。富田城の中腹にある親子観音内宝篋印塔には同様の法名と年月日が刻まれており、桂岩院殿祥雲世端大居士は河内の子の勘解由であることがわかる。吉晴の血を分けた勝山、勘解由は死後も一族として春光院で弔われている。勝山没後に河内は罪を得て配流されたため、河内は春光院で弔われていないのである。

富田城内に勘解由の石塔があることは、河内が富田城を預かっていたことを示唆する。三刀屋尾崎城を預かっていた堀尾宗光父子の墓と伝わる石塔がその麓にあり、瀬戸山城を預かっていた松田吉久の墓と伝わる石塔もその麓にある。城主に関係する人物の墓所はその城地にあつた。また、記録等でも隠岐にある過去帳や富田城の麓にある巖倉寺の『巖倉寺縁起』^⑫には、富田城は一族の家老堀尾河内守へ預けられ、能義一郡四万六千石を与えられていたとある。富田城の近くにある富田八幡宮の棟札には大願主として河内の名があることから河内が富田城を預かり、城下を領し

とある堀尾家内河内某書状があり、知行割に関する文書であることから堀尾家の出雲国人国後すぐの可能性がある。棟札としては、慶長十八年(二六一三)九月二七日付の新宮神社(奥出雲町下横田)棟札に「御地頭堀尾河内守」や元和三年十一月吉日付の富田八幡宮(安来市広瀬町)棟札写に「大願主堀尾河内守在原朝臣延定」とある。

また、記録では、大坂冬の陣のことを書き留めた『常山紀談』に堀尾修理、前田丹後とともに兵を率いたことが書かれている。『古記』では、「河内」という家臣のことが記されており、この人物が堀尾河内である可能性がある。慶長十六年に初めて江戸へ出る忠晴の供の一人であり、元和五年(一六一九)には「九月二十三日二河内ヲ隠岐へ被遣」、寛永五年(二六二八)条では「隠岐ニテ河内被仰付、正月十九日」とある。これは元和五年九月に河内が隠岐に配流され、その十年後に隠岐で死を命じられたと考えることができる。河内の隠岐配流に関しては、『本光国師日記』元和六年七月九日条に、堀尾河内養子の求之助が河内とともに流罪となつたことが記されている。また隠岐には「浄土宗 堀尾院離誉宝河内月居士 俗名堀尾河内事 雲州富田城主 堀尾帯刀舎弟」と書かれた過去帳^⑬が残っており、河内が隠岐で死去したということが受

ていたと推測できるのである。



靈照院(勝山)木像(春光院所蔵)

13 吉晴の娘の家系（堀尾因幡家）

吉晴の娘の一人は松田吉則の妻となったと伝わる。これにより吉則は堀尾姓を賜り、堀尾吉則となった。松田家は吉則の父の代から堀尾吉晴に仕えている。

吉則の父は、松田吉久といい、秀吉から「吉」の一字を賜ったという。通称は左近と称する。吉久は近江国甲賀の出身で、豊臣秀吉に仕え、堀尾吉晴に付けられた。左近の功績は『譜牒余録』堀尾系譜に何度も書かれている。初出は天正七年（一五七九）九月の三木城攻めに際して吉晴の家老として戦功があり、同十年（一五八二）の備中高松城攻め、山崎の戦い、同十二年（一五八四）の小牧・長久手の戦い、同十八年（一五九〇）の山中城の戦いそれぞれに格別の戦功があったため、秀吉から感状を賜っている。関ヶ原の戦いの際には忠氏に従い、慶長五年（一六〇〇）八月の河田木曾川渡河の戦いで諸将が協議する中、前田十左衛門（丹波）とともに強く渡河を勧めた。この時には徳川家康から感状を賜った。一次史料としては、天正十五年（一五七八）正月二十六日付の上坂伊賀入道・上坂信濃入道宛て松田左近右衛門尉吉久書状（史料5）で、諸役の免除を伝えている。この時吉晴は佐和山を領しており、左近は奉行人として文書を発給している。また、吉晴死

後の家臣団起請文である堀尾家臣起請文等に署名している。

記録は数多く残されている。『出雲私史』⁴⁴慶長四年六月条で、福島正則と酒を酌み交わしたことや、『談叢』では浜松城で伊達政宗を出迎えたことや、忠晴の婚姻に際して徳川秀忠の養女を家老の吉川若狭・前田十左衛門（丹波）とともに伯耆国の国境まで行き出迎えたことなどがある。また、松田家に伝わる系譜『松田家系譜』⁴⁵には、出雲国入国後に備後国との国境にある赤名の瀬戸山城を預かり二万石を領し、慶長十八年（一六一三）一月四日に死去したと記されている。また、吉久の娘は出雲国造となる北島晴孝の妻となっている。『出雲国造系譜』⁴⁶には六十五世国造晴孝の系譜に「室堀尾山城守高階忠晴家老赤穴城主松田左近源吉久女、吉久禄一万八千石」とある。北島晴孝の「晴」の字は忠晴から賜っていることともに堀尾家が出雲国造北島家と結びつきを持っていたことを示すものである。

吉久の子は吉則といい、吉晴の娘を妻としたために堀尾姓を賜る。通称を監物、のちに因幡と称した。吉則は『給帳』で四九〇〇石を給し、馬廻組頭を勤めた。屋敷は現在アルファステイツ母衣町が建つ殿町にあった。

吉則の初出は、大坂冬の陣の際に吉則が感謝状を山内家の陣に岫安心居士が死去しており、この人物であると比定できる。孫右衛門の子が正近といい、通称を十左衛門、のち丹波と称した。正近は『給帳』では三〇〇〇石を給し、馬廻組頭を勤めた。屋敷は現在の殿町、島根県観光物産館の東側にあった。正近の初出は十左衛門の名で、『譜牒余録』堀尾系図に登場する。天正十九年（一五九二）年の九戸城の戦いに際しての前田十左衛門、掛斐与兵衛、則武三太夫らの活躍や、慶長五年（一六〇〇）八月の川田木曾川渡河の戦いに際して松田吉久と十左衛門が協議する諸将らに強く渡河を勧めている。正近は大坂冬の陣に兵を率いて参戦し、戦後大坂城の石垣普請に際し堀尾家の奉行となっている。⁴⁸

送っている。吉則が大坂の陣に参戦していたことを示す。また、寛永八年（一六三二）八月には徳川秀忠が病気になることを受け、吉則が忠晴の名代として出雲大社へ参詣し、病氣平癒の祈祷を依頼している。⁴⁸

堀尾家断絶後は、他の旧臣と共に幕府の老中に対して堀尾家の家名存続を願っている。円成寺の過去帳では吉則が寛永十一年（一六三四）五月五日に死去し、同年五月七日付の久徳内膳宛山岡主計書状に「因幡殿御遠行之由（略）」と書かれている。⁴⁹

吉則の子は松田吉正といい、通称を勘十郎と称した。『給帳』では父吉則が組頭を勤める馬廻組に属し、八〇〇石を給した。『松田家系譜』では、大坂冬の陣と島原・天草一揆で戦功があったと記す。吉正の子である善右衛門正晟は大洲藩加藤家に仕えて、子孫が明治維新を迎えている。

14 吉晴の伯母の家系（前田丹波家）

吉晴の父泰晴の姉は、甲斐又太郎の妻となる。甲斐又太郎は若くして討ち死にし、子は吉晴とともに育って前田孫右衛門と名乗った。孫右衛門は出雲国入国後に出家し安心と号した。円成寺の過去帳に慶長十八年（一六一三）八月十日に前田十左衛門の父の月

し抱えられ、牢人分として一〇〇〇俵一〇〇〇人扶持を得ている。⁵¹

正近も春光院で弔われており、『三時回向』に「了因牧心居士」「正保二九月十六日前田丹波正近 堀尾吉虎公ノ外祖」とある。

正近の子は十左衛門と称した。給帳では三〇〇石を給し、父正

近が組頭を勤める馬廻組に属した。屋敷は現在天理教松江分教会が建つ母衣町にあった。堀尾家断絶後は、父とともに京極忠高に仕え、二一〇〇石を給した。『三時回向』に「一空禪、心居士」「寛永十六十一月十九日堀尾民部ノ婿前田十左衛門」とあり、父に先立って没している。

正近には娘がおり、出雲国造の千家家や堀尾氏安、堀尾左兵衛に嫁いでいる。堀尾左兵衛は堀尾頼母の長男である。頼母は高間宗兵衛と名乗っていたが、吉晴の家臣となり堀尾姓を賜って堀尾頼母となった。

おわりに

以上、堀尾家の親族、縁者について概説を述べた。堀尾家家臣団は吉晴の弟掃部宗光を中心に、一族が支城を任せられ馬廻組の組頭を勤めている。一族によって強固な家臣団を築いていたのであろう。しかし、堀尾家断絶後はそれぞれ他家に仕官し、その名跡を存続させている。また、断絶後数年のうちに修理氏朝、采女一明、因幡吉則が相次いで死去している。断絶に伴う心労は相当なものであったのだろう。

- 江市教育委員会、二〇〇七年。
- (17) 『堀尾期松江城下町絵図』、島根大学附属図書館所蔵、以降屋敷の位置は本史料に基づく。
- (18) 『新編熊野大社並撰末社棟札写』熊野大社著、二〇〇八年、熊野大社棟札三 慶長十六年「奉上葺」棟札。
- (19) 『武功雑記』松浦鎮信著、『備前老人物語 武功雑記』所収、奥野高広著、現代思潮社、一九八一年。
- (20) 揖斐伊兵衛はのちに伊豆と称し、堀尾家の重臣である揖斐伊豆高直のこと。
- (21) 『寛永十三年御領地御支配帳』、『二本松市史』第四巻資料編二近世一、二本松市、一九八〇年。
- (22) 『松江藩列士録』第一巻「堀尾茂次」、島根県立図書館所蔵。
- (23) 『松江城下町遺跡出土の桔梗紋の瓦を使用した家について』新庄正典、『松江歴史館研究紀要』2、松江歴史館、二〇一二年。
- (24) 松江歴史館特別展図録『堀尾氏三代の国づくり』五十九頁、松江歴史館、二〇一一年。
- (25) 『当山過去帳 自慶長五年至明治二年』円成寺所蔵、昭和二十五年に古い過去帳を書写したもので、円成寺で供養されている人々の名前を記載している。
- (26) 『古城山件』、『旧島根県史編纂資料 近世筆写編九』、島根県立図書館所蔵、天保三年に筆写されたもので三刀屋城主についての伝聞を記す。
- (27) 狭長神社棟札、『掛合村誌』、一九二六年。
- (28) 『常山紀談』、『佐久間河内守物語並渡辺内蔵助が狂歌の事』、湯浅常山著。
- (29) 「御家中之面々家禄」堀尾丹下、『郡上八幡町史』、八幡町、一九八六年。
- (30) 『南紀徳川史』第六冊 名臣伝天野兵庫、堀内信編、南紀徳川史編纂会、一九三二年。

注

- (1) 『堀尾家記録』慶応三年（一八六七）筆写、『新修島根県史』史料編2、島根県、一九六五年。
- (2) 『堀尾吉晴』島田成矩著、今井書店、一九九五年。
- (3) 『堀尾吉晴と忠氏』佐々木倫朗著、松江市教育委員会、松江市ふるさと文庫5、二〇〇八年。
- (4) 『堀尾吉晴・忠氏父子に関する基礎的考察』福井将介著、『松江市歴史叢書2』、松江市教育委員会、二〇一〇年。
- (5) 『堀尾泰晴肖像画』（春光院所蔵）賛より。
- (6) 『堀尾古記』の翻刻と検討―佐々木倫朗・小山祥子著、『松江市歴史叢書』10、松江市、二〇一七年。
- (7) 『松江亀田山千鳥城取立古説』堀恵之助著、一九九三年。『松江亀田山千鳥城取立古説』は元禄元年以降に成立した松江城の築城に関する伝聞を集積したものである。
- (8) 『譜牒余録』国立公文書館内閣文庫、一九七五年。
- (9) 『堀尾家略系図』、亀山市歴史博物館所蔵。
- (10) 『堀尾近代系図並外孫縁者之覚』、妙心寺塔頭春光院所蔵。
- (11) 『寧固齋談叢』国立公文書館所蔵、表紙見返しに亀山藩石川家の人物が記載したと記す。
- (12) 『春光院三時回向』『松江市歴史叢書』1、松江市教育委員会、二〇〇七年、春光院において追善供養されている人物の名を記し以降法名は本史料に基づく。
- (13) 『安来市内遺跡発掘調査報告書』一、安来市教育委員会、二〇一一年。
- (14) 『雲陽誌』黒澤長尚著、歴史図書社、一九七六年、『雲陽誌』は一七一七年成立の出雲国の地誌。
- (15) 『亀山城主石川家譜「難破録」』その一、亀山市歴史博物館歴史資料叢書第八集、亀山市歴史博物館、二〇〇一年。
- (16) 『出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳』『松江市歴史叢書』1、松
- (31) 『福井藩士履歴六 みくわ』、福井県文書館資料叢書十四、二〇一八年、「森新八勘兵衛 廿三石五人」と記載がある。
- (32) 『堀尾一信・小嶋正和連署書状』日御崎神社蔵文書五、『旧島根県史編纂資料』、島根県立図書館所蔵。
- (33) 『春光院古今院事記』春光院所蔵、享保七年（一七二二）。
- (34) 『御家中略系譜』巻五、久留米市立図書館所蔵。
- (35) 『堀尾大隅書状』千家男爵家文書4、『旧島根県史編纂資料』、島根県立図書館所蔵。
- (36) 『堀尾金助の実像と裁断橋物語に関する研究』、荒平訓弘著、『研究紀要VI』、大口町歴史民俗資料館、二〇〇八年。
- (37) 『堀尾家譜系』、『松江市歴史叢書』1、松江市教育委員会二〇〇七年。
- (38) 『豊臣秀吉朱印状写』、『新修彦根市史』5、八〇七号、二〇〇五年。
- (39) 熱田裁断橋擬宝珠、名古屋国立博物館所蔵。
- (40) 『本光国師日記』元和六年七月九日条、堀尾河内養子求之助が父の河内と同様に流罪され、求之助勝仙院の甥のため崇伝に赦免を依頼される。
- (41) 富田八幡宮棟札、『郷土広瀬』※寛政二年三月の火災で原本焼失。堀尾河内過去帳、個人所蔵、書写したものであり史料価値は少ないが堀尾河内の伝承が隠岐で伝わっていたことになる。
- (42) 『巖倉寺縁起』、『旧島根県史編纂資料 中世筆写編二』、島根県立図書館所蔵。
- (43) 『出雲私史』慶長四年条、桃好裕著、博広社、一八九二年。
- (44) 『松田家系譜』、個人所蔵、宇和島藩士となった松田家に伝わる。
- (45) 『出雲国造家文書』附録出雲国造世系譜、村田正志編、清文堂出版発行、一九八八年。
- (46) 『堀尾因幡守書状』、土佐山内家宝物資料館所蔵、『松江市史』近世III堀尾期四十三号所収。
- (47) 『堀尾家奉行連署書状』千家男爵家蔵（出雲市大社町）、『島根県

- 史』八 二十二頁所収。
- (49) 「山岡主計書状」塩見家文書D・8・12、個人所蔵、『松江歴史館研究紀要 第八号』「松江藩士塩見家文書目録」、松江歴史館、二二〇年。
- (50) 「黒部三平・百々七左衛門尉・山田五郎左衛門尉連署書状」土佐山内家宝物資料館所蔵、『東京大学史料編纂所研究成果報告 二〇一二・六』三所収。
- (51) 「京極忠高給帳」、『新修島根県史 史料篇二「近世上」』、島根県、一九六五年。

おわりに

五か年に及ぶ堀尾吉晴公共共同研究では、全国の都道府県立博物館、主要な市立博物館、堀尾氏に縁のある地域の博物館や寺社へアンケートによる堀尾氏関係文書調査を行った。アンケートの結果、堀尾氏に関わる同時代の新出一次史料は三点見出された。うち二点は吉晴の浜松領知期の文書で、内容は禁制と寺院火災後の相談である。もう一点は吉晴の孫忠晴の文書であった。本報告書では、共同研究で見つけた史料や鎌倉時代の尾張国中島郡堀尾庄にいた堀尾氏に關係する史料十七点、慶長五年（一六〇〇）以前の堀尾吉晴及び家臣団発給文書など七十五点、その他関係系譜一点を翻刻し、堀尾氏の活動を明らかにした。

鎌倉時代の尾張国中島郡堀尾庄（現、岐阜県海津市平田町附近）の地頭に堀尾氏がいた。堀尾庄から約二七キロメートル東に、堀尾吉晴やその父泰晴が居住した尾張国丹羽郡御供所（現、愛知県丹羽郡大口町）があり、泰晴・吉晴父子の系統が「小太郎」を通称とし、「泰」字を通字とすることから、鎌倉時代の堀尾庄地頭の堀尾氏につながる可能性を指摘した。

現在確認できる最古の堀尾吉晴発給文書は、天正十年（一五八二）三月十三日の書状である。これは織田信長による甲州征伐が終わり、吉晴が中国攻めに参加することを同僚である坪内喜太郎らに伝えたものである。このころは一人の武将として書状を書いている。同年六月に本能寺の変が起こると、吉晴の立場が一転する。羽柴秀吉が明智光秀を討ち、吉晴は光秀の旧領である丹波国黒井を領することとなり、領主として寄進状（判物）を発給している。吉晴の所領は若狭国高浜、同国佐垣と移り、この間の史料は吉晴自身が発給した文書である。

天正十三年（一五八五）に近江国佐和山を領したころから、家臣が判物を発給するようになる。このころから吉晴を頂点とした堀尾家臣団ができあがり、のちに堀尾姓を賜る松田氏、生駒氏などが発給者となっている。天正十八年（一五九〇）の小田原攻めのあと、吉晴は徳川家康の旧領であった遠江国浜松を領することとなる。浜松領知時の発給文書で特徴的なことは、吉晴の弟である次郎助泰勝と六左衛門宗光の名が出てくることである。末弟の宗光は遠江国北部の二俣城主となり、北遠地域を任されている。そのため、北遠地域の棟札などに名

前が見える。一方、次弟の泰勝については、どこかの地域を任されていたという記録はない。しかし、同十九年（二五九一）には泰勝が十四点の書状を出している。これは、吉晴が奥州仕置で出陣中、留守となった浜松領を泰勝が預かり、吉晴の代理として活動していたためである。また、この時期には地域の代官であった丹羽彦兵衛や山口半右衛門といった人物が年貢の受け取りや検地に携わるなど実務を担っていたようである。吉晴とその弟を中心とし、代官が実務を行う体制が浜松領知期にはできあがった。

また、吉晴は領国経営以外に豊臣氏の奉行衆としての発給文書が一通ある。後世に編纂された吉晴の事績で記載されているとおり、中老として徳川家康と対立する奉行衆の仲を取り持っていたことを知り得る文書である。

堀尾吉晴及び家臣発給文書など七十五点のうち吉晴が発給した文書は十五点である。このうち十一点が禁制や判物、四点が書状である。吉晴は領主として必要なことだけを残した。江戸時代、吉晴の娘が嫁いだ亀山藩主石川家では、吉晴は自らの功績は話さなかったと伝えており

（『譜牒余録』堀尾系譜）、寡黙な人物だととらえていた。

堀尾吉晴共同研究会 報告書

研究テーマ：文献

堀尾氏発給文書及び系譜集

——慶長五年以前——

令和3年（2021）3月

編集 堀尾吉晴共同研究会（文献）

発行 堀尾吉晴共同研究会（松江市・安来市・大口市）

印刷 株式会社 江友



堀尾吉晴肖像画(春光院藏)